

明治三十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

号外  
平成二十四年五月二十九日

## ○国 第百八十回 会 衆議院会議録 第二十二号

平成二十四年五月二十九日(火曜日)

午後一時 本会議

午後一時二分開議

### ○本日の会議に付した案件

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、原子力安全調査委員会設置法案(内閣提出)及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に關し承認を求めるとの件並びに原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外三名提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、原子力安全調査委員会設置法案(内閣提出)及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に關し承認を求めるとの件並びに原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外三名提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案、原子力安全調査委員会設置法案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に關し承認を求めるとの件並びに塩崎恭久君外三名提出、原子力規制委員会設置法案について、順次趣旨の説明を求めます。國務大臣細野豪志君。

〔國務大臣細野豪志君登壇〕

○國務大臣(細野豪志君) 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案、原子力安全調査委員

員会設置法案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に關し承認を求めるとの件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。昨年三月十一日の東日本大震災によつて発生した東京電力福島原子力発電所の事故は、放射性物質の大量放出という事態に至り、発電所周辺の住民を初めとする多くの国民の生活に深刻な影響をもたらしました。その結果、我が国の原子力の安全に関する行政に対する内外の信頼は大きく損なわれました。

このような事態の再発を防止し、損なわれた信頼を回復するため、原子力の安全に関する行政の体系の再構築は喫緊の課題であります。昨年六月に國際原子力機関に提出した日本政府報告書においても、今回の事故から得られる教訓を踏まえ、原子力安全対策を根本的に見直すことが不可避であるとしておるところであります。

これを受け、八月には、原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針を閣議決定し、原子力安全規制に関する組織と制度の改革を進めることといたしました。また、十二月には、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の中間報告も取りまとめられたところであります。

これらにおいて示されている事故の教訓、検証を踏まえれば、原子力安全規制組織及び原子力事業者双方において、職員に求められる専門性を確保するための体系的な取り組みを促していくことが重要であり、これを通じ、それぞれの組織文化を一新する必要があります。もとより困難な課題が山積しておりますが、今後の長い道のりの第一歩を踏み出す必要があります。

こうした認識のもとで、損なわれた信頼を回復し、原子力の安全に関する行政の機能の強化を図るべく、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離するなど、規制と利用の

分離を徹底し、原子力の安全の確保に関する事務を一元化するなど、関係する組織を再編することにも、規制機関としての独立性を確保しつつ、事故発生時における迅速な対応を確保するため、環境省に原子力規制庁を設置し、あわせて原子力の安全の確保に関する規制その他の制度の見直しを行うため、これらの法律案を提出した次第であります。

まず、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、環境省設置法等の關係行政機関の組織に關する法律の改正についてであります。

環境省に、原子力の規制等を行うことにより、原子力の安全の確保を図ることを任務とする外局として原子力規制庁を設置し、これまで原子力の利用の推進を担う組織においてそれぞれ行われてきた安全規制を一元的に所掌するため、關係行政機関の組織に關する法律について、任務、所掌事務の変更等を行うこととしております。

第二に、原子力基本法の改正についてであります。原子力利用における安全の確保は、國際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護することを目的として行うことを原子力利用の基本方針とすることとしております。

第三に、環境基本法等の改正についてであります。従来、環境基本法の適用除外とされていた放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とすることとしております。

第四に、原子力の安全を確保するための関連法律の改正についてであります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關

する法律について、最新の知見を踏まえた基準に許可済みの原子力施設を適合させる制度への転換、重大事故対策の強化及び運転期間の制限等を行うとともに、電気事業法との関係を整理し、発電用原子炉施設の安全規制体系を見直します。

また、原子力災害対策特別措置法について、原子力災害の予防対策を充実させ、原子力緊急事態が発生した場合に設置する原子力災害対策本部を強化するとともに、原子力緊急事態が解除された後においても事後対策を確実に実施できるようにすることとしております。

次に、原子力安全調査委員会設置法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力安全調査委員会の設置、所掌事務、組織等についてであります。

原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、新設する原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置することとしております。

委員会は、原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況や原子力事故等の原因について調査を行い、必要があると認められる場合には、環境大臣、原子力規制庁長官、関係行政機関の長に対する報告を行うことができることとしております。

委員は両議院の同意を得て環境大臣が任命することとしております。

第二に、原子力安全調査委員会が行う原子力事故等調査についてであります。

原子力事故等が発生した場合に委員会が行う原子力事故等調査に関し、委員会が行うことができる処分や報告書の公表等について定めることとしております。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるとの件の内容について、その概要を御説明申し上げます。

経済産業省から分離することに伴い、経済産業省が引き続き産業保安部門の事務を担うため、同省に産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を設置することとしております。

以上が、二法案及び国会承認を求めるとの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 提出者塩崎恭久君。

○塩崎恭久君(提出者) たいま議題となりました原子力規制委員会設置法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び概要を説明いたします。

昨年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、極めて多くの方々が、生活基盤を奪われ、困難な避難生活を余儀なくされております。御本人の意思とはかわりなく、生まれ育った故郷を離れざるを得ない状況に追い込まれた被災者の皆様方、十六万人にも上り、また、環境の放射能汚染による子供たちの健康への影響を懸念している父母の皆様方、風評被害による売り上げの落ち込みなどの悪影響を受けている方々など、今なお多くの国民の皆様方が、事故の傷跡を背負い、不安にさいなまれている。日々の生活を送られています。

我が国の原子力規制体制について議論する本通常国会において政治が果たすべき責任は、今回の事故の深い反省に立ち、原点に立ち返って真摯な議論を行い、二度とこのような事故を起こさない、確固たる規制体制を構築することにあります。国会での議論を通じ、真に安心して暮らせる日本をもたらし、福島に被災者の方々のみならず、国民の皆様方、そして世界の人々に対して、我々国会が果たさなければならぬ責務だと思っております。

我が国の原子力規制体制を振り返って見ますと、自民党政権のもとで、長らく安全神話に安住

し、真の安全文化が育まれない風土が定着していたことを率直に認め、反省せざるを得ません。

現在、国会の事故調査委員会が原因究明などの調査をされているところでありますが、今回の原発事故の教訓を総括すると、第一に、原子力を推進する経済産業省に規制を担う原子力安全・保安院の独立性が欠如する中で、安全が軽んじられてきたことが挙げられます。

第二に、緊急事態の対応において、本来、規制機関に任せおくべき専門技術的な事務にまで総理などの政治家が介入して、混乱が生じたことであります。

昨日、国会原子力事故調査委員会において、菅直人前総理の参事人聴取が行われました。素人の総理が、知人の外部有識者を頼りに、生半可な知識で専門家のつもりになって事故収束の現場に介入し、大混乱を起こしたのは明らかであります。

このような、いわゆる普通人リスクは排除されなければなりません。

第三に、我が国の原子力規制機関に専門的知識を有した人材と能力が欠落していたこと。

第四に、原子力規制と放射線モニタリングの所管官庁が異なり、SPEEDIの結果を公表する責任者が明確でなく、情報が迅速に国民に提供されないなどの機能不全が生じ、国民を放射線等から守れなかったことなど、規制が一元化されていなかったこと。

第五に、自然災害と原子力災害との複合災害ともなった今回の原子力災害において、有効な、そして総合的な対応ができる体制ができていなかったことなどが挙げられます。

野田総理は、昨年九月の国連ハイレベル会合において、規制と利用を切り離すとともに、規制の一元化を図り、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めると述べられました。しかしながら、政府提出法案は、野田総理の高い理想を実現するも

のとは、到底言えません。

まず、規制機関の独立性に関して、国際原子力機関、IAEAの安全基準では、規制組織の独立性、すなわち、十分な権限、人事及び予算を持つた上で、政治状況や経済条件に関する圧力等に左右されず、他省庁から独立した判断と決定が確保され、さらには、独自の他省庁への勧告権を付与すべき旨が定められています。

しかし、政府提出法案では、規制機関である原子力規制庁は環境省の外局とされ、長官を初めとする人事及び予算は同省の支配下に置かれております。

また、既に公表された人事政策では、推進官庁へのノーリターンはごく限定的で、このままでは単なる原子力村の環境省への引越しとなる可能性大といえるようがありません。

また、保障措置や放射線モニタリング、放射性同位元素の規制やテロ対策などは文部科学省の所管のまま残され、何ら一元化されておられません。

野田総理大臣が国際的な場で発言された、我が国の国際約束ともいうべき内容が全く徹底されていない政府提出法案では、総理みずからがいらっしゃった、安全性を世界最高水準に高めることなどは望むべくもないことは明らかであります。

原発事故を起こした我が国政府が、規制体制の見直し法案を昨年の臨時国会に提出できず、しかも、今回の政府提出法案は、霞が関の組織防衛のための本格的改革なき第二保安院づくりと見られ、これでは、国際社会から、日本は事故から何も学んでいないと批判をされてもいたし方なく、また、福島に被災者の思いを裏切ることになってしまふと言わざるを得ません。

今回の原発事故の反省に立てば、新しい原子力規制組織は、国際的な規範であるIAEAの安全基準の通り、平時、緊急時のいかに問わず、原子力推進官庁からの独立はもとより、他の省庁や政治から独立していること、権限、人事及

予算の独立性が与えられた、専門技術的な規制が行える規制機関とすべきこと、職員全員にノーターンルールを適用し、独立性を保ちながら、専任の職員が教育訓練により専門性を磨き、職能に依じたキャリアパスがある人事制度を構築し、世界の規制機関の専門家と共通言語を持ち、伍して議論ができる職員を養成すること、原子力安全委員会、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構という三層構造を一体化により解消し、専門性の高い実効的な規制機関とすることなどを実現した組織とすることが必要であります。

以上のような独立性を備えた組織体は、我が国の法体制のもとでは、規制組織全体をいわゆる三条委員会とする以外に方法はありません。

今回の原発事故のような過酷事故を防止することは、我々政治の重要な責任であります。

次に、この法律案の具体的内容について、概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力規制委員会の組織について定め

規制委員会は、国際基準にかなった、独立性が高い三条委員会とし、規制機関として必要な権限は全て規制委員会に付与いたします。また、その事務局を原子力規制庁と呼ぶことといたします。

原子力規制委員会は、安全確保に関する専門的知識と経験を有し、人格が高潔である委員長及び委員四人をもって組織し、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとし、委員長は認証官といたします。

さらに、委員長及び委員の任期中の身分保障を定め、政治などの介入を排除いたします。

また、原子力規制委員会の職員には広く有為な人材を求めるとともに、高度な技術的知見を有する現在の独立行政法人原子力安全基盤機構を規制委員会のもとに規制庁に統合、一体化し、規制機関の専門性を高めることとしております。

ルールを適用し、経済産業省などの原子力推進官庁はもろろんのこと、規制委員会の関与が不可欠な安全基準のもとで除染や放射性瓦れき処理事業を担う環境省など、原子力安全に関する利益相反が起こり得る省庁との人事交流も戒め、独立性を確保するとともに、専任の職員の教育、育成による専門性の向上を図ることとしております。

また、出身官庁や関係業界との癒着防止の徹底のため、退職後に出身官庁の関係機関に天下ることの禁止など、再就職についても規制をいたします。

第二に、同委員会は、平時のみならず、緊急時においても、他の関係政府機関と緊密な連携協力のもと、独立性を確保いたします。

原発敷地内、すなわちオンサイトにおける原子炉事故の収束のための専門技術的判断については規制委員会が責任を担い、敷地外、すなわちオフサイトの住民避難などの対応については政府が責任を持つという役割分担がなされます。例えば、使用済み燃料プールに自衛隊が放水する必要がある場合は、原子力災害対策本部長、すなわち総理が防衛大臣に対し自衛隊の派遣を要請することになります。

また、緊急時の際には、迅速かつ適切な対処を可能とするよう、委員長単独で意思決定ができるなどの内部規範を定めることとしております。

第三に、原子力規制委員会の任務、所掌事務について定めております。

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としております。

この任務を達成するため、これまで経済産業省や文科省に分散していた、原子力安全、保障措置及び核セキュリティのいわゆるスリールズに関する事務を原子力規制委員会に一元化することとしております。

また、原子力規制委員会は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長に対する独自の勧告権を有することとしております。

第四に、原子力規制委員会の職員として優秀かつ意欲的な人材を確保するため、高い専門的能力を有する人材にふさわしい処遇の充実、独自財源の確保など、所要の措置を講ずることを「政府の措置等」として定めております。

第五に、原子炉等規制法の目的規定を改正し、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を加えるとともに、同法の許認可権などを原子力規制委員会に一元化することとしております。

第六に、原子力災害が生じた場合の関係機関の連携協力体制の整備を図るとともに、原子力災害だけ特別とされている現行の制度について、原子力災害であるか自然災害であるかを問わず、全てに共通した災害対策の新しい枠組みを構築するため、大規模災害に対処する政府組織について抜本的な見直しを行うことを「政府の措置等」として政府に求めております。

第七に、新設する原子力規制委員会について、この法律の施行後三年以内に、国会事故調査委員会の報告書の内容や最新の国際的基準等を踏まえ、内閣府に三条委員会を設置することを含め検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、十分に御審議の上、この法律案にぜひ御賛同いただけますようお願い申し上げますと思

います。(拍手)

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、原子力安全調査委員会設置法案(内閣提出)及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めると併せて原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外三名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(橋本幸弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山花郁夫君。

〔山花郁夫君登壇〕  
○山花郁夫君 民主党の山花郁夫でございます。ただいま議題となりました原子力安全改革法案並びに原子力安全調査委員会設置法案などにつきまして、民主党・無所属クラブを代表して質問をさせていただきます。(拍手)

昨年三月十一日に発生した東日本大震災で死亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、三千名を超える行方不明の方々が一刻も早く発見されること、被災により、負傷された方々、心の傷を負われた方々の回復を心よりお祈り申し上げます。

また、家を失うなどして避難しておられる方々がついの住みかとしてできる場所が安心して過ごせるよう、与党として全面的に支援してまいります。

さらに、我が国の内外を問わず、震災直後から、被災地、被災者に対して心温まる人的、物的支援をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、このことを決して忘れることなく後世に語り継ぎたいと思っております。

被災地に対して政府・与党も懸命に財政的、人的な支援を行ってきておりますが、現地はいまだ厳しい状況にあります。政府は、このような認識のもと、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国

の総力を挙げ、東日本大震災からの復旧、そして、将来を見据えた復興へと取り組みを進めていかなければなりません。

東日本大震災、そして津波に端を発した東京電力福島第一原子力発電所事故では、原子炉が損傷、メルトダウンを起こし、ベント、冷却水漏れ、水素爆発などにより、大量の放射性物質が大気中や水中に放出されてしまいました。そして、多くの住民が避難を余儀なくされ、農林水産業に甚大な被害が生じました。放出された放射性物質による健康への影響などの不安は、今後何十年も続きます。

このような事態が生じた原因をしっかりと把握、分析をし、そして、その反省の上に立って、二度とこうした事故を起こさないよう、制度を改革しなければなりません。

原因の詳細は国会や政府の事故調の報告を待たなければなりません。本質的な原因として、国民の安全よりも原子炉を中心に物事を考える面があったと思っております。これを根本から改め、国民を守ることを何より優先する考え方に立ち、組織の改革、規制の強化等の制度全体を見直す必要があると考えますが、総理の見解を伺います。今回のような事故が、規制庁の設置によって回避できるかどうかについてお尋ねいたします。

東海第二原発については、茨城県が津波の再評価を行い、護岸かさ上げが行われ、大事故を免れることができました。一方、産業技術総合研究所などからさまざまな指摘があり、東京電力みずから十五メートルを超える津波を想定していたにもかかわらず、津波被害を過小評価して、対策が後手に回り、重大な事故が起きました。

規制庁ができた場合、このようなことを防ぐことができるのか、お伺いいたします。組織は外からのチェックがなければ内部の論理でよどむというものは、経験則上明らかであります。今回の事故は、安全規制がいわゆる原子力村

の論理にゆがめられていたために引き起こされたものと言ったことができません。利用と規制を分離し、規制機関の独立性を担保することは重要であり、原子力規制機関をあらゆる機関から独立させ自由にしてしまうと、これまで以上に村の論理がまかり通るおそれもあります。そうならないためにも、まず一つとして、外部から監視する仕組みを設けること、二つ目、規制庁を適切な府省のもとに置くこと、三つ目として、透明性を高めること、この三点が重要であると考えます。

このような観点から、原子力安全調査委員会についてお伺いします。法案では、原子力規制庁の規制の独立性を担保する監視機関として原子力安全調査委員会を置くこととしております。監視機関の中立性、独立性、公平性が法案でどこまで担保されているのか、政府の見解を伺います。

また、原子力規制庁を、独立性や省庁横断的対応という観点からいたしますと、内閣府に置くというのも一つの考え方ではあります。しかし、規制と推進を厳格に分離するという観点からは、環境省に置くべきだとも考えられます。政府案では環境省に置くこととしておりますけれども、その意図についてお伺いいたします。次に、原子力規制庁が行う各種評価の客観性、信頼性の担保についてお伺いします。

これまでの原子力行政は、ともすると、専門家の判断が優先され、国民への情報公開が十分ではありませんでした。そのため、事故やトラブル隠し、検査の丸投げ、記録の改ざんなどが明らかになること、信頼性が揺らぐこととなりました。やはり全ての情報を原則として公開し、厳しく国民からの評価がなされる状況をつくるべきであると考えます。

このような観点から、評価報告書についても、民主党の事前審査で、概要ではなく評価報告書そのものを公表するという修正を行いました。

透明性確保のための情報公開について、政府の見解をお伺いいたします。

原子炉水素爆発という危機的な状況において東京電力が福島第一原発からの全面撤退を要請したかどうかということについて、国会事故調でも調査が進められているところでございます。このような緊急事態において、撤退の可否というのは極めて重大な政治判断であると思っております。そうした決断が必要となる局面というのは想定しておく必要があるでしょう。

原子力災害対策特別措置法第二十條の、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の指示権、これは、阪神・淡路大震災を教訓とし、災害対策基本法の改正で創設をされた総理指示権の原子力災害対策版であります。危機対策の最後の手段であり、伝家の宝刀として、行使は必要最小限とすべきと思われませんが、一刻を争う事態が生じ得る災害対策の現場においても、独立性を強調する余地、全く総理が指示できないとするのは、国家の危機管理上問題となると考えますが、政府の御認識をお伺いいたします。

この点について、衆法の提出者にも見解を伺います。緊急時において、政府のあらゆる組織を動員して対応すべきであるにもかかわらず、東京電力福島原発事故対応においては、現地対策本部に各省から参集すべき要員が集まらなかったり、放射能の拡散を把握しながら円滑に避難を誘導することができなかったりしたことから、広域にわたる避難やモニタリング等が必ずしも円滑に行われなかったことも、反省すべき点であります。民間事故調の報告でも、使用済み燃料プールへの注水作業を例に、「今回、最後の砦は、自衛隊だった」としてあります。こうした緊急時の対応は急いでできるものではなく、平時から、権限や役割を明確にし、自治体の首長や自衛隊、警察等と調整し、訓練を重ねておくことが不可欠であります。

自公案では、担当大臣なしに、本来は原子炉の安全確保を任務とする原子力規制委員会がこれを担うとしており、オフサイト対策として現実に機能するかどうか、疑問がございます。この点について、政府の見解をお伺いいたします。また、あわせて、衆法提出者はいかがお考えか、見解を伺います。

このような事故が二度と起こらないようにするために、組織の改革だけではなく、規制、制度の見直しも不可欠であります。民間事故調の報告などで、重大事故を想定した対策が行われていなかったこと、最新の科学的知見を反映して安全性を向上させる仕組みが欠如していたことなどが指摘をされております。

自公案では、組織の見直しだけで規制強化がなされていないように見受けられますが、政府案における原子炉の規制強化は、事故の再発を防ぐために十分なものかについて伺います。また、発電用原子炉の運転期間について、法案では四十年とし、基準に適合している場合は二十年まで延長できることとしております。原発の運転は、四十年が原則なのか、六十年が原則なのか、明確に御答弁願います。

さて、予算の問題でございます。規制庁の予算は電源開発特別会計からとなり、おり、推進と規制の予算が電源開発特別会計に同居することとなります。このような状態で規制庁の予算が十分確保できるのか、疑念も生ずるところであります。まず規制庁の予算を十分に確保した上で、残りを利用側で充てるなどの工夫が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、利用側の電源立地対策枠と電源利用対策枠の比率の固定化が既得権益化しているという指摘もあり、見直しが必要であると考えますが、見直しの検討についての御見解もあわせてお伺いいたします。悲惨な事故から一年が経過をし、法案が国会に

提出されているにもかかわらず、ようやく審議が行われるという状況では、国会の信頼問題にもなりかねません。法案に十分でない点があれば、国会でしっかりと議論をすべきであります。十分な審議を行った上で規制と利用の分離による原子力行政の発足を速やかに行うべきであり、これこそが福島原発事故の教訓を生かす方法であることを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 民主党山花議員の御質問にお答えをいたします。

原子力安全規制組織、制度の改革についてお尋ねがございました。

今般の東京電力福島第一原発事故により、大量の放射性物質が放出され、多くの人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしました。利用推進と規制とが同じ組織のもとにあるこれまでの原子力安全行政の信頼は大きく損なわれました。二度とこのような事故を起こさないためには、放射線から人と環境を守るの理念のもとで、組織と制度の抜本的な改革を行うことが必要です。

このため、政府提出法案では、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護することを、原子力安全規制の目的として、原子力基本法に明記することとしました。そして、この理念のもと、規制と利用を分離し、独立性を高める組織の再編、緊急時に政府の総力を結集して俊敏に対応できる体制の構築、重大事故をも想定した安全規制の抜本強化を、一体の改革として行うこととされています。

国民の不安に添えるためにも、一日も早く、新たな組織のもとで新たな規制、制度と防災体制を整えることが急務であると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔國務大臣細野豪志君登壇〕

○國務大臣(細野豪志君) 原子力規制庁ができた

場合、津波対策を初め、今回のような事故の防止が可能かについて御質問をいただきました。

御指摘の津波対策も含め、既に運転している原子力施設も含めた安全対策について、新たな技術的知見が得られた場合には、これを取り入れて安全対策に万全を期す必要があることが、今回の原子力事故から得られた教訓であります。

今回の法改正案では、安全性に係る評価や対策を安全基準として新たに設けた際に、これを、既に許可を受けた原子力施設にも適用して、基準を満たす義務を課す規制強化を盛り込んでおります。

具体的な基準の内容については、今後、新たな規制機関において、地震、津波対策を初めとして所要の取り組みが規制により求められ、今回のような事故が二度と起きないよう、厳格な基準を設けてまいります。

原子力安全調査委員会について御質問をいただきました。

原子力安全調査委員会は、原子力規制庁が客観的、科学的な規制を行うことを担保するため、原子力規制庁の規制の内容をチェックする、重要な役割を担うものです。

委員会は、科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、国会同意を得て任命される委員により構成されます。環境大臣が委員を罷免する場合は国会同意を得なければならぬこととしており、人事上の独立性も確保されています。

また、原子力事業者など原子力安全行政に利害関係を持つと考えられる者については、欠格条項を設け、委員になることができないこととし、中立性、公平性を担保しているところであります。環境省に原子力規制庁を設置する理由について御質問をいただきました。

今回の事故の教訓を踏まえると、独立性の観点からは、規制と利用の分離が最重要です。また、原子力安全規制の目的は、人と環境を守ることで

す。これは、IAEAの安全基準の冒頭にもうたわれているところであります。

環境省は、環境の保全を任務とし、今般の原子力事故によって生じた除染などの問題に、先頭に立つて取り組んでいます。今般の改革により原子力規制庁を環境省のもとに置くことは、二度とこうした問題を起こさないとの決意を持って原子力安全行政に取り組む上で、大きな意義があると考えます。

透明性の確保のための情報公開について御質問をいただきました。

御指摘のとおり、原子力の安全に関する情報は広く公開するとともに、原子力規制庁の意思決定プロセスやその根拠等について、国民から見てもオープンで、透明性のあるものにすべきと認識しております。

言及をいただいた安全評価の報告内容を公表することについても、今般、民主党内における議論を経て、原子炉等規制法を改正し、原子力事業者がみずから原子力発電所の安全性の向上のための評価結果を公表することとしております。

こうした情報が多数の目に触れることを通じ、事業者みずからが安全性を向上させる取り組みを進め、全体として原子力安全の水準が高まることを期待してまいります。

その他、原子力施設に係る安全審査等、原子力規制庁における意思決定は、主として有権者による議論や意見を踏まえるものとなりますが、こうした意思決定の過程を公開し、国民への透明性を徹底していく必要があると考えております。

緊急時における総理の指示権について御質問をいただきました。

原発事故の収束は、まず何よりも、事故の原因者であり、事故が発生した施設について熟知している事業者が責任を持って対応することが必要であり、IAEAの基本安全原則においても、この考え方が基本とされています。

うことができない場合には、政府としても、事業者が的確な判断を行い、必要な対応を円滑に行うよう監視、指示することも必要です。これは、基本的には、原子力安全の専門家から科学的な知見に基づいて客観的に行うべきものです。

こうした前提に立つた上で、国民の安全を守るという観点から、例えば、専門家のその判断が適切なタイミングで行われないような場合に、これを補完するものとして、政府として責任のある対応をとれる仕組みになっているということが必要であります。

したがって、国としての、危機管理上の最低限の、かつ最後の手段として、本部長たる総理の指示権を残すことが不可欠と考えます。

もちろん、総理の指示権は、危機対策の最後の手段であり、抑制的になされるべきものであります。原子力災害対策特別措置法第二十条第三項において、総理の指示は、特に必要があると認めるときに、その必要な限度において行うことができるとされており、その趣旨が貫徹されているところであります。

緊急時のオフサイト対策の体制について御質問をいただきました。

今般の原子力事故対応の教訓を踏まえると、大規模な原子力事故については、事業者と規制機関のみの対処では限界があることも明らかです。オフサイトの住民の安全確保への対応に、さまざまな省庁、関係機関を含め、政府の総力を結集して俊敏に対応することが不可欠であると言えます。

これらの諸機関の活動を調整し、対策を推進するためには、内閣一体での行政執行の責任のもとで、迅速な意思決定が行われ、危機管理対応が行われる体制とすることが極めて重要であると考えます。

このような認識から、合議制の独立行政委員会ではなく、環境省の外局として原子力規制庁を設置する法案を閣議決定し、国会に提出しております。

原子力規制庁においては、住民避難等の安全確保対策の実務責任者となる原子力地域安全総括官を置くなど、オフサイト対応の体制を充実整備し、平時から実効性の高い訓練等を行って、万全を期したいと考えております。

原子炉の規制強化の具体的措置について御質問をいただきました。

政府から提案した法案においては、まず第一に、先般のような重大事故を二度と起こさぬよう、実際に事故で起きた事象にとどまらず、重大事故対策を抜本的に強化することとしています。

具体的には、事故の発生防止はもろろんのこと、万一事故、故障が起きても放射性物質が異常に放出するような重大事故に発展しないように、多様な重層的な対策を安全規制で求めることとしています。

次に、御指摘のように、最新の科学的知見を規制に反映し、既存の施設に対しても適合を義務づける、いわゆるバックフィットの措置を講じさせていただきます。

さらに、運転開始から長期間が経過した原子炉については、原則として運転できない仕組みを設けました。

これらのほか、事業者みずから安全性向上に向けて積極的に取り組むことの義務づけ、災害発生時における国民の生命、健康を守るための緊急措置などを盛り込んでいます。

これらの措置により、事故の再発を防止するとともに、先般の事故への対応にとどまらず、原子炉の安全性を抜本的に強化することになると考えています。

原発の運転期間の制限についても御質問をいただきました。

運転期間は、あくまで原則四十年にすることを考えております。しかし、原子炉ごとに事情が異なる上、技術進歩の可能性もあり得ることから、一切の例外を排除するといふことは適切ではなく、一定の要件を満たし、認可を受けた場合に

は、一回に限り運転期間の延長が可能な制度としております。

最後に、原子力規制庁の予算について御質問をいただきました。

政府提出の法案では、推進側省庁からの独立性を確保しつつ、必要な予算を確保するため、特別会計に関する法律を改正し、エネルギー対策特別会計に、新たな経理区分として、原子力安全規制対策を設けることとしております。

また、今年度予算においても、これまでの原子力安全規制関連の予算から大幅に増額し、エネルギー対策特別会計の約四百億円を初め、総額約五百億円を確保したところであります。

東日本大震災の発生を受け、現在、関係省庁が一体となつて、ゼロベースでエネルギー政策全体の見直し作業を進めているところであります。この結論も踏まえ、原子力を含むエネルギー関係予算の見直しをさらに進めます。その中で、原子力安全規制等については、必要となる予算をしっかりと確保してまいります。(拍手)

○塩崎恭久君 民主党の山花議員から、二つ、御質問をいただきました。

まず、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の指示権につきまして御質問いただいております。

原子炉規制等に関する判断は高度の専門技術性が求められるものであり、このことは、平時であろうと、緊急時であろうとも、変わるものではありません。したがって、緊急時だからといって、原子炉規制等に関し、専門家ではない原子力災害対策本部長から指示を受けることは適当ではないと思っております。これは、緊急時だからといって、病気の診断を医師にかわつて内閣総理大臣にしてほしいと思う人がいないのと同じであります。

そこで、自公案では、原子力規制委員会は、原子力災害が発生した場合でも、平時と同様に独立した役割と責任を持つてオンサイトの専門技術的

な事項に係る事務を行うべきであるとの考えから、原子力災害対策本部長が規制権者に対し指示することができるとする規定を削除したところでございます。

ただし、その他の点について、原子力災害対策本部が中心となつて原子力災害への対処に当たるとする枠組み自体を変更するわけではありませぬ。したがって、例えば、自衛隊による原子炉建屋への放水については、原子力災害対策本部長である総理の派遣要請に基づいて実施することにあり、国家の危機管理上、問題になることはないと思っております。

なお、原子力災害対策本部と原子力規制委員会との間にはもろろんのこと、他の政府各部門との緊密な連携協力は不可欠であります。具体的には、原災本部には副本部長として原子力規制委員会委員長が加わり、原子力規制委員会の職員が加わり、原子力規制本部などへの派遣、情報提供、助言等も想定をしております。

第二番目の質問であります。緊急事態に対する平時からの備えについて御質問をいただきました。

緊急時において災害応急対策が円滑かつ有効に行われるためには、日ごろからの防災対策に関する理解と習熟、さまざまな事態を想定して明確に目的を定めた上での訓練の実施、原子力事業者、国、地方自治体、関係機関の責任体制や連絡調整の事前準備などが非常に重要でありまして、このことは、一般の原子力事故の教訓でもあります。

この点、自公案では、政府案と同様に、原子力災害対策特別措置法を改正し、原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針の策定、原子力事業者に対する防災訓練の報告の義務づけ等による原子力災害予防対策の充実等に関する規定を新たに設け、これらの事務を原子力規制委員会に所掌させるとしております。

御指摘のように、この事務は、自治体との調整から自衛隊や警察との連携協力に至るまで多岐の分野に及ぶことから、一つの行政機関に委ねることが適当かどうかという議論はあったとしても、担当大臣がいるかどうかでその事務の実施に差異が生ずるわけではないというふうに考えております。

なお、この点について、自公案では、附則第六条第六項に、「政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、速やかに、原子力災害が発生した場合における国、地方公共団体、原子力事業者等の間及び関係行政機関間により緊密な連携協力体制を整備するため必要な措置を講ずるもの」と規定しており、緊急時の対策を実効的に機能させるための平時からの備えに関する措置についても言及しております。

○議長(横路孝弘君) 井上信治君。

○井上信治君 自由民主党の井上信治です。た

だいま議題となりました。政府提出、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案等及び自由民主党、公明党提出、原子力規制委員会設置法案について質問をいたします。(拍手)

冒頭、政府・与党に対して厳重に抗議をいたします。

本日の本会議は、我々自民党が与党の国会運営に抗議し退席する中、議運委員長長の職権の形で強行にセットされたものです。なぜ、このような強引な手法で本会議を開会しなければならぬのか、私には全く理解ができません。

我々自民党は、前田国土交通大臣、田中防衛大臣は大臣の任に値しないとして、参議院において、全ての野党の賛同を得て問責決議を可決しております。しかし、本日に至るまでの四十日間、野田総理はこの国会の意思を無視し続け、問責大臣はその地位に居座りを決め込んでおります。こ

これは、国会軽視で、決して許すことのできない暴挙であります。

本来であれば、問責大臣が辞任しない限り、野田政権そのものを認めることができないわけであり、野党といえども国民の信頼に応える責務があると思われ、我々は、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会の審議にも応じております。

また、本日議題となっております原子力規制組織に関する議論は、国民の間でも重大な関心を集めているテーマでもあります。民主党の、ルール無用、野党の足元を見るようなひきよう千両な国会運営は、決して容認できません。

しかし、この議論を欠席しては、我々も民主党と同じ無責任政党になってしまう、そんな思いから、我々は、堂々と出席をし、みずからの対案を示し、議論を進めるという判断に至りました。

原発の再稼働がおかれているのは、原子力規制庁の設置がおかれているからだといって、野党のせいにしたがっている方もいるようです。とんでもない間違いです。

本来、昨年の臨時国会で提出してこなければならない法案を、ここの通常国会までおくらせたのは、政府・与党の怠慢にほかなりません。そうした事態を受けて、我々自民党と公明党は、責任野党として、原子力規制のあるべき姿を示す対案を共同提出したのです。

原発の再稼働についても、国民の信頼を得るために政府ができることは多くあつたはずですが、しかし、それを全く実行に移してきませんでした。原発の立地・周辺自治体の新たな関与のあり方についても、政府は今に至るまで何ら明確な方針を示さず、当該自治体は、困惑の中、不安と不満を募らせております。

信頼を基礎とした政治を進めるためにも、改めて、国民の信を問う解散・総選挙を強く要求いたします。

さて、本当に信頼することのできる原子力規制

組織を、今こそ構築しなければなりません。国民の皆様の不安に対し、今、我々政治がすべきことは、国際基準にのっとった形で、国民の信頼に足る規制組織をつくり上げることです。この問題意識に立脚し、両法案に対し質問をさせていただきます。

国際原子力機関、IAEAの安全基準では、規制組織の独立性、すなわち、十分な権限、人事及び予算を持つ上で、政治状況や経済条件に関する圧力等に左右されず、他省庁から独立した判断と決定が確保され、さらには、独自の他省庁への勧告権を付与すべき旨が定められております。しかし、我が国では、この世界標準が守られておりません。

これまでの大きな間違いは、原子力を推進する経済産業省の中に、規制役の原子力安全・保安院を置いていたことでした。

政府案では、原子力規制組織を経済産業省から切り離し、環境省に移すこととしており、一見、推進と規制を分離したように見えます。しかし、真に独立した安全規制が行えるかについては、大いに疑問があります。

政府案では、原子力規制庁長官についても、官邸や環境大臣の人事権の下に置かれ、環境大臣の部下として、政権の意向やエネルギー政策に影響を受けながら規制を行わざるを得ない体制となっております。

総理にお伺いします。なぜ、事故の反省に立って、本当の意味で独立した機関を設けられないのでしょうか。民主党は、二〇〇九年のマニフェスト、インデックスでは、独立性の高い三条委員会としての原子力安全規制委員会を創設する旨を約束しておりました。かつては法案まで提出をされております。なぜ、その方針を翻し、またしてもマニフェスト違反を繰り返すのでしょうか。

一方、自公案では、独立性の高い三条委員会として原子力規制委員会を置くこととされており、

独立した判断と決定が担保されております。さらに、事務組織の職員に対するノーリターンルール徹底などについても言及されております。これらの考え方について御説明ください。

三条委員会に対する批判という議論がありまはり政治家が対応すべきだという議論がおります。例えば、自衛隊が出勤するような事態になったとき、出勤指示の判断まで専門家である三条委員会に委ねるわけにはいかない、それはやはり政治家が判断しなければならぬといった議論です。しかし、この議論にはそもそも誤解があるように思います。

原子炉に関する問題が発生したときの対処は、専門家が判断すべき事柄であり、素人の政治家が干渉すべきことではありません。日本では、政治家と専門家の役割分担が不明確で、政治家が専門家の領域に口を出すことが可能となっております。ここに今回の事故の教訓の本質があり、国際社会が最も問題視したのも、まさにこの点です。

IAEAの安全基準や諸外国においては、原子力災害時に、基本的には、原発敷地内、すなわちオンサイトにおける原子炉事故の収束については、規制組織が事業者とともに役割を担い、敷地外、すなわちオフサイトの住民の避難などの対応については政府が責任を持つという役割分担が明確になされております。

昨年の六月に取りまとめられたIAEA国際専門家調査団の報告書では、政府と規制組織の役割と責任は、緊急時においても混同すべきではない旨を厳しく指摘しております。

なぜ、諸外国では当たり前になされている役割分担が、日本ではできないのでしょうか。なぜ、日本では、素人の総理大臣が規制組織に指示を出すような制度をまたつくりななければならぬのでしょうか。細野大臣のお考えをお伺いします。

他方、自公案については、三条委員会だからといって、緊急時にありとあらゆることを三条委員会が管轄するわけはありません。緊急時において

ても、三条委員会の役割は、あくまでオンサイトにおける専門技術的な事項のみです。自衛隊の出勤指示といったことは、原子力災害対策本部のもとで政治家が判断する仕組みになっているのではないのでしょうか。

例えば、使用済み燃料プールに自衛隊が放水する必要が生じた場合に、三条委員会が指示をするようなことにはなっていないと思いますが、この点、法案提出者から改めて御説明をください。また、三条委員会に対する誤解として、細野大臣がしばしば口にしている、三条委員会は合議体であるから緊急時の迅速な意思決定には向かないというものもありません。この誤解についても、法案提出者から御説明いただければと思います。

もう一つの問題は、規制が一元化されていないことでした。今回の原発事故では、SPEEDIの試算結果が迅速に公表されなかったことが問題となりました。これは、放射線モニタリングは文部科学省、原子力安全規制は保安院、原子力安全委員会など、所管がばらばらに分断され、役割分担が不明確で、一貫した責任体制がなかったことに問題がありました。

平和利用の観点から把握しておかなければならないブルトニウムについても、我が国が保有する約半分が文部科学省の傘下の機関にあると言われております。同省が規制法のもとで行っている保障措置は、原子力規制委員会に移管し、一元的に規制されることが望ましいことは言うまでもありません。

総理御自身も、昨年九月の国連ハイレベル会合において、規制の一元化を図ると明言されたはずですが、

しかし、政府案では、文部科学省の放射性同位元素の規制とテロ対策、保障措置、環境モニタリングのうち、モニタリングの司令塔機能のみを原子力規制庁に移管することとされ、全く一元化は実現されておられません。文部科学省の強い抵抗が

あつたとも聞いておりますが、なぜ、総理御自身のいわば国際約束とも言える一元化を押し進めたいのでしょうか。

一方、自公案では、放射線モニタリングや保障措置を含め、徹底した一元化がなされているように思われますが、その考え方を御説明ください。最後に、人材の問題です。

これまでの原子力安全・保安院や原子力安全委員会では、本当の意味で専門的知見を持った人材が不足しておりました。

その大きな要因は、やはり、規制組織の位置づけだったと思います。独立性もなく、経済産業省の一部局として人事ローテーションがなされるような組織では、本当に能力と志を持った人材が集まり、育つわけがありません。

政府案では、こうした問題意識が全く欠落しており、いわば従来の覆が閣の論理で、故意に放置されていると言わざるを得ません。ノーリターンルールも、その覆が閣の抵抗に屈し、全くの骨抜きとなっており。

なぜ、わざわざ環境省の中に第二保安院をつくるようなことをするのでしょうか。そんな組織に優秀な人材を集めることは難しいと考えますが、総理の御見解を伺います。

一方、自公案では、人事交流や退職後の天下り禁止及び今後の原子力規制の根幹を担う人材の育成、養成、訓練などについて、どのような措置、準備をしているのでしょうか。

法案の附則において、「専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実を図る」とありますが、これらの規定に関する考え方についても御説明ください。

以上、国民が見守る中、十分な審議が尽くされ、国民の安全と将来を担うにふさわしい原子力規制組織が誕生することを切に願い、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自民党井上信治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、原子力安全規制組織の独立性についての御尋ねがございました。

今回の事故の教訓を踏まえて、大規模な原子力事故に際して、緊急対応を責任を持って行うためには、内閣から独立した合議制の委員会形式ではなく、内閣の責任のもとで、迅速な意思決定が行われる組織形態が適切であります。

このような認識に立つて、政府提出法案では、環境省の外局として原子力規制庁を設置することとしております。

民主党政策集インデックス二〇〇九には、三条委員会を設置するとの記述がありますが、今般の政府提出法案は、党の政策を現実の大災害の経験と教訓から発展させ、危機管理対応を強化したものであります。

IAEAの国際基準は、安全関連の意思決定において規制機関が実効的に独立していること、また、不当な影響を及ぼす可能性のある組織と機能面で分離されていることを求めています。

政府提出法案では、規制と利用の分離の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離するとともに、政治的影響からの独立を担保するため、原子炉等の規制に係る権限を、法律上、原子力規制庁長官に委任し、独立して判断を行える仕組みとしております。

さらに、国会同意人事の委員によつて構成される原子力安全調査委員会が原子力規制庁の規制の内容をチェックすることにより、その独立性を担保することとしております。

これらの措置により、IAEAの国際基準が求める独立性を十分確保していると考えますが、独立性の確保のあり方については、今後、国会での御審議の中でしっかりと議論していきたいと考えております。

次に、規制の一元化についてのお尋ねがござい

ました。

今回の法案では、試験研究用の原子炉も含め、原子力の安全規制については全て一元化することとしております。加えて、放射線審議会や核セキュリティ対策など、原子力規制の一層の向上に寄与することが期待できるものについても、原子力規制庁に一元化します。

また、放射線モニタリングについては、原子力規制庁が司令塔機能を担い、関係省庁においてそれぞれ行政目的に沿って実施しているモニタリングを総合調整することとしております。

一方、核不拡散の保障措置に関する業務や、放射性同位元素の規制については、原子力の安全規制とは異なる等の理由から、今回の法案においては、原子力規制庁に移管する業務には含めなかつたものであります。

いずれにしても、原子力規制庁が担うべき業務については、今回の事故の検証結果や、今後の原子力政策及びエネルギー政策の見直しの結果等を踏まえ、改めて検討してまいります。

次に、ノーリターンルールについてのお尋ねがございました。

原子力規制庁の人事については、指定職は例外なく、また、課長クラスも原則として推進側の府省へは戻らない、ノーリターン人事とすることとしております。

しかしながら、原子力規制庁の立ち上げに必要な全ての職員をノーリターンとしてしまふと、強い意欲を持つて規制業務への参加を希望する優秀な職員が少数にとどまることが懸念され、円滑な業務実施が困難となると考えられます。

他方、優秀な人材にとつて魅力ある組織となるためにも、原子力規制庁の中で専門性を持った職員を育てていくことは重要であり、長期的観点から、適性のある職員の採用と適材適所の配置をしつつ、将来の管理職や幹部となる人材も含め、職員をしっかりと育成してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。

(拍手)

〔国務大臣細野豪志君登壇〕

○国務大臣(細野豪志君) 緊急時対応の各組織の役割分担について御質問をいただきました。

緊急時の原子炉鎮圧については、事業者が第一義的に責任を持ち、規制機関は、科学的知見に基づく客観的判断から、事業者の対策に対する指導助言、さらには必要な指示を行うことが基本と考えております。

そうした前提に立つた上で、国民の安全を守るという観点から、例えば、国家的危機となるような重大事故が発生をした場合、規制機関による事業者への指示等が適切なタイミングで行われないような場合に、原子力災害対策本部長たる総理が、政府としての責任ある対応をとれる仕組みとなつていないことが不可欠であります。

今回の事故では、オンサイトからの撤退が検討されました。井上議員の御質問は、いわば、国家の命運を誰に託すかということだと私は考えます。

総理の指示権は抑制的に行使される必要があります。しかし、国としての、危機管理上の最低限の、かつ最後の手段としては、不可欠な存在であると考えております。(拍手)

〔吉野正芳君登壇〕

○吉野正芳君 自民党井上信治議員の御質問にお答えいたします。

まず、IAEAの安全基準に照らした規制組織の独立性についてのお尋ねがございました。従前の原子力規制組織については、原子力発電の推進を担う経済産業省と、その規制を担う原子力安全・保安院とが一体となつていたため、独立した規制上の判断と決定が担保されず、安全規制がゆがめられる事態が生じておりました。

自公案では、原子力規制組織を、独立行政委員会、すなわち、いわゆる三条委員会として設置することとし、委員長及び委員は、人格が高潔であつて専門的知識及び経験を有する者のうちから



国会同意を得て任命されること、法定の欠格事由に該当しない限り罷免されないこと、職権の独立行使が確保されること等を明記しているところであり、これにより、十分な権限、人事及び予算が担保された上で、原子力事業者のみならず、他の行政機関や政治部門からも独立して職権行使することができると考えます。

この点、政府案は、環境省の外局として原子力規制庁を設置するものであり、長官人事について、閣議決定を経た上で環境大臣により任免されることになり、政治的影響を受けるなど、独立した規制上の判断と決定が担保されないと言わざるを得ません。

また、原子力規制委員会の独立性を確保する上で、原子力安全規制に係る事務組織の職員が、経済産業省等の原子力推進官庁や原子力事業者に属する者から、組織を超えてその人間関係に基づく影響を受けることのないよう、制度的に担保することが重要であります。

そのための措置が、いわゆるノーリターナルの設定であります。

政府の方針では、指定職と政令職が対象とされていますが、政令職の場合は例外が認められ、結局、ノーリターナルが実質的に適用されるのは指定職の七名だけと聞いております。ノーリターナルを実効的に機能させるためには、これでは不十分であり、幹部職員のみを対象とするのではなく、末端の職員についても全て対象に含めるのが適当です。

あわせて、自公案においては、原子力規制庁の職員の職務執行の公正さに対する国民の懸念または不信を招くような再就職についても規制することとしております。

このことにより、他省庁の組織の論理に左右されず、原子力利用における安全確保に取り組み原子力規制組織が形づくられることになると考えられます。

次に、緊急時における原子力規制委員会と原子

力災害対策本部の役割分担や、合議体である三条委員会が緊急時に意思決定を行うことについてのお尋ねがございました。

原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策本部が中心となってその対処に当たるとする点においては、自公案と政府案とに差異はございません。

自公案では、原子力災害対策本部は、原子力施設外、すなわちオフサイトに関する事項全般についてその事務を遂行するほか、原子力施設内、すなわちオンサイトに関する事項であっても、例えば、自衛隊の派遣要請や関係機関への支援要請について、原子力規制委員会と緊密な連携を図った上で、その事務を行うこととなります。

他方、原子力規制委員会は、原子力災害時に、平時と同様に、独立した役割と責任を持って、オンサイトの専門技術的な事項に係る事務を行うこととなります。

その上で、両者の緊密な連携協力が不可欠なため、原子力災害対策副本部長として原子力規制委員会委員長が加わるとともに、原子力規制庁の職員の派遣も想定されております。

したがって、先ほどの御質問にありました、自衛隊による使用済み燃料プールへの放水の対応などは、原子力規制委員会が指示するなどということとはなく、原子力災害対策本部が、原子力規制委員会と緊密な連携を図った上で行うこととなります。

また、原子力規制委員会が緊急時に意思決定を行うことについての御懸念については、原子力規制委員会は合議体によってその意思を決定するものであるから、迅速性を欠き、実効的な対応ができないのではないかということであるかと思われま

す。

米国では、スリーマイル原発事故の反省から、緊急時には、NRC委員長が単独でNRCの権限を行使することができるとする制度改正が行われたと承知しております。

こうしたことも勘案し、自公案では、緊急時も迅速かつ適切な対処ができるよう、さまざまな事態を想定した上で、委員長等が一堂に会する必要のない会議運営方法その他行動規範を内容とする内部指針をあらかじめ定め、これを適正に運用する旨を明記しているところであります。

次に、放射線モニタリングや保障措置を含めた一元化についてのお尋ねがございました。

まず、放射線モニタリングに関して、政府案においては、緊急時の放射線モニタリングと平時の放射線モニタリングの司令塔機能を、原子力規制庁が所管することとされております。

しかし、緊急時において放射線モニタリングを迅速かつ的確に行うためには、平時より放射線モニタリングを行い、データ等の蓄積とその傾向の把握を行う必要があります。このため、平時の放射線モニタリングと緊急時の放射線モニタリングとを切り離すことはできず、緊急時の放射線モニタリングと平時の放射線モニタリングの司令塔機能だけを一元化しても、有効に機能はいたしません。

そこで、自公案においては、平時の放射線モニタリングについても、その司令塔機能だけではなく、実施も含め、原子力規制委員会に一元化したところであります。

また、保障措置に関し、保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動のこととあります。原子力利用の安全の確保という観点から、また、政府による意図的な転用を防止するという意味からも、原子力事業者や政府等からの独立性が確保された上で実施されるべきものであると考えます。

また、原子力安全、保障措置及び核セキュリティのいわゆるスリーSに関する事務については、原子力等規制法や放射線障害防止法を中核とする法体系のもとで取り組まれてきたもので、かつ、二〇〇八年の洞爺湖サミットにおいて、原子

力基盤整備に当たったスリーSの確保の重要性が福田総理によって提唱されたという経緯もございます。

そこで、自公案では、保障措置についても原子力規制委員会に移管し、一元的に取り組み体制を構築したところでございます。(拍手)

(柴山昌彦君登壇)

○柴山昌彦君 私からは、今後の原子力規制の根幹を担う人材の育成、養成、訓練等についてお答えいたします。

原子力利用に関する国際的な動向に精通するとともに高い専門知識を有する優秀かつ意欲的な人材を養成し、継続的に確保することは、原子力規制の質的向上を図る上で、極めて重要であると認識しております。そのためには、政権の思惑や経済、エネルギー政策や与党の政治圧力などから完全に独立し、原子力の安全性に対し科学的、客観的に責任を持つ体制として、原子力規制組織を構成する必要があります。

諸外国では、アメリカNRC、フランスASNS、イギリスONRなど、いずれも独立組織であり、許認可や検査をみずから行い得る権限を有しています。また、これらの規制組織は、高い専門性を有し、原子力の専門家の職場として高い評価を得ており、国民からも、その規制行政に関し、相当の信頼と権威を得ています。

こうした体制を確保するためには、他省庁の組織の論理に左右されず、原子力利用における安全の確保に、使命感を持って、長期的に貢献する専門人材を育て上げる制度を確立する必要があります。

その重要な要素の一つが、ノーリターナルの徹底であります。

その上で、自公案では、原子力規制庁の職員に関し、一、給与その他の処遇の充実、二、国内外の専門家の積極的な登用、三、国際機関や大学等との人材交流の実施、四、研修体制の整備等について、政府に必要な措置をとるよう義務づける

規定を設けたところであります。以上です。(拍手)

○議長(橋本幸弘君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。ただいま議題となりました政府提出の原子力組織及び制度改革の環境省設置法改正案等並びに自民党、公明党提出の原子力規制委員会設置法案について、公明党を代表して質問いたします。(拍手)

質問に入る前に、一言申し上げたい。

私は、本法案の重要性は十分認識しておりますが、問責大臣の処理を放置したまま、職権で本会議を開催して議事を進行しようとする、傲慢な与党の姿勢は容認できません。冒頭、まず、政府・与党に強く抗議し、猛省を促すものであります。法案の質問に先立ちまして、最近明らかになった原子力委員会の問題について、政府の姿勢をお尋ねします。

国の原子力政策の基本を決める役割を担ってきた原子力委員会が、あろうことか、核燃料サイクル政策の見直しに当たって、経済産業省や文部科学省や電気事業者ら推進側だけを集めた非公式な合会を二十回以上も重ね、報告案の原案を配付して意見を聞いていたことが明らかになりました。原子力委員会への信用を根本から揺さぶる事態です。原子力委員会は、経緯と事実を明らかにし、姿勢を正すべきです。

中立公正であるべき政策決定が、非公式な秘密会議の議論に影響されることがあってはなりません。政府は、事態を深刻に受けとめるべきです。電力会社から原子力委員会事務局への出向を取りやめる程度の対策で事を済ますのではなく、政府として、これまでの議論も不正な点がないか検証するなどの、徹底した実態の解明を急ぐべきです。その結果によって、責任の所在を明確にし、組織のあり方も根本的に改めるべきです。総理の

明確な答弁を求めます。

さて、公明党は、東京電力福島第一原発事故を直視し、今こそ本格的に、原発に依存しない、安全、安心エネルギー社会への移行に取り組むべきと考えています。

そのためには、思い切った省エネの推進、再生可能エネルギーの導入、化石燃料利用の高効率化を推進し、原発の新たな着工を認めず、段階的に原発を縮小していくべきです。

その上で、既存の原発については、科学的、客観的な規制を実施し、安全性を確保していかなければなりません。そのために、原子力規制組織のあり方が極めて重要になってきます。

公明党は、規制組織には独立性、中立性、専門性、強い規制権限が必要であり、内閣から独立した地位が与えられており、独立行政委員会として設置すべきと主張してきました。

この点において、自由民主党と見解を同じくし、原子力規制委員会設置法案を共同提出したところであります。

以下、法案の内容について、六点到わたってお尋ねいたします。

第一にお伺いしたいことは、組織改革の最大の眼目である、規制組織の独立性の問題です。

政府案では、原発の推進を担ってきた経済産業省からの独立性を確保するため、環境省に原子力規制庁を設置するとしています。

しかし、環境省は、内閣の統括のもとに一体として行政機能を発揮することが求められている、国の行政機関です。環境大臣は、原子力規制庁への指揮命令権を持ち、規制庁の長官を任命します。

この枠組みの中で、規制庁は、予算、人事面を含め独立性を保ち、政府の意思に影響されない科学的、客観的な判断を下せるのでしょうか。

IAEAの安全基準においては、政府は、規制機関が、その安全関連の意思決定において実効的に独立していることを確保なものとしなければならぬ、あるいは、政府は、規制機関が不当な圧

力または制約なしでその機能を完遂することができるとは確実なものとしなければならないと指摘しています。

このIAEAの安全基準から見れば、政府案の規制庁は、独立性の点では甚だ不十分であると言わざるを得ません。

政府は、なぜ、かつて民主党が主張していた三条委員会のような独立性の高い規制組織とせず、環境省の外局として規制庁を設置することにしたのか、総理の答弁を求めます。

一方、自公案では、経済産業省だけでなく、環境省を含む他の政府組織からの規制組織の独立性を強調しています。

すなわち、現行の原子力安全委員会及び原子力安全・保安院等の所掌事務を引き継ぎ原子力規制委員会を環境省に設置し、同委員会の事務を処理させるために、事務局として原子力規制庁を設置することとしております。そして、この規制委員会は、独立性の高い三条委員会とし、委員長及び委員は独立してその職権を行うことを明記しております。

このように高い独立性を持った自公案の規制委員会の設置こそが、原子力の安全の確保には不可欠です。

ただし、三条委員会の設置が望ましいとしても、環境省の外局とすることには疑問が残ります。公明党内においても、本来、規制委員会は、人事院並みの内閣の所轄とするか、公正取引委員会並みに、内閣府に置き、総理の所轄とすることが望ましいという議論がありました。

そこで、自公案提案者に、発足時に規制委員会を環境省に設置するとして理由、そして規制委員会と環境省との関係、三年後の見直しの方向性について、考えをお伺いします。

第二に、原子力規制の一元化による機能向上についてお伺いします。

政府案では、テロ対策などのセキュリティ規制、放射線規制は規制庁に一元化するものの、放

射線の日常的モニタリングや、核不拡散のための保障措置は現状のままとなっております。

これに対し、自公案では、これらを規制委員会に一元化することとしています。

政府の原子力事故再発防止顧問会議の提言では、政府案の新たなモニタリング体制について、規制庁が司令塔機能を担うこととなるが、実施機能については十分に移管されず、実施部門が司令塔の指示のもとで実効的に機能するか懸念が示されていると述べ、政府案に懸念を示しています。

この提言を踏まえれば、放射線モニタリングについても、司令塔、実施機能ともに一元化する自公案の方に妥当性があると考えます。

また、アメリカやフランスでは、保障措置、セキュリティ規制、安全規制が一体的に扱われています。

政府並びに自公案提案者は、一元化についてそれぞれどのような判断をしたのか、考え方を伺いします。

第三に、規制組織の中立性についてお伺いします。

規制組織の業務は、ゆめゆめ事業者を初め利害関係者の意向に左右されるものであってはならず、科学的、客観的な知見に基づいた中立的なものでなければなりません。

冒頭に原子力委員会の問題について指摘しましたが、それ以外にも、政府にかかわる原子力専門家の中に、寄附金や研究費の名目で、業界との間で多額の金銭授受が行われていた問題も明らかになりました。

今回の法案で、こうした状況を一新し、どのように規制組織の中立性を確保しようとしているのか、総理の答弁を求めます。

また、自公案では、規制委員会に高い独立性を与えており、中立性が一段と重要になってきます。自公案提案者は、規制委員長、委員の人事を含め、どのように中立性を確保する考えか、お伺いします。

第四に、規制組織職員の中立性や専門性の確保方策について質問します。

自公案では、独立行政法人原子力安全基盤機構における専門知識の蓄積を十分活用することを旨とし、同機構の職員を基本的に原子力規制庁の相当の職員とすることを定めています。

その上で、規制庁の職員は、幹部職員のみならず、それ以外の職員についても、利用推進側の行政組織への配置転換を基本的に認めないこととするともに、職務執行の公正さに対する国民の疑惑を招くような再就職を規制することを求めています。

一方、政府案は、安全基盤機構との一体化は構想されていません。

そして、各省から規制庁に移った職員のうち、指定職七人については、利用推進側の府省には復帰させないノーターンルールを適用し、課長クラス十二人については原則としてノーターンとするが、一般職員については適用しないとしております。

しかし、規制庁の定員四百八十名のうち、最大でわずかに十九名程度にノーターンルールを適用するという方針では、到底、規制庁は、推進側の経済産業省等の影響力から独立した組織にはなり得ないのではないのでしょうか。

私は、中立性、専門性を持った規制庁を構築するために、原子力安全基盤機構との一体化を図るとともに、職員のノーターンルールを徹底すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

第五に、政府案では、世界最高水準の規制を導入するとして、最新の知見を既存施設にも反映するバックフィット制度を導入するとともに、発電用原子炉について、四十年運転制限を導入してまいります。

四十年制限制については、原発の老朽化対策として評価する意見がある反面、四十年まで安心という保証はどこにもないと危惧する声もありま

す。また、例外として二十年を超えない範囲で運転延長を認める例外規定を設けたことについても、四十年制限制がなし崩しになるのではないかと懸念する声があります。

安全性の面から見て、発電用原子炉の運転を四十年で制限する根拠は何なのか、また、二十年を限度とする運転延長を認める例外規定を設けられたのはなぜなのか、総理の科学的根拠に基づく合理的な答弁を求めます。

第六に、緊急時対応と規制組織の役割について質問します。

政府事故調や民間事故調の報告書を読むと、政府首脳が、原子力災害対策における役割分担に十分な認識がないまま原子炉の鎮圧にのめり込み、本来政府が最大に力を注ぐべき住民の避難に瑕疵があったのではないかと疑いが浮かび上がっています。

その一方で、官邸の原子炉鎮圧に対する助言は、ほとんどの場合、効果を上げていないことが報告されています。特に民間事故調は、官邸の現場介入が事故対応に無用な混乱をもたらしたと強調しています。やはり、緊急時における各機関の役割分担を明確にしておくことが重要です。

ところが、政府案においては、規制庁が総理の指揮する原燃本部の事務局となり、政府全体での対応の中心とするとしております。これは、政府と規制機関の役割を混然一体とし、事業者の責任範囲に介入し、無用の混乱や事態の拡大を招きかねない体制と危惧します。

政府は、何が緊急時における規制組織の役割と考えるか、また、総理や政府が原子炉鎮圧について介入する是非についてどう考えるか、お伺いをいたします。

この点について、自公案では、総理が原子炉災害防止のための事業者への命令を指示する権限を認めていません。そして、発電所内における専門技術的な事項に関しては、規制委員会が原子炉等規制法上の監督官庁として権限を行使することを明確にしています。

自公案提案者は、何を緊急時における規制組織の役割と考えるか、また、地震等との複合災害をも考慮した防災体制はどう構築するか、見解を伺います。

最後に、ことし三月、原子力安全委員会は、原発の安全に関する安全設計審査、耐震設計審査、防災の三つの指針の改定案をまとめました。しかし、この見直し案も、新たな規制組織の発足を待って、たなざらにされています。

このような状態で、どうして原発の再稼働について国民の理解が得られるのでしょうか。しっかりと規制組織を、慎重な議論の上、できるだけ速やかに発足させ、新しい安全基準を策定して、原子力の安全の確保を図っていくべきであると訴え、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕  
○内閣総理大臣野田佳彦君 公明党佐藤茂樹議員の御質問にお答えをいたします。

まず、原子力委員会のあり方などについてお尋ねがございました。

原子力委員会の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会において、核燃料サイクルの選抜の定置評価を行ったところであり、コストや廃棄物量などのデータ提供等を受けるため、事業者を含めた関係者を集めた会合を開いたと承知をしております。

同小委員会の報告書は、小委員会の場で委員の意見を踏まえて取りまとめられており、一部報道にあるような、事業者の意見を受けての書きかえ等の事実関係はないと承知しておりますが、国民に懸念を招くとすれば問題だと考えております。

原子力行政の遂行に当たっては、国民の信頼確保が必要であり、今後、このような懸念を招くことがないよう、当該小委員会の運営のあり方の見直しも含め、十二分に留意して対応してまいります。次に、原子力安全規制組織の独立性についてのお尋ねがございました。

今般の事故対応の反省点を踏まえるならば、大規模な原子力事故に際しては、政府の総力を結集して俊敏に対応することが何よりも重要でありま

す。そのための組織としては、内閣から独立した合議制の委員会形式ではなく、内閣の責任のもとで、迅速な意思決定が行われ、適切に危機管理対応が行われる組織が適切であると考えます。

このような認識に立って、政府提出法案では、環境省の外局として原子力規制庁を設置することとしております。

規制組織の独立性の観点からは、規制と利用の分離が最重要であります。

政府提出法案では、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離することに

より、これを徹底することとしています。また、原子炉等の規制に係る権限は、法律上、原子力規制庁長官に委任することにより、独立して判断を行える仕組みとしております。さらに、国会同意人事の委員によって構成される原子力安全調査委員会が原子力規制庁の規制の内容をチェックすることにより、その独立性を担保することにしてまい

は、原子力規制庁の原子力安全調査委員会の委員に係る要件を法定しています。これに加え、原子炉等規制法に基づく許認可等に当たって意見を聞く審査専門委員についても、利益相反について厳格なルールを設定し、中立性を確保する必要がありますと考えております。

次に、ノーリターンルール等について御質問がございました。

原子力規制庁の人事については、指定職は例外なく、また、課長クラスも原則として推進側の府省へは戻らない、ノーリターン人事とすることとしております。

しかしながら、原子力規制庁の立ち上げに必要な全ての職員をノーリターンとしてしまい、強い意欲を持つ規制業務への参加を希望する優秀な職員が少数にとどまることが懸念され、円滑な業務実施が困難となると考えられます。

他方、原子力規制庁の中で専門性を持った職員を育てていくことは重要であり、長期的観点から、適性のある職員の採用と適材適所の配置しつつ、将来の管理職や幹部となる人材も含め、職員をしっかりと育成してまいります。

また、原子力安全基盤機構との一体化については、行政組織の肥大化を招くこと、公務員制度の枠内では独立行政法人と比べて柔軟な人事管理が難しいことなどの課題について、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、原発の運転期間についてのお尋ねがございました。

一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから、こうしたリスクを低減するため、発電用原子炉の運転期間を制限することとしております。

なお、米国でも、四十年で運転認可を更新する制度を採用しています。

また、個々のプラントごとに施設の状況が異なることも踏まえ、運転期間の例外を一切排除するのではなく、一定の要件を満たして認可を受けた場合には、運転期間の延長を可能とする余地も残してあります。ただし、最新の技術的な知見を踏まえた技術基準を満たすことが求められることから、実際に延長が認められるのは例外的な場合に限られると考えております。

最後に、緊急時における対応についてのお尋ねがございました。

緊急時における原子力規制組織の役割は二つに大別され、その一つは、事業者のオンサイトでの原子炉事故鎮圧対応の監督や支援、もう一つは、原子力災害対策本部の事務局として、政府全体のオフサイト対策を支えることと認識をしております。

特に、緊急時の原子炉鎮圧の対応については、事業者が一義的に責任を持ち、規制機関は、科学的知見に基づき、事業者の対策に対する指導的役割、さらには必要な指示を行うことが基本と考えております。

そうした前提に立った上で、国民の安全を守るという観点から、例えば、規制機関による事業者への指示等が適切なタイミングで行われないような場合に、原子力災害対策本部長たる総理が、政府として責任のある対応をとれる仕組みとなっていることが必要であります。

したがって、国としての、危機管理上最低限の、かつ最後の手段であり、抑制的に行使されるものとして、本部長たる総理の指示権が存在することが不可欠と考えております。

残余の質問については、関係大臣が答弁をいたします。(拍手)

○国務大臣(細野豪志君) 原子力に関する事務の

一元化について御質問をいただきました。

今回の法案では、原子力の安全規制については、全て一元化することとしています。加えて、放射線審議会など放射線防護に関する業務のうち、原子力規制の一層の向上に寄与することが期待されるものについては、原子力規制庁に一元化することとしております。

また、放射線モニタリングについては、今回の事故の反省を踏まえて、原子力規制庁がモニタリングの司令塔機能を担い、関係省庁においてそれぞれの行政目的に沿って実施しているモニタリングを原子力規制庁が総合調整することとしております。

一方、核不拡散の保障措置に関する業務につきましても、原子力発電所の安全規制そのものではないこともあり、検討課題として、今年末まで協議を継続することとしていくところであります。

いずれにしても、原子力規制庁が担うべき業務については、昨年八月時点の閣議決定において示されているとおり、今回の事故の検証結果や、今後の原子力政策及びエネルギー政策の見直しの結果等を踏まえて、改めて検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○江田康幸君 公明党の佐藤茂樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、原子力規制委員会を環境省に設置することとした理由、原子力規制委員会と環境省との関係、また、三年後の見直しの方向性について御質問をいただきました。

原子力規制委員会を環境省に設置することとした理由につきましては、政府がこれまで原子力安全規制のための新組織を環境省に設置するというところで準備を進めてきたという事実を踏まえ、自公案でも、原子力規制委員会を環境省に設置することとしたところでございます。

もっとも、原子力安全規制に係る事務に関しましては、例えば、核物質の防護に係る事務が我が

国の安全保障にかかわるものであるなど、広範な分野にわたる政策課題への対応が必要になります。

この点を踏まえ、現時点においても、内閣府に原子力規制委員会を設置する方が適当ではないかとの考えもあり、今後、この法律の施行状況、国会事故調査委員会の報告書の内容等を踏まえて、三年以内に組織のあり方について検討がなされる際に、内閣府に原子力規制委員会を設置するという案も含めて御検討いただきたいと思います。

なお、原子力規制委員会と環境省との関係につきましては、原子力規制委員会を三条委員会として設置することとし、委員長等の身分保障や、職権の独立行使を明確に定めることから、原子力規制委員会が行う業務に対し環境大臣の影響が及ぶようなことはありません。

次に、保障措置や放射線モニタリングに関する一元化について御質問をいただきました。

まず、保障措置についてでございますが、保障措置とは、核物質が平和目的に利用され、核兵器に転用されないことを担保するために行われる検証活動のことであり、原子力利用の安全の確保という観点から、また、政府による意図的な転用を防止するという意味からも、原子力事業者や政府等からの独立性が確保された上で実施されるべきものでなければなりません。

次に、放射線モニタリングについてですが、政府案では、緊急時の放射線モニタリングの実施と平時の放射線モニタリングの司令塔機能のみを、原子力規制庁が所管することとされております。

しかし、緊急時において放射線モニタリングを迅速かつ的確に行うためには、平時より放射線モニタリングを行い、データ等の蓄積とその傾向の把握を行う必要があるものであって、両者を切り離しては有効に機能しないのではないかと考えております。

原子力安全、保障措置、核セキュリティのい

わゆるスリーSに関する業務については、原子炉等規制法や放射線障害防止法を中核とする法体系のもとで取り組まれてきたもので、かつ、二〇〇八年の洞爺湖サミットにおいて、原子力基盤整備に当たってのスリーSの確保の重要性が提唱されたという経緯もございます。

そこで、自公案では、保障措置や放射線モニタリングについても原子力規制委員会に移管し、一元的に取り組む体制を構築するとしていたところであり、

次に、原子力規制委員会の委員長及び委員の任命について御質問をいただきました。

御指摘されたように、原子力規制委員会の委員長及び委員については、中立公正の立場から、みずからの専門知識、経験のみに基づき、独立した規制上の決定と判断ができる者でなければなりませんし、また、今般の原子力事故を受けて、原子力利用における安全の確保が喫緊の課題であり、国民からも強く望まれており、人格の高潔性や高い使命感が求められております。

このようなことを踏まえ、政府も、適切な判断のもとに、原子力規制委員会委員長及び委員の人事案を提示することになると思われ、また、その場合には、この同意人事案件が競争の具となり、委員長や委員ポストが空白になるようなことは考えられず、国会においても適切な判断がなされるものと確信しているところであります。

次に、緊急時における原子力規制委員会及び原子力災害対策本部との役割分担について御質問をいただきました。

原子力災害が発生した場合に、原子力災害対策本部が中心となってその対処に当たるとする点においては、政府案も自公案も差異はございません。

自公案では、原子力災害対策本部は、オフサイトに関する事項全般について、その事務を遂行するほか、オンサイトに関する事項であっても、例

えば、自衛隊の派遣要請や関係機関への支援要請についても、原子力規制委員会と密接な連携を図った上で、その事務を行うこととなります。

他方、原子力規制委員会は、原子力災害時にも、平時と同様に、独立した役割と責任を持って、オンサイトの専門技術的な事項に係る事務を行うこととなります。

具体的に申し上げますと、原子力発電所で事故が発生した場合、原子力事業者が応急措置を講ずる第一義的な責任がございしますが、原子力規制委員会は、緊急の必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、災害防止のための必要な措置を講ずることを命ずることができ、この点について、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から指示を受けることはございません。

もちろん、原子力規制委員会は、オフサイトに

関する事項についても、原子力災害対策本部に対し、専門技術的な知見や情報を提供することとなります。

これらのことは、IAEA安全基準に定める、規制機関は、政府と管轄当局に対して助言をし、専門的役割を提供するとの規定の趣旨に合致するものであると考えております。

その上で、両者の緊密な連携協力は不可欠なため、原子力災害対策本部長として原子力規制委員会委員長が加わり、その職員の派遣も想定されているところでございます。

最後に、地震や津波との複合災害も考慮した防災体制のあり方について御質問をいただきました。

今般の原子力事故に際しては、複合災害ということもあり、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部や、災害対策基本法に基づく災害対策本部など、さまざまな組織が創設され、指揮命令系統の混乱が生じたものと認識しております。

また、現行の法体系においては、災害のうち、原子力災害だけ特別な対策の制度が設けられてお

りませんが、そもそも、被害の拡大防止や住民避難など、災害時において政府が講ずべき措置の基本は同じである以上、原子力災害であるか自然災害であるかにかかわらず、災害全てに共通した対策の枠組みと、災害発生時には、人的、物的体制を直ちに整え、包括的かつ一貫した指揮命令のもとに対策に当たる組織を構築すべきではないかと考えております。

もつとも、原子力災害への対処に関しては、原子力の専門技術的な知識、経験が必要となることから、原子力規制委員会が必要知見や情報を提供する体制が不可欠であることは言うまでもありません。

なお、米国では、国土安全保障省のもとに連邦緊急事態管理庁、FEMAが設置され、あらゆる災害に対応することとされており、このような組織や制度も参考とすべきではないかと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(衛藤征士郎君) 吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私、日本共産党を代表して、政府提出の原子力規制組織関連法案及び自公案提出の法案について質問します。(拍手)

法案は、昨年三月十一日の東京電力福島第一原発事故を受けて提案されてきたものであります。原発・エネルギー政策を考える際、忘れてならないことは、いまだ事故の収束が見えない中で不安な日々を送る被害者の方々のごことであります。

被害者の補償と復旧復興がはかどらず、避難者と被災者の暮らしと権利の回復は進んでおりません。事故が浮き彫りにしたものは、東電初め電力業界と歴代政府が原発安全神話に没り、原子炉メーカ、鉄鋼、セネコン、メガバンクなど財界中枢が築いてきた、原発利益共同体というべき構造の根本的な問題です。

加害者である東京電力初め利益共同体の責任をどのように果たさせるのか、まず、総理の基本的な見解を聞くものであります。

原発事故を受けて根本的に見直すべきは、単に原子力規制行政だけではありません。戦後の原子力政策及びエネルギー政策に係る法体系の全体であります。

そこで、法案について、三つの角度から質問します。

第一は、原子力利用の推進と規制の分離、独立性の問題です。

もともと、一九九九年のジェー・シー・オー事故の後、十一月に、日本共産党は、原発の推進機関と規制機関とは完全に分離しなければならぬと指摘しました。これは、国際的に、我が国も締結した原子力の安全に関する条約でもうたわれているものであります。規制機関については、その任務を遂行するため、権限、財源、人的資源を与え、十分な体制を確立することを求めてきました。

ところが、自公政権は、事もあろうに、原発推進の経済産業省のもとに原子力安全・保安院を置いたものであります。この致命的な誤りが、今回の事故に結びついたではありませんか。両案提案者に問うものであります。

政府案は、この誤りを認めず、肝心の権限、人材、財源の独立性の原則が守られておりません。法案で、権限のある原子力規制庁を置くとして、環境省は、原発推進の一翼を担ってきたではありませんか。

環境省は、これまで、原発立地アセスメントでノーを言ったことは一度もありません。それはやはり、二〇〇九年、九州電力川内原発のアセスメント発表時に、当時の環境大臣は、地球温暖化対策のために原発を推進すると記者会見で発言しました。政府の温暖化対策基本計画でも、今国会に提出している地球温暖化対策基本法案でも、原発推進を法文上に明記しています。

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための関係省庁等法の一部を改正する法律案外三件の説明に対する吉井英勝君の質疑

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための関係省庁等法の一部を改正する法律案外三件の説明に対する吉井英勝君の質疑

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための関係省庁等法の一部を改正する法律案外三件の説明に対する吉井英勝君の質疑

もし、環境省が原発推進機関でなく規制機関であるというのなら、以上の三点を反省し、少なくとも地球温対法案は撤回するか修正しなければなりません。明確な答弁を求めます。

民主党は、二〇〇二年と二〇〇三年に、日本共産党、社民党と三党共同提案で、独立性の強い、旧国家行政組織法の第三条委員会として、原子力安全規制委員会法案を提出しました。政権につくと、独立性の強い公正取引委員会型の規制機関とすることをやめてしまったのは一体なぜなのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

人材の独立性という点ではどうか。  
原子力規制組織の職員には、経産省、文科省などの職員を充てると言われています。規制組織には、推進組織の全ての職員を戻さない、いわゆるノーリターンルールを徹底することが必要です。  
また、原子力委員会、原子力安全委員会事務局には、電力、原子力産業など民間企業からの在籍出向が常態化し、原発関係大企業の霞が関出張所となつていきます。総理、法案は、これを改めるものになつていないではありませんか。

しかも、最近明らかになつた原子力委員会と原発関係業界の勉強会と称する秘密会合は、核燃料リサイクルの中止、見直しや、使用済み燃料の処理処分問題を業界に有利に修正しようとするものであり、断じて許せません。事の経緯と真相をどのように明らかにするのか、総理としてはっきり答弁されたいと思ひます。

財源面の独立性はどうか。  
エネルギー特別会計の電源開発促進勘定に名前だけの安全規制対策を設けても、原発推進を目的とする電源開発促進税を財源としていることに手をつけなければ、規制のための財源とはならないのでありませんか。答弁を求めめるものであります。

環境基本法を一部改正して、これまで放射性物質による汚染について対象外としていたものを環境基本法の中に入れることにしたのは、当然のこと

とであります。  
しかし、政府は、放射性物質の海洋投棄についてはロンドン条約によって禁止されているのに、昨年、東京電力の低レベルと称する大量の放射性物質である汚染水を海洋投棄しても、ロンドン条約違反に当たらないと強弁してきました。これからもこの立場をとるのですか。はつきり答えていただきたい。

また、深刻な湖沼や太平洋岸の海底にたまっていく放射性物質による水質汚染についてどう対処するのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

第二は、事故原因を教訓とする原子炉規制の問題です。  
現在、国会事故調査委員会が福島原発の事故原因の究明と検証作業を行っています。東京電力会長や当時の政権中枢に対する調査の途上であり、新しい事実とともに新たな疑問も生まれています。

事故の直接の原因となつた地震による外部電源の喪失、これを受けて、全国の原発の送電鉄塔の倒壊と、その受電施設の耐震チェック及び耐震基準を一体どうするのか。  
東電内部でも原発敷地内の南側で押し波による十五・七メートルの波高を想定しながら、なぜ津波対策をとらなかつたのか、安全よりコスト優先があつたのではないのか、また、全国の原発の引き波の想定値の見直しと取水口の位置をいつまでに改善させるのか、はつきりお答えいただきたいと思ひます。

日本原子力研究所を初め内外の専門家が、全電源喪失や水素爆発など、今回の問題となつた事例について、一九八〇年代後半には研究を進めていました。政府及び東電は、これらの知見に耳を傾けず、なぜ過酷事故対策をとらなかつたのですか。

事故後の対応の誤りはどこにあつたのか。  
現場で直ちに炉心を冷却水の上に出させないた

めにベントと海水注入など、なぜ収束に必要な対策がおくられてしまつたのか、原子力災害特措法、原子炉規制法など法律上の権限がどう行使され、あるいは行使されなかつたのか、この間の経緯を全て明らかにしていただきたいと思ひます。総理の答弁を求めます。

さらに、福島第一原発四号機の使用済み核燃料プールの耐震強度の解析によつて、マグニチュード幾ら、震度幾らの地震にまで耐えられることになつていのか、解析手法と安全評価を伺ひます。

今回、新たな知見を既存施設にさかのぼつて適用するバックフィット制度を設けるのは当然ですが、福島原発事故で既に明らかになつた知見を電力会社に直ちに実行させることができないのは、一体なぜなんですか。これらなしに再稼働などというのは、論外であります。

運転期間四十年を原則としつつ、さらに二十年、都合六十一年の運転も可能としています。総理、これは、老朽化原発の半永久的稼働を認めるものではありませんか。  
福島事故の最大の教訓の一つは、事業者任せの安全評価や自主検査が問題であつたのに、法案では、規制緩和はそのままにして、事業者による安全評価を明記しています。これは、事故の教訓に逆行するものではありませんか。明確な答弁を求めます。

新たな、原発の個々の特定機器の個別審査を省略する、型式証明を導入するとしています。この制度の趣旨は何か。アメリカでは最短でも申請から四十八カ月の時間をかけていますが、この規制法案には期間の定めがありません。原発輸出のため的大量生産を狙つたものではありませんか。仮に事故の際は、申請者の製造者責任はどう問われるのでしょうか。明らかにしていただきたいと思ひます。

第三は、原子力基本法の改正問題です。  
政府案では、原子力基本法第二条の基本方針

で、わざわざ「国際的動向を踏まえつつ」放射線対策を行うとしたのはなぜですか。ICRP、国際放射線防護委員会の人体への線量基準は、内部被曝を軽視するものだととして、欧州初め内外で厳しく批判されていますが、これをどう踏まえるのですか。答弁を求めます。

一九五五年に制定された原子力基本法は、原子力の利用は平和の目的に限り、自主、民主、公開のいわゆる原子力平和利用三原則をうたいながら、同時にその一方で、日米協定によつてアメリカから濃縮ウランの購入を義務づけられ、核兵器保有国であるアメリカが推し進める、アトムズ・フォー・ピースから始まつた核の商業利用を通じて世界支配体制に組まれたものです。そのため、日本共産党は原子力基本法に反対しました。

以来、三・一一までの五十年余り、一貫して、日米同盟、日米原子力協定のもとで、対米従属的なエネルギー政策が進められてきたのであります。福島原発事故を経験した今こそ、この体制の根幹からの見直しが必要なのであります。総理の見解を求めます。

今回、自公両党が提案する原子力基本法改正案で、原子力利用の目的について、「我が国の安全保障に資することとしたのはなぜですか。提案者にその意図と理由の説明を求めます。

この問題は、背後にある日米同盟を抜きにして考えることはできません。東芝、ウエスチングハウス、日立製作所、三菱重工業、ゼネラル・エレクトリックなど日米原発利益共同体は、世界の原発市場の制覇を狙う戦略を進めています。今、野田内閣の進める原発輸出戦略は、このことと軌を一にしたものではありませんか。

さきの日米首脳会談において、総理は原子力のハイレベル二国間委員会を設置しましたが、この委員会の目的、任務、狙いは何なのか、答弁を求めます。  
かつて、一九七八年に、オーストリアでは、完成したばかりのツペンテンドルフ原発を稼働する

か否かの国民投票を行い、その結果、原発を選ばない道を進みました。日本は逆に、原発推進に暴走し、年間発電電力量の三割を原発で賄うという異常なエネルギー供給構造に陥ってしまいました。同じ道を進んだドイツは、福島事故の後、二〇二二年までに原発をゼロにすることを決定しました。

日本共産党は、今こそ原発ゼロの日本への政治決断を行い、地域の特性に合った再生可能エネルギー、自然エネルギーの爆発的普及に力を尽くし、その仕事を地域の農林漁業や中小企業に回すことで地域経済の再生と雇用を確保し、エネルギーの面でも地域経済の面でも、原発に依存しない、持続可能な将来への道筋を選択すべきだと考えております。総理の決断を求めるものであります。

また、原子力の規制機関は、原発ゼロへの道に沿って、廃炉、使用済み核燃料処理までの全体を展望した研究開発と技術力でもって規制に取り組みすべきものであります。

最後に、私は、ウラン型から始まった原発をゼロに、使用済み燃料から生まれる核兵器の原料となるプルトニウムを持たない世界を目指すことを訴え、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 共産党吉井議員から、十六問、御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、東京電力福島原発事故の責任についてお尋ねがございました。

原子力損害賠償法は、被害者の迅速かつ適切な保護を図る観点から、原子力事業者が賠償責任を集中させることとしており、東京電力が一義的に責任を負うこととなっております。政府としては、原子力損害賠償支援機構法を整備し、被災者に対して万全の救済を図られるよう対策を講じています。

他方で、原子炉メーカーなど産業界を含めた関係者においても、一丸となって、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や除染といった今後の課題に対し、積極的な協力を続けていたいただきたいと考えております。

次に、原子力利用の推進と規制の分離、独立性の問題についてお尋ねがございました。

二〇〇〇年の省庁再編に際しては、原子力安全行政について責任ある遂行体制を整備する観点から、エネルギー政策としての一体性を確保しつつ、安全規制行政と振興行政とを組織的に分離するため、資源エネルギー庁に特別の機関として原子力安全・保安院を新設いたしました。

こうした組織体制と事故との関係については、政府事故調査等において調査が行われておりますが、政府としては、今回の事故の反省を踏まえ、規制当局と推進当局との組織的な分離の徹底を速やかに実現するべく、原子力規制庁の設立を図ることとしたものであります。

次に、原子力規制組織と地球温暖化対策に関するお尋ねがございました。

環境省は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進などを中心として、地球温暖化対策を総合的に実施してきております。また、原子力事故により生じた放射性物質による汚染は究極の環境問題であり、環境省は先頭に立って除染等に取り組んでいるところであります。

原子力規制庁については、二度と事故を起こさないとの決意を持って原子力規制行政に取り組む観点から、これまで原発を中核的に推進してきた経済産業省等から原子力安全規制当局を分離し、環境保全を任務とする環境省に置くことは、規制と推進の分離の観点からも、大きな意義があると考えております。

また、今後の地球温暖化対策については、エネルギー・環境会議を中心に、エネルギー政策と表裏一体で検討しており、今後、選択肢を提示し、国民的議論を経て、今夏を目途に決定することとしております。検討に当たっては、原発依存度を

中長期的に低減することを旨として、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進等を図ることとしております。

地球温暖化対策基本法案に関しては、引き続き国会にて御議論いただきたいと考えています。

次に、三条委員会としない理由についてのお尋ねがございました。

今回の事故の教訓を踏まえて、大規模な原子力事故に際して緊急対応を責任を持って行うためには、内閣から独立した合議制の委員会形式ではなく、内閣の責任のもとで、迅速な意思決定が行われる組織形態が適切であります。

このような認識に立って、政府提出法案では、環境省の外局として原子力規制庁を設置することとしております。

民主党は、かつて、原子力規制組織として三条委員会を設置するとの政策を掲げていましたが、今般の政府提出法案は、党の政策を現実の大災害の経験と教訓から発展させ、危機管理対応を強化したものでございます。

次に、ノーリターンルールと民間企業からの出向者についてのお尋ねがございました。

原子力規制庁の人事については、指定職は例外なく、また、課長クラスも原則として推進側の府省へは戻らない、ノーリターン人事とすることとしております。

しかしながら、原子力規制庁の立ち上げに必要な全ての職員をノーリターンとしてしまい、強意を持って規制業務への参加を希望する優秀な職員が少数にとどまることが懸念をされ、円滑な業務実施が困難となると考えられます。

他方、原子力規制庁の中で専門性を持った職員を育てていくことは重要であり、長期的観点から、適性のある職員の採用と適材適所の配置をしつつ、将来の管理職や幹部となる人材も含め、職員をしつかりと育成してまいります。

また、原子力規制庁においては、規制対象となる事業者の従業員が一定期間後にもとの企業に復職することを前提とする、いわゆる在籍出向の職員としては受け入れない方針であり、この運用を徹底してまいります。

次に、原子力委員会と関係業界との会合についてお尋ねがございました。

原子力委員会の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会において、核燃料サイクルの選別等の定価評価を行ったところであり、コストや廃棄物量などのデータ提供等を受けるため、事業者を含めた関係者を集めた会合を開いたものであり、業界に有利に修正するためのものではないと承知してまいります。

しかしながら、原子力行政の遂行に当たっては、国民の信頼確保が必要であり、会合の運営に際しては、疑念を招くことがないよう、当該委員会の運営のあり方を見直しも含め、十二分に留意して対応してまいります。

次に、財源面の独立性についてお尋ねがございました。

政府提出の法案において、特別会計に関する法律を改正し、推進側省庁からの独立性を確保しつつ、必要な予算を確保するため、原子力安全規制対策という区分を設けることとしております。この区分に計上される予算については、原子力規制庁から環境省を通じて財政当局に要求することとしており、実質的にも、推進側省庁からの独立性が確保されることとなっております。

次に、放射性物質の海洋投棄とロンドン議定書との関係についてのお尋ねがございました。

御指摘のロンドン議定書は、陸上で発生した廃棄物等を船舶等から海洋へ処分する行為等を規制する条約であり、昨年の原発施設からの放射性排水の海洋への放出は、同議定書の対象とはならないものと認識をしております。

他方、低レベルとはいえ、放射性物質を含んだ水を放出させざるを得なかったことは大変残念で

あり、政府としては、再度の海洋放出を防ぐために万全を期すとともに、我が国によるさまざまな対応について、近隣国に対する丁寧な説明や国際社会に対する情報提供に引き続き努めてまいります。

次は、送電鉄塔の耐震性、津波対策についてお尋ねがございました。

先般の東日本大震災の際、東京電力福島第一原子力発電所では、地震による近傍の盛り土の崩壊に伴う送電鉄塔の倒壊等により、全電源喪失状態に陥りました。

外部電源については、昨年四月に複数ルート回線の確保などについて事業者に指示し、六月までに確認をしています。

送電鉄塔の強度については、四十メートル毎秒の風圧荷重等に耐える設計であれば、今回の東京電力福島第一原発を襲った地震動よりも大きな地震動に耐えられることを確認しています。

津波対策については、東京電力福島第一原発を襲ったような津波を想定し、対策を講じられなかったことは事実であり、政府としても重く受けとめなければならぬと考えています。

今回の東京電力福島第一原発の事故において、想定を九・四メートル上回る津波に襲われたことを踏まえ、それと同程度の津波により全交流電源喪失に至ったとしても炉心損傷に至らない対策を、緊急安全対策等により講じています。

これに加え、今後、専門家の意見を聴取しながら、今回の知見も踏まえ、津波対策全般に関して検討を進め、引き波を含め、津波の評価を適切に実施し、極力早期に適切な対応をとるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、シビアアクシデント対策と再稼働の是非についてのお尋ねがございました。

政府としては、これまで、東京電力福島第一原発の事故のようなシビアアクシデントが起き得ることの認識や、国際的な動向を迅速に取り入れる姿勢が欠けていたことなどの問題があったと考え

ています。

このような問題は大きな反省点ですが、今般の事故対応においては、実際、ベント及び海水注入について、原子炉等規制法第六十四条第三項の規定に基づき、当時の海江田経産大臣から措置命令を実施するなど、法的権限を行使したところであり、これに関連して、政府事故調や国会事故調等にて検証がなされるものと承知をしています。

東京電力福島第一原発四号機の使用済み燃料プールの耐震安全性については、これまでに、水素爆発による損傷状況等を模擬した上で評価を実施し、東日本大震災と同程度の震度六強の地震が発生しても、評価上は耐震余裕があることを専門家の方々にも確認いただいております。念のため使用済み燃料プール底部の補強工事を実施するなど、安全性の向上に努めてきております。

これまで事故の検証を行った結果、事故原因及び事象の進展に関して、基本的な理解が得られていると考えます。

得られた知見のうち、直ちに実施すべき緊急安全対策などについては、事業者による実施を指示し、既に対処済みです。一方、今後原子力安全規制に反映すべき事項については、新たな規制組織のもとで実施されるものと考えています。

再起動に關しましては、政府としては、これまで約一年間にわたり専門家による検討を踏まえ積み重ねてきた知見や対策を、国民の目から見てわかりやすく整理したものと、原子力発電所の再起動に当たつての安全性の判断基準を取りまとめました。

この判断基準は、今回の原発事故と同様の事故を起こさないための対策の実施を、現行法体系のもとで追加的な法規制として求めると同時に、今回の事故に關する現時点での最大限の知見を反映し、法規制化を待つことなく、それら先取りし、高いレベルの安全性の実現に向けた取り組みを求めるものであります。

定期検査で停止中の原子力発電所の再起動については、安全性の確保が大前提です。再起動を判断するに当たっては、こうした判断基準に照らし、安全性を厳格に確認してまいります。

次に、原子力発電所の運転期間及び事業者による安全評価と事故の教訓との関係についてのお尋ねがございました。

運転期間の制度は、原子炉の運転を四十年または六十年間認めるものではなく、今回提出している法案による規制強化が施行されますと、最新の技術的知見を踏まえた技術基準に適合していない原子炉は、四十年以内であっても運転をすることができなくなります。

次に、先般の事故の教訓として、重大事故への対策が事業者の自主的取り組みに委ねられ、事業者も、安全基準さえ守ればよいとして、新知見を踏まえた自主的な安全対策に消極的だったという点が挙げられます。

本法案においては、重大事故対策を事業者に義務づけることも、国が定める安全基準を超えて、みずから安全性向上に向けた取り組みを行うよう義務づけます。

こうした規制強化に伴い、国が行う検査についても実効性が上がるよう、検査官の育成も含め、対応を強化してまいります。

型式認証制度についてのお尋ねがございました。

安全性を向上させる対策の中には、各地の原子力発電所で共通の機器等の導入が必要となる場合があります。今般導入する型式認証制度は、複数の施設で共通的に導入が可能な設備について、その導入に係る原子炉設置者の許認可取得をそれぞれ個別に行うのではなく、あらかじめ認証しておくことにより、手続に要する時間などを軽減し、安全性向上に資する設備の導入を加速しようとする趣旨のものです。

置いている対象が異なり、審査期間などを一概に比較することはできません。

なお、型式認証を受けた製造者等に対する報告徴収や立入検査を行い、該当する機器の健全性等を確認するとともに、仮にこうした検査などを怠った場合には、型式の認証を取り消すことができる仕組みとしています。

また、万一、型式認証を受けた機器等に起因して事故が発生した場合、製造者等に対して罰則規定等はないものの、原子力発電所における事故の責任は一義的に事業者がとることとなっており、責任の所在が曖昧になることはありません。

次に、原子力基本法の基本方針についてのお尋ねがございました。

今般の事故を踏まえ、我が国の原子力利用の基本方針については、これまで以上に安全の確保を重視したものとする必要があります。その際、安全の確保の内容を具体化するに当たっては、IAEAを含む国際機関の考え方や、諸外国の原子力安全確保のあり方の動向を踏まえ、国際基準にも合致したものとすることを必要があると考えたもので

す。

放射線防護の考え方については、国際的にも幅広い議論があることは承知しています。これらの議論の動向も把握しながら、安全の確保を行っていくべきと考えています。

原子力に係るエネルギー政策見直しについての御質問をいただきました。

もとより、我が国の原子力政策は、原子力基本法の原子力平和利用三原則の堅持のもと、進められてきているところであります。また、日本はみずからウラン濃縮を実施するなど、御指摘のような対米従属的なエネルギー政策を進めてきたとの指摘は当たらないと考えております。

いずれにせよ、今後のエネルギー政策のあり方については、昨年の東京電力福島第一原発の事故を踏まえ、現在、エネルギー・環境会議において抜本的な見直しを行っているところであります。



次に、原発輸出及び民生用原子力協力に関する日米二国間委員会についてのお尋ねがございました。

原子力協力に関しては、昨年の原発事故を踏まえ、事故の経験と教訓を世界と共有することが重要であり、これにより国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務と考えます。この観点から、諸外国が希望する場合には、相手国の事情を見きわめつつ、核不拡散、平和的利用等を確保しながら、相手国に高い水準の安全性を有する技術を提供し、原子力協力を行うっていくことには基本的な意義があるものと考えます。

我が国が原子力協力をするに当たっては、こうした観点に立ち、各国それぞれのケースに応じて判断しており、その意味で、御指摘のように、世界の原発市場の制覇を狙って無制限に原発輸出を進めているわけではありません。

また、民生用原子力協力に関する日米二国間委員会は、廃炉、除染といった事故対応のほか、原子力安全や核セキュリティに関する日米間の意見交換、研究開発交流の調整の場として設置するものであり、委員会の活動を通じて、こうした分野での日米間の協力を強化していく考えであります。

最後に、持続可能なエネルギー政策についてのお尋ねがございました。

再生可能エネルギーについては、七月一日の固定価格買取制度の施行を控え、調達価格の案を公表したところであります。これを受け、市場では現在さまざまな事業化プランが検討されており、政府の試算では、本年度だけでも、二百五十万キロワットの再生可能エネルギーの導入拡大が進むと期待しております。

また、政府としては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を図るため、今国会に、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の

促進に関する法律案を提出したところであり、審議をお願いしているところであります。

導入拡大が進めば、太陽光の設置工事といった市場はもとより、山間部における未利用の森林資源や水利資源の活用、さらには太陽光パネルや風力発電機の製造市場なども拡大し、地域経済の再生や雇用の拡大にも貢献することが期待されます。

このため、政府としても、固定価格買取取り制度や、審議をお願いしている法案に加えて、立地に関する規制の見直しや研究開発支援など、考えられる政策を総動員して再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣細野豪志君登壇〕

○国務大臣(細野豪志君) 湖沼や太平洋沿岸の海底の放射性物質による水質汚濁についてお尋ねがございました。

陸地から放射性物質が河川、湖沼、海域に流出し、水底の土が汚染されていることについては、重要な問題と認識をしております。

放射性物質による汚染の対処につきましては、まずは、人の健康の保護の観点から、子供の生活環境を中心とし、住宅等の生活圏を優先的に除染を実施することが重要だと考えているところであります。

水底の土の放射性物質については、雨により陸地から放射性物質が流入するのは避けがたいことと、水底の土の放射性物質は常に移動することから、まずは陸地の除染を著実に実施するとともに、水環境のモニタリングを継続し、環境中の放射性物質の動態解明を進めることが重要であると考えております。

このため、当面は、放射性物質の拡散の有無及び汚染状況について把握をするため、必要なモニタリングに努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇〕

○国務大臣(枝野幸男君) まず、私から、得られた知見の反映に関する御質問に対して御答弁申し上げます。

今般の事故の原因については、政府の事故調査・検証委員会から中間報告が出ております。また、原子力安全・保安院に四つの意見聴取会を設置し、外部の専門家も加わっていただいた上で、公開のもとに、詳細な調査、検証を行ってまいりました。

これらを通じて得られた知見のうち、直ちに実施すべき緊急安全対策やシビアアクシデント対策などについては、事業者にその実施を指示し、既に対応がとられているところであります。

一方、今後の原子力安全規制に反映すべき事項については、新たな安全規制体制のもとで実施されるものと考えておりますが、こうした法規制化を待つことなく、これを先取りして、高いレベルの安全性の実現に向けた取り組みを求めているところであります。

こうした考え方のもと、原子力発電所の再起動に当たっての安全性の判断基準を取りまとめたところであります。この判断基準は、政府として、これまで約一年間にわたり専門家による検討を踏まえ積み重ねてきた知見や対策を、国民の皆さんの目から見てわかりやすく整理したものであります。

定期検査で停止中の原子力発電所の再起動につきましては、安全性の確保が大前提であり、これを判断するに当たっては、こうした判断基準に照らして安全性を厳格に確認してまいります。

次に、原発輸出戦略に関する御質問にお答えをいたします。

政府としては、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、事故の経験と教訓を世界と共有することが重要であり、これにより国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務と考えております。

この観点から、諸外国が希望する場合には、相手国の事情を見きわめつつ、核不拡散、平和利用等を確保しながら、相手国に高い水準の安全性を有するものを提供するなど、原子力協力を行うっていくことには基本的な意義があると考えております。日米の二国間関係においても同様な考え方に立っているところでございまして、御指摘のようないことは当たらないと考えております。

〔江田康幸君登壇〕

○江田康幸君 共産党の吉井英勝議員の質問にお答えいたします。

まず、原子力規制組織の独立性について御質問がございました。現行の原子力規制組織の抱える問題が今般の原子力事故にどのような影響を与えたかについては、現在、国会事故調査委員会において調査中であり、詳細については、来月にも予定される報告書待ちたいと思っております。

もつとも、御指摘のように、従前の原子力規制組織については、原子力発電の推進を担う経済産業省と、その規制を担う原子力安全・保安院とが一体となっていたため、独立した規制上の判断と決定が担保されず、安全規制がゆがめられる事態が生じていました。また、IAEA等の国際基準から見ましても、原子力の推進を担う機関と、その規制を担う機関は、明確に分離されるべきことは明らかであります。この点につきましましては、我々も反省しなければならぬところであります。

だからこそ、この反省を踏まえ、自公案では、原子力規制組織を、独立行政委員会、すなわち、いわゆる三条委員会として設置することとし、十分な権限、人事及び予算が担保された上で、原子力事業者のみならず、ほかの行政機関や政治部門からも独立して職権を行使できることとしたところでございます。

次に、原子力基本法において、原子力利用の目

的に「我が国の安全保障に資することを規定した理由について御質問をいただきました。

原子力利用における安全の確保に関する規制については、原子炉等規制法に詳細が定められておりますが、原子炉等規制法には、原子力施設及び輸送時における核物質の防護に関する規定が置かれております。また、核燃料物質等に係る技術は軍事転用が可能な技術であることから、これを防止するための保障措置に関する規定も置かれております。

これらの措置は我が国の安全保障にかかわるものであることから、自公案では、原子炉等規制法及び原子力基本法において、その究極的な目的として、「我が国の安全保障に資する」を明記するとしたところでございます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 齋藤やすのり君。

(齋藤やすのり君登壇)

○齋藤やすのり君 新党きづなは齋藤やすのりでございます。(拍手)

昨日、福島県の浪江町で、一時帰宅し、行方不明になっていたスーパリーの経営者の方が首をつって死亡しているのを見つかりました。周囲の方には、生きていても仕方がないということ話を話して、睡眠剤を服用していたといひます。

昨年六月には、相馬市で酪農を営んでいた方が作業小屋で自殺して、男性の牛小屋の黒板には、原発さえなければという言葉が書かれていました。

被災地を歩きますと、よく、原発さえなければという言葉が聞かれます。

飯館村の世帯数は、震災後、倍増しました。避難で家族がばらばらになってしまったからです。福島県内では離婚もふえています。県外に避難している家族が、戻るか戻らないかでけんかになっています。

家、仕事、家族、先祖が大切に耕した土地、落

ちついた生活が、一度の事故で台なしになってしまふのが原発です。津波や地震の被害は復旧できますけれども、原発の災害は未来をも奪ってしまふことになってしまいます。取り返しのつかないことになってしまいます。

ですから、今、国民は、二度と事故を繰り返してほしくない、事故を起こしてはいけないという、これが共通の願いでございます。この願いをきちんとかなえるのが新しい規制庁の使命であると考えます。

しかし、残念ながら、今回の原子力の安全規制に関する新組織の政府案は、次の福島が日本を滅ぼす、次に事故が起きれば日本に住めなくなるという危機感に欠けていると言わざるを得ません。原子力規制組織を三条委員会方式に変えると言っていたのは、従来の民主党の主張でございます。ところが、今回の政府案では、あっさり撤回しております。三条委員会では危機のときに対応できないというのが政府の考えのようです。

しかし、なぜ、今回の福島事故で被害が拡大してしまつたのか。原発には素人の政治家が、間違つた政治指導をしてしまつたからではないでしょうか。国会の事故調査委員会は、二月に参考人として招かれた米国の原子力規制委員会、NRCのリーダー、メザープ元委員長が、昨年の原発事故の際、原子炉から気体を出すベントを当時の総理大臣が指示したことに、米国では考えられないことだ、大統領が決めることではない、米国では電力会社が決めて、NRCが許可をする、日本は政治家の方が知識があるのかもしれないと皮肉を込めて言っております。

また、SPEDIIの情報を公開せずに、多くの福島の子供たちを被曝させてしまいました。このように政治が間違つたかじ取りをして被害が広がつたことを考えれば、政府案はもつと独立性を持つた規制機関にするべきなのではないでしょうか。

また、時の政府や環境大臣が偏つたエネルギー政策を推進した場合に、いわゆる原子力村の住人である人材の重用なども考えられるのではないかと。政府の見解を求めます。

原子力規制庁の人事について伺ひします。今回、政府案では、環境省の外局として、組織体制五百人、五百億円の予算規模で原子力規制庁を設置すると言つています。しかし、環境省の外局とはいつても、職員は四分の二が保安院から、あとは原子力安全委員会と文科省のスタッフです。組織にいる人間が同じであれば何も変わらないのではないかと懸念があります。今回の福島原発事故のいわば戦犯をそのままスライドさせて、だめなものだめと言え体制づくりができるのでしょうか。

規制する側は電力会社の技術者と同じぐらいの知識を持った人材でないと、誤りは指摘できません。今までの保安院は、申請内容をうのみするばかりでございました。事故後、保安院は第一原発で情報収集に当たらなければいけなかつたにもかかわらず、七人の保安検査官は、情報を集めるどころか、いち早くどこかに行つてしまつたといひます。

規制庁を形だけ引き剥がしても、それを構成する中身の職員の質が変わらないならば、単なる看板のつけかえにしかありません。原発推進の立場をとつてこなかつた専門家を配置させることなど、抜本的な中身改革、人材の独立性の確保は考えておられるのでしょうか。

また、出身官庁から出向した場合に、もとに戻らないノリタールを運用するとの話ですが、これも、これは先ほど質問もありませんでしたが、その対象、そして人数、具体的なルールを教えてくださいませんか。

今回、我が党から提出者への質問通告はいたしませんでしたが、現時点では、規制庁の独立性の確保などについて、提出者の方がより評価に値するものと申し添えさせていただきます。

さて、ここで、大飯原発再稼働のことを聞きまます。

大飯原発の事故対策は、万全とは言ひたい状況でございます。防潮堤を海面から八メートルの高さにかさ上げする工事をしなければいけません。完成は来年度。また、大飯原発は、ストレストに水素対策が評価されていません。この原発は、加圧水型で、容器内で水素爆発が起り得る原発です。また、今回、福島原発で現場作業を支えた免震重要棟が大飯原発にはありません。完成は四年後です。

もう一つ心配なのが、災害想定が不完全であるということ。大地震の痕跡や古い伝説は、古文書や神社、仏閣に残ります。仙台には、海岸から三キロの場所に津波が到達したことが名前の由来になつてい浪分神社というのがあります。今回、東北で津波の被害が拡大したのは、こうした神社や古文書に載つていた災害の痕跡を無視した防災計画があつたからでございます。

実は、大飯原発のある若狭湾の海沿い、高さ三十メートルの場所に波せき地蔵という地蔵があります。西暦七〇一年、大宝年間に若狭湾に巨大津波が押し寄せたことからできた地蔵だと言われております。

大飯原発では、一五八六年の天正地震のボーリング調査はされていますが、それより古い調査はされていません。もう想定外は許すことはできないです。

大飯原発の再稼働は、福島事故前の基準やこれまでの対策を整理しただけのものではないので、福島事故後の安全基準を新しい原子力規制機関でつくり直し、その安全基準に基づいた新たなストレストを実施するべきだと考えます。総理の見解をお伺ひします。

危機管理体制を万全にしないで、再稼働ありきでこれを動かすことに国民は大変今不安を覚えて

おります。政治のプロセスに怒りさえ覚えており  
ます。

原発事故は、広範囲で事故の被害のリスクが生  
じます。炉の安全だけでなく、住民の安全を  
きちんと確保しなければなりません。原発から百  
キロ程度の住民の安全確保が必要で、再稼働に  
は、広域の自治体との安全協定を締結し、もし  
て、再稼働への同意をとることが必要なのではな  
いでしょうか。総理の見解を求めます。

今回の大飯原発再稼働は、安全性も、政治的正  
当性も、著しく欠けています。それでも大飯原発  
を再稼働させるのか、ゴーサインを出すのか、  
ゴーサインをいつ出すのか、総理の見解をお伺い  
いたします。

報道によると、関電は、ことし三月十五日の週  
の供給力、これは二千二百四十四万キロワット、  
需要は二千四百五十九万キロワットと、二百十五  
万キロワット足りないと予測していました。三月  
十五日の週です。しかし、実際は、供給力が二千  
六百六十三万キロワット、ピーク需要は二千二百  
五万キロワット、逆に四百万キロワット余ったん  
です。

百歩譲って、需要予測を誤るのはある程度理解  
できますが、自分たちがどれほど発電できるかを  
四百万キロワットも違うというのは、あり得ない  
のではないのでしょうか。需要を過大に、そして供  
給を過小に見積もって、電力が足りないから原発  
を動かせというやり方に疑問を覚えます。

きよの不安定な天気にもあるように、ことし  
は、上空の寒気が南下する傾向が強かったり、そ  
れから、赤道付近の海面水温も一昨年のような猛  
暑になるリスクは少なく、必要性という観点から  
見ましても、大飯原発再稼働には疑問を持たざる  
を得ないと、気象予報士の立場から申し添えま  
す。

今回の政府案では、運転期間は原則四十年と明  
記され、例外規定として、二十年以内で一度に限  
り運転の延長を許可することができることと明記さ  
れ

ています。福島原発事故があつたにもかかわら  
ず、二十年も延びた根拠は何なのでしょう。か  
世界で最も長く稼働している原発は、四十五年  
の英国オールドベリー原発でございます。米国に  
も、世界にも、いまだ五十年以上稼働した原発は  
ありません。米国では、コストが見合わなくなつ  
た四十年以上稼働した原発は、大半が運転を止め  
ているはずですよ。

寿命の根拠、この四十年という根拠が明確でな  
い上に、技術への過信、おごりが呼び起こした福  
島原発の事故がこれだけたくさんの方を不幸に陥  
れているのに、そこから学ばずに、さらに例外規  
定を設けて運転延長を設けるのはなぜでしょう  
か。電力が足りないから、コストがかかるからと  
いうことよりも、事故が起きたわけですから、事  
故の前以上に安全面を重視しなければならぬの  
ではないでしょうか。

昨年の秋、飯館村に行きました。夜空に映える  
紅葉、そして、たわなに実つたダイダイ色の柿の  
風景は、まさに日本の原風景でした。しかし、そ  
こには、人がいなくなり、柿の実も収穫されずご  
ろごろと道を転がり、何よりも、空気、水、大  
地、森、これが汚染されているんです。先人たち  
が守ってきた景観、そして、数百年にわたつて耕  
しつづけてきた肥沃な土地、地域の文化や伝統、  
全てが、三・一一以降の原発災害で、あつという  
間に合なしになりました。

飯館村の多くの方は、自然を恐れ、自然に感謝  
し、自然の恵みを自然の秩序を壊さないようにい  
ただき、つましやかに生活していました。

今回の原発災害は、技術への過信が生んだ災害  
です。人間のおごりが、たくさんのお恵みを与えて  
くれた自然を汚してしまいました。日本では、大  
地、水、植物、あらゆるものに神が宿つてると  
いう宗教観がありますから、そういう意味では、  
今回の原発災害は、神への冒瀆、罰当たりと言つ  
ても過言ではありません。

野田総理は、福島の状態を見て、原発のあり方  
についてどう考えておられるのでしょうか。二十  
年後の日本の原発は、エネルギー供給のどれくら  
いの割合で、どのようなポジションにあるのか。  
過渡期のエネルギーとして捉えているのか、それ  
ども主電源として捉えているのか。この国のリー  
ダーとして、総理の原発への考え方を聞かせく  
ださい。

被災地では、多くの方が、原発に不安を抱き、  
再稼働に反対しています。共同通信の世論調査で  
は、定期検査で停止中の原発について、再稼働す  
ることに反対が五六・三％。これは地域に温度差  
があります。我が東北地方では、七二％、七割が  
反対しています。多くの方が、放射能におびえな  
がら、子育てをし、食事をしている現状がありま  
す。放射能が原因で一家がばらばらになつてし  
まつている家族もあります。原発事故のせいであ  
る生がおかしくなつてしまつたという方がたくさん  
います。

被災地東北の、原発はやめてくれという声にど  
う応えていただけますでしょうか。

日本は、地震・火山大国です。世界のマグニ  
チュード六以上の地震の二割が日本で発生してい  
ます。津波というものは、英語でもツナミです。日  
本で津波災害が多いからです。全世界四百以上の  
稼働中の原発のうち、地震危険地帯に設置されて  
いる原発は五十六基、そのうち、海岸から一マイ  
ル未満にあつて、地震にも津波にも弱い原発は三  
十九基、この三十九基のうちの九割超の三十五基  
が日本にあります。

日本は、原発設置にはもともと向いておりませ  
ん。福島の原発事故がありました。事故の検証も  
されていません。向いていないだけではない、原  
発を再稼働させる資格も現段階ではないと言わざ  
るを得ません。

今我が国がやるべきことは、徹底的な福島原発  
事故の検証とその情報公開、そして、既存の原子  
力規制当局が機能しなかつたことで原発事故が発  
生し、誤つた政治主導で原発事故が拡大した反省  
に立つて、原発村から距離を置いた独立性の高い  
三条委員会としての規制庁を設置すること、そし  
て、日本の財産である自然を生かしたエネルギー  
の爆発的普及を促進させ、脱原発を実行すること  
であるということをお訴えまして、私の質問を終わ  
りにさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕  
○内閣総理大臣(野田佳彦君) 新党きづな、斎藤  
議員の御質問にお答えいたします。  
まず最初に、原発の新しい安全基準、ストレ  
テストの新機関での実施についてのお尋ねがござ  
いました。

今回の事故から徹底的に教訓を引き出し、新し  
い規制機関において新たな安全基準を作成した上  
で、それらに照らして原子力発電所の安全性を確  
認する必要があることは事実であります。他方、  
今回のような事故を二度と繰り返さないため、新  
たな安全規制が施行されるまでにおいても、原子  
力安全に係る信頼性向上に継続して取り組んでい  
くことが必要です。

これまで、政府としては、安全性について、緊  
急安全対策やその効果を確認するストレステスト  
など、約一年をかけて、IAEAや原子力安全委  
員会を含めた専門家の意見をお伺いしながら、四  
十回以上にわたる公開の議論を通じて得られた対  
策や知見を積み上げてまいりました。

こうしたさまざまな対策を適切に実施してきた  
原子力発電所は、今回の事故と同程度の地震、津  
波に対応できるものとなり、安全水準は大幅に引  
き上がると考えています。

現在、再起動を判断する際の条件として実施し  
ているストレステストは、こうした対策がとられ  
た施設が現時点でどの程度の安全裕度を有する  
か、確認するために進めているものであり、適切  
なものと考えております。  
次に、自治体の同意や原発事故の原因と再稼働  
についての御質問をいただきました。  
原発事故の原因については、政府事故調査・検

証委員会や保安院の意見聴取会、民間独立検証委員会による事故検証を通じて、基本的な共通理解が得られたと考えています。

また、政府事故調査・検証委員会等における検討を踏まえ、現在知り得る限りの知見は全て判断基準に反映しており、判断基準を満たす原子炉は、今回の事故のような地震、津波に襲われても燃料損傷に至ることがない、十分な安全性が確保されます。大阪発電所三、四号機については、四大臣として、この判断基準を満たしていることを確認いたしました。

立地自治体以外の電力消費地などに対しても、政府としての考え方を御説明し、一定の理解を求めていくことが必要であると考えており、再起動ありきではなく、あくまで安全性の確認を大前提として政府の姿勢をしっかりとお伝えし、理解を求めていくことは重要であると考えております。このような努力をしつつ、再起動については、最終的に政府として責任を持って判断してまいります。

次に、原子力発電所の再稼働及び今後の原発のあり方についてのお尋ねがございました。中長期的には、原子力への依存度を最大限引き下げていくという方向を目指すべく考えています。政府としては、今後、国民が安心できる中長期的エネルギー構成を目指し、幅広く国民各層の御意見をお伺いしながら、ことしの夏をめどに新しい戦略と計画を取りまとめまいります。

また、事故の教訓を踏まえ、二度とこのような事態が起こることのないよう、独立性の高い新たな規制組織の設置や安全規制の抜本強化が必要で、この安全規制改革の一日も早い実現に向け、国会での建設的な御審議をいただきたいと考えております。

他方、これまで電力供給の約三割を担ってきた原子力を直ちにとめてしまつては、現実の日本経済、国民生活は成り立ちません。このため、安全性や必要性が確認された原子力発電所について

は、立地自治体を初めとする関係自治体の御理解を得つつ、政府として再稼働についての判断を行つてまいります。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

○国務大臣(細野豪志君) 規制組織の独立性について御質問をいただきました。政府提出法案では、原子炉等の規制に係る権限は、法律上、原子力規制庁長官に委任することとしており、推進組織からの独立性の確保はもちろん、政治からも独立して、原子炉の安全規制に係る判断を行える仕組みとしております。

他方、大規模な原子力事故に際して緊急対応を責任を持って行うためには、内閣から独立した合議制の委員会形式ではなく、内閣の責任のもとで、迅速な意思決定が行われる組織形態が適切です。このような認識に立って、政府提出法案では、環境省の外局として原子力規制庁を設置することとしております。

なお、政府案では、国会同意人事の委員によつて構成される原子力安全調査委員会が原子力規制庁の規制についてチェックし、仮に問題がある場合には委員会が勧告等を行うことによつて是正を促す仕組みとしており、原子力規制庁の規制が不当な影響によつてゆがめられることは排除されているというふうと考えております。

次に、原子力規制庁の人事について御質問をいただきました。原子力規制庁の人事については、指定職七名は例外なく、また、課長級十二名も原則として推進側の府省へは戻らない、ノーリターンルールを採用することとしております。

しかしながら、過去の業務経験により制約を設けたり、原子力規制庁の立ち上げに必要な全ての職員をノーリターンとしてしまうと、強い意欲を持つて規制業務への参加を希望する優秀な職員が

少数にとどまることが懸念され、円滑な業務実施が困難になると考えられます。このため、当面は原子力安全規制を担う府省からの出向を求めざるを得ませんが、原子力規制庁発足に当たっては、民間や研究機関などからの専門的知見、経験を持つた人材の登用、職員への行動規範の周知や研修、訓練の徹底により、問題意識と能力の面で従来に増して水準の高い規制組織となるよう努めてまいります。

最後に、原発の運転期間の延長について御質問をいただきました。運転期間の年限については、経年劣化等による一般的な安全上のリスクを低減するため、発電用原子炉の運転期間を原則四十年に制限することとしております。

一方で、個々のプラントごとに施設の状態は異なることから、運転期間の例外を一切排除するのは、一定の要件を満たして認可を受けた場合には、運転期間の延長を可能とする余地も残すこととしております。ただし、運転期間を延長するには、長期間の運転に伴い生ずる劣化の状況を踏まえ、延長とする期間において安全性を確保するための基準を満たすことが求められることから、実際に延長が認められるのは例外的な場合に限り、と考えるところでございます。

以上でございます。(拍手)  
○副議長(衛藤征士郎君) 服部良一君。  
○服部良一君 皆さん、最後の質問、社民党の服部良一です。

社民民主党・市民連合を代表して、政府提出の原子力規制制度改革法案等及び自民、公明両党提出の原子力規制委員会設置法案に対して質問をいたします。(拍手)

冒頭、両法案の付託先が環境委員会になったことに抗議します。社民党など八党は、連名で、東日本大震災復興

特別委員会での審議を要請してきました。原子力規制行政の見直しは、三・一一の反省、教訓を踏まえた、復興に不可欠の柱であり、かつ、今後の日本経済社会に大きくかわる国民的関心事です。

また、政府案は、新組織の設立にとどまらず、原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法など十七本の法律改正にかかり、規制のあり方、内容も総合的に見直そうとするものです。平時の規制だけでなく、原子力防災、緊急時対応も重要なポイントであり、国だけでなく、地方自治体との強いかわりがあります。

このような日本の将来にかかわる法案こそ、全会派が正式に参加する場で徹底審議し、全会派による修正協議を経て国民的合意をつくるのが重要です。そもそも、総理、原子力規制行政見直しの歴史的意義をどのように認識されているのですか。総理の言葉でお答えください。そして、総理としては、本国会でどのような審議を期待されていますか。

さて、両法案は、原子力の利用と規制を分離することが目的です。社民党は、新たな原子力規制組織を三条委員会とすることが、独立性と権限という点で望ましいと考えます。政府は、三条委員会は危機対応の面で問題があると指摘しますが、重要なのは、指揮系統と判断基準、責任の所在が明確となつていくことであり、三・一一の反省、教訓を踏まえて機能する仕組みを整備し、政治と一線を画した制度設計とすることです。総理、いかがですか。

もちろん、形だけを整えても意味がありません。独立性や中立性が阻害されず、法律上の権限が適正に行使されるための実質的な裏づけが必要です。その点、両法案ともに、方針や基準の立案、個別の審査や評価がどのような場、手続で行われるのか、必ずしも明らかではありません。

これらを、どこで、誰が行うのか、細野大臣及び

提出者より、具体的に御説明ください。

この間、二〇〇六年の耐震設計審査指針改定時に保安院が安全委員会に旧指針でも安全と表明するよう求めた事件を初め、防災指針、シビアアクシデント対策、スマトラ沖津波を受けた溢水勉強会など、保安院や事業者が安全対策や原子力防災の見直し、強化の先送りを図ってきた事実が次々と明らかになっていきます。原子力委員会のいわゆる秘密会議や事務局体制、民間出向問題も、原子力村の閉鎖性と癒着の象徴です。疑惑を招いて遺憾という言葉だけでは済みません。

立派な組織をつくっても、非公式の場で物事が決まったり、不当な影響力が行使されたりするのであれば意味がありません。アメリカNRC、原子力規制委員会では、委員が三人以上集まれば、公式の委員会となり、記録に残されています。三・一一直後の膨大な記録も公開されました。

新たな規制組織は、透明性を徹底的に確保すべきであり、非公式な会議や接触は原則禁止とすべきです。情報収集の必要性はあつたとしても、その場合も、会議や接触の事実を即座に公表し、資料や議事録も公開すべきです。

以上の提案について、細野大臣及び提出者は、どう受けとめられますか。

政府案の安全調査委員会委員であられ、自公案の規制委員会委員であられ、その職に誰がつかうかが重要です。独立性を實質的に確保するためには、兼職制限だけでは不十分であり、経歴制限や厳格な利益相反排除が必要です。また、保安院や安全委員会の委員や有識者について、これまでさまざまな利益相反の疑いが指摘されてきましたが、自公案の個人情報保護が壁となつて、検証が阻まれてきました。申告情報の開示や、中立的な第三者が経歴や利益相反について判断する仕組みが不可欠です。さらに、審査専門委員や各種の外部委員も当然対象とすべきです。

これらの中立性確保策につき、細野大臣及び提出者の見解をお尋ねいたします。

実効性が問われるのはノーリターンルールも同様です。

細野大臣は課長級以上に原則適用すると表明されましたが、実務者も大事です。全職員を対象とすること、中途採用者や技術参与らも例外としないうこと、民間出向は禁止すること、当然ながら、天下りは排除することが必要です。そして、抜けどをすために、ノーリターンルールを明文化し、監視の仕組みを設けるべきです。

これらの提案について、細野大臣及び提出者より、明確に御回答願います。

次に、規制の中身の関係です。まず、提出者にお伺いしますが、自公案には、政府案の原子炉等規制法等改正案など、規制内容に係る事項が入つておりませんが、いかなる立場で審議に臨まれるのか。すなわち、規制内容に係る政府案を、そのまま、あるいは条件つきで受け入れられるのか、全て新たな規制委員会が考えるべきこととするのか、明確にしてください。

実効性のある規制の中身について、具体的に伺います。

原子力安全委員会の安全審査指針類及びその見直しに係る中間取りまとめと、新規規制組織が定める各種安全基準との関係につき、細野大臣及び提出者は、どう想定されているでしょうか。

政府案に盛り込まれたバックフィット、つまり、最新の基準を既存の原発に適用する仕組みは、新たな規制体系において不可欠ですが、運転停止命令等は、「できる」規定となつている等、運用ルールが明確ではありません。四大国会合でまとめられた再稼働基準三のように、猶予期間を設けるのであれば、骨抜きです。

バックフィットの完全義務化と厳格な適用が必要であり、細野大臣にはその運用ルールについて、提出者にはバックフィットに対する考え方について、伺います。

社民党は、国会及び政府事故調の最終報告を初めとする福島第一原発事故の検証を踏まえて新たな

な安全基準が策定され、対策が完了することなしに再稼働はあり得ないと訴えてきました。保安院、安全委員会が信頼を失墜し、安全審査指針類の明白な瑕疵が認識され、バックフィットが導入されようというのに、現時点で再稼働判断をするのは、明白な論理矛盾です。

あなたも規制庁が発足したら再稼働できるかのような議論もありますが、新組織のもとで事故検証を踏まえた新たな基準が策定されていない以上、再稼働に向けた手続は中断すべきです。総理、提出者、双方の見解をお示しください。

政府案では、原子力発電所の四十年運転制限が盛り込まれています。まず、総理、既に四十年を経過した敦賀原発一号と美浜原発一号、ことし七月に四十年を迎える美浜原発二号は、即時廃炉にすべきではないですか。お答えください。

美浜二号については、保安院が高経年化技術評価を進めています。総理、当然中止すべきだと考えますが、いかがですか。

運転制限については、政府案では最長二十年の例外的延長規定がありますが、これは削除すべきです。そもそも四十年の妥当性も問われるべきであり、例えば、設計寿命とされる三十年とする案も含め、検討すべきです。

延長規定の削除及び四十年の再検討につき、細野大臣及び提出者の見解を求めます。

ここで、総理に、脱原発依存、エネルギー政策転換への決意について、改めてお聞きします。福島第一原発事故の深刻な被害に苦しんでいる方々に響く言葉をお答えください。

私は、電力需給の検証データや省エネ、需要管理、デマンドレスポンスなどの具体的提案を見て、この夏を第一歩として、原発なしでも電気が賄える、すなわち、原発を、ベース電源ではなく、当面バックアップと位置づけ、最終的に原発ゼロにできる道筋が見えてきたと考えます。安全対策や防災強化のコスト、廃炉後の地域づくりと

いった観点からは、原子炉の仕分けをすべきです。

社民党は、脱原発アクションプログラムで、老朽炉三炉に加えて、被災地東北の全ての原発、危険なマークIIタイプの原子炉、浜岡など地震、津波の危険が特に高い立地の原発を廃炉とし、新増設は中止することを提言しております。

総理に、これらの具体的な原発版仕分けへの見解を伺うとともに、決断を求めます。さらに、脱原発依存の前提、「もんじゅ」や再処理施設のトラブルの歴史、高レベル廃棄物の処分問題、コストなど数々の判断材料を踏まえれば、「もんじゅ」廃炉、使用済み燃料の全面直接処分、核燃料サイクルからの完全撤退が合理的な選択肢であると考えますが、総理、いかがですか。国民的議論と逃げずに、まずは総理自身のお考えをお示しください。

両法案では、公開性、透明性、市民参加について、必ずしも明確になっておりません。傍聴やパブリックコメントも必要ですが、一方通行ではなく、例えば双方方向の対話フォーラムなど、より實質的に市民に開かれ、その意見が反映される仕組みを構築することが必要であります。細野大臣及び提出者より、具体案をお示しください。

次に、原子力防災について、細野大臣に、三点、お伺いします。

原子力安全委員会が三月に取りまとめた防災指針の見直しについて、改定スケジュールを明確にお示しください。

防災指針改定については、PAZ及びUPZの運用基準、オフサイトセンター、被曝医療、汚染剤事前配布など、多くの重要課題が積み残しとなつていきます。これらについて、具体的に、いつ結論を得、改定するのでしようか。

班目安全委員長らが認めているとおり、現行指針には明白な瑕疵があります。実質的に無効化した現行指針と見直し案とが併存している今、事故

があつた場合に大混乱が生じることが明らかです。

再稼働前に、防災指針の完全改定、地域防災計画改定、そして、ハード、ソフト両面での整備が完了している必要があると考えますが、異論はありませんか。

加えて、社民党が再三追及してきましたが、大飯原発で過酷事故が起きた場合の放射能拡散予測を滋賀県が再三要望しているにもかかわらず、SPEEDIの試算結果が提供されていません。それどころか、いまだに試算に着手さえされておられません。

平野文科大臣、滋賀県は、よく御存じのように、大飯からわずか十数キロです。近畿一千四百五十万人の生命の水源地、琵琶湖のある滋賀県に、なぜ、提供もせず、試算さえもしないのですか。この場で、すぐ出すと、明確にお約束ください。

同時に、細野大臣、防災指針改定を前提とした地域防災計画改定を自治体に要請されている立場として、文科省の対応はおかしいと思いませんか。

最後に、国会事故調との関係について伺います。

なぜ最終報告を待たずに法案が出されているのかという黒川委員長の痛烈な批判は、真摯に受けとめるべきです。総理の御認識を伺います。

とはいえ、だからと保安院と安全委員会が存続する現状は望ましくありません。新規組織の発足が先行する場合でも、事故調最終報告の反映を確約し、そのスケジュールを明示することが必要です。

一方、事故調の提言への対応が決まるまでは、規制庁の仕事は、停止中の原発の安全確保に必要な事項等、最低限の対応にとどめるべきです。

以上、事故調との関係につき、細野大臣と提出者は、どうお考えですか。

規制庁であれ、規制委員会であれ、適正な運営を外部から監視し評価するシステムが欠かせませ

ん。加えて、賠償を初め事故処理は、今後何十年にもわたる長期的なプロセスであり、何らかの監視機能が必要です。

そこで、提案いたしますが、国会事故調の後継組織を設け、原子力規制行政の監視・評価機能をあわせ持たせてはいかがでしょうか。

総理と提出者の御所見を求めるとともに、同僚議員に検討をお呼びかけし、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社民党服部議員の御質問にお答えいたします。

まず第一に、原子力規制行政見直しの歴史的意義についてのお尋ねがございました。

今般の原子力規制組織等の見直しは、東京電力福島第一原発の事故の反省の上に立ち、放射線の有害な影響から人と環境を守るという観点からそのあり方を全般的に見直すものとして、大きな意義があります。

具体的には、原子力安全規制と利用の分離、原子力安全関係業務の一元化、環境省のもとでの原子力規制庁の設置に加え、放射性物質による大気汚染等の防止措置の環境基本法への追加等の見直しを盛り込んでいます。

審議につきましては、議員提案も提出されていますが、新しい原子力規制組織を早期に発足させる必要があるという点については、考え方は共有されていると考えています。一日も早く新しい規制組織と制度を導入できるよう、国会において建設的な議論を進めていただくことを期待します。

なお、国会における議論の進め方については、国会において適切に御判断いただいているものと承知しております。

次に、事故の反省、教訓を踏まえた制度設計についての御質問をいただきました。

今般の事故における政府の危機管理対応の反省、教訓として、政府内の指揮系統、中央と現地

対策本部との役割分担、関係省庁の責任関係などがあらかじめ整理できておらず、混乱が生じたり、対応が不十分であったりしたものと認識をしております。

このため、政府提出法案に基づく原子力防災の危機管理体制については、原子炉等規制法に基づく事故そのものの収束への対応は基本的に原子力規制庁が助言、指示するなどして行うことや、モニタリングの司令塔や被災者の健康管理は環境省が担うことなど、緊急時の対応の責任を明確化することとしていきます。

また、避難や食品摂取制限等の実施基準は原子力災害対策指針に規定するなど、判断基準や行動手順についても、マニュアルの改定などにより準備をする考えであります。

他方、政治的配慮への御懸念については、こうした緊急時の対応についても目を光らせ、環境大臣などに勧告等を行う権限を付与することで、規制組織等を監視する原子力安全調査委員会が対応することと考えております。

次に、再起動の判断についてのお尋ねがございました。

原子力発電所の再起動については、安全性の確保が大前提であります。これまでの政府事故調査委員会や保安院の意見聴取会、民間独立検証委員会による事故検証等を通じて、事故原因については基本的な共通理解が得られたと考えています。

政府としては、昨年三月以降、緊急安全対策等の対策を指示、確認するとともに、昨年七月にはストレステストの実施を指示し、専門家やIAEAにより、慎重に確認してまいりました。また、事故検証により得られた知見を踏まえ、新たな規制の方向性として、三十の対策を取りまとめたところでです。

先般、四大臣会合で取りまとめた原子力発電所の再起動に当たっての安全性の判断基準は、こうした積み重ねを、国民の目から見てわかりやすく整理したものです。この判断基準は、今回の事故

のような地震、津波に襲われても燃料損傷には至らない十分な安全性が確保されていることを求めており、大飯原子力発電所三、四号機については判断基準を満たしていることを確認しています。

次に、原子力発電所の廃炉及び高経年化技術評価についてのお尋ねがございました。

高経年化した原子力発電所等については、厳しい規制のもと、安全を確保した上で運転することが求められますが、安全が確保できなくなつたものは廃炉となります。また、運転年数の原則四十年制限等が盛り込まれた改正法が成立した場合に、こうしたルールに基づいて、個々に、廃炉すべきかどうか、判断がなされることとなります。

いずれにしても、こうした改正法が成立し、運用が開始されるまでは、高経年化した原子力発電所等の安全性を確保するためにも、現行制度の枠組みのもとで粛々と安全性の評価を行うことが必要と考えています。

次に、原発の廃炉及び新増設についての御質問をいただきました。

高経年化した原子力発電所等については、厳しい規制のもと、安全を確保した上で運転することが求められますが、安全が確保できなくなつたものは廃炉となります。

また、原発の新増設については、現状では困難な状況に置かれていると考えています。他方、建設中の原発等については、進捗状況もさまざまであり、立地地域の方々の御意見も踏まえながら、個別の事案に応じて検討していく必要があると考えています。

また、原発を含む今後のエネルギー政策については、中長期的には、原子力への依存度を最大限引き下げていくという方向を目指すべきと考えています。今後、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成を目指し、幅広く国民各層の御意見をお伺いしながら、ことしの夏をめどに新しい戦略と計画を取りまとめてまいります。

いずれにせよ、原子力発電所については安全の

確保が最優先であり、御指摘の提言にある原子力発電所も含め、こうした確認を厳格に行つてまいりたいと思ひます。

次に、「もんじゅ」と核燃料サイクルについてのお尋ねがございました。

現在、昨年末にエネルギー・環境会議で決定した基本方針を踏まえ、核燃料サイクル政策を含む原子力政策の徹底検証を行う中で、原子力委員会において、核燃料サイクル政策の選択肢の提示に向けた検討を進めています。その際、再処理方針に限らず、高速増殖炉「もんじゅ」や直接処分も含め、幅広く議論をいたしたいと思います。

その上で、原子力委員会等の検討を踏まえ、原子力を含む中長期的なエネルギー構成や核燃料サイクルのあり方について、本年夏の革新的エネルギー・環境戦略等の策定に向けて、経済性や国際的な視点等も含め、エネルギー・環境会議等の場ですっきりと議論を進めてまいります。

次に、国会事故調との関係についてのお尋ねがございました。

東電福島第一原発の事故により、原子力安全行政の信頼は大きく損なわれました。原子炉は、稼働か否かにかかわらず、常にしっかりと安全規制が必要であり、国民の不安に添えるためには、新たな組織のもとで、一日も早く、放射線から人と環境を守る規制、制度と防災体制を整えることが急務です。

もとより、立法府において設置された国会事故調査委員会の重要性は言をまたず、そこで事故の総括を通じてまとめられる提言を踏まえて、政府においてさらなる検討を行わなければならないと認識しています。

昨年八月の閣議決定においても、当面の見直しを行った後により広範な検討を行うこととしており、今後、国会事故調の提言等を含めて、新組織が担うべき業務のあり方や、より実効的で強力な安全規制組織のあり方について、平成二十四年末を目途に成案を得るべく取り組んでまいります。

最後に、原子力規制行政の監視、評価機能についてのお尋ねがございました。

今般のような原子力事故は、二度と起こしてはなりません。そのためにも、御指摘のとおり、規制機関から一歩離れた中立的な立場から原子力安全規制行政のあり方を監視、評価する機能は極めて重要と考えております。政府提出法案においては、原子力規制庁とは別に原子力安全調査委員会を設置し、規制行政の有効性の監視、原子力事故の原因調査等の役割を担わせることとしているのは、そうした認識に基づくものであります。残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣細野豪志君登壇〕  
○国務大臣(細野豪志君) 服部議員から、十一問、御質問をいただきました。

まず、方針の策定、個別の審査等の手続について御質問をいただきました。

安全性の判断やその基準の策定などに当たっては、科学的な知見に基づく合理性、客観性が重要であることは言うまでもありませんが、より幅広い知見を集約するため、規制組織外の有識者による調査審議や意見の聴取を行うことも不可欠であります。こうした外部有識者の知見も活用し、規制組織自身が、安全に係る基準の策定、個々の許可等に係る審査を行い、最終的な安全性の判断をすることが基本となります。

こうした考えから、政府提出法案では、原子力規制庁に原子力に関する高度な専門的、技術的知見を有する審査専門委員を置き、原子炉の設置許可等の処分を行うとする際にはあらかじめ審査専門委員の意見を聞くことを明記し、手続を明確化しているところであります。

次に、透明性の確保、情報公開について質問をいただきました。

御指摘いただきましたとおり、新たな規制組織の透明性の確保は最も重要な課題であり、原子力規制庁の意思決定プロセスは、国民から見えて透明

性のあるものとすべきと認識しております。

具体的には、原子力施設に係る安全審査、種々の安全基準の策定等について、できるだけそのプロセスを公開していくルールを設定する必要があると考えております。

今後、米国の原子力規制委員会の例なども参考にしつつ、記録のとり方や公開のあり方について、対象範囲、手法などについて検討を行つてまいります。

次に、外部の有識者の中立性の確保について御質問をいただきました。

御指摘のように、大学等に籍を置く専門家などの有識者が原子力安全の規制の許認可等に関与する場合、規制対象となる事業者との関係で利益相反が生じず、中立的な立場で参画することが重要です。

このため、政府が提出している法案においては、原子力規制庁の原子力安全調査委員会の委員に係る要件を法定化しています。それに加えまして、原子炉等規制法に基づく許認可等に当たって意見を聞く審査専門委員についても、利益相反について厳格なルールを設定し、中立性を確保する必要がありますと考えております。

次に、ノーリターンルール、民間企業からの出向等について御質問をいただきました。

原子力規制庁の人事については、指定職は例外なく、また、課長クラスも原則として推進側の府省へは戻れない、ノーリターン人事とすることとしております。

しかしながら、原子力規制庁の立ち上げに必要な全ての職員をノーリターンとしてしまうと、強い意欲を持つ規制業務への参加を希望する優秀な職員が少数にとどまることが懸念され、円滑な業務実施が困難であると考えられます。

他方、原子力規制庁の中で専門性を持った職員を育てていくことが重要であり、長期的な観点から、適性のある職員の採用と適材適所の配置をしつつ、将来の管理職や幹部となる人材を含め、職員をしっかりと育成してまいります。

また、原子力規制庁においては、規制対象となる事業者への職員の出向は行わず、その事業者の従業員が一定期間後にもとの企業に復職することを前提として出向することも受け入れない方針であります。その運用を徹底してまいります。

天下りの排除については、原子力規制庁においても、ルールにのっとり適切に対応してまいります。

次に、原子力安全委員会の安全審査指針類及びその見直しの中間取りまとめと、新規規制組織が定める各種安全基準との関係について御質問をいただきました。

今般の事故の教訓等を踏まえ、原子力安全委員会においては安全審査指針類に反映させるべき事項については、また、原子力安全・保安院においては今般の事故の技術的知見について、それぞれ中間的な取りまとめがなされております。新たな安全規制基準については、こうした検討の結果等を踏まえて、新たな原子力安全規制組織においてその詳細を検討していくこととなります。

次に、バックフィットの運用ルールについて御質問をいただきました。

最新の技術的知見を規制に取り入れ、既に運転している原子力施設にも適用していくことは、今般の事故の教訓を踏まえた安全規制強化の根幹です。

このいわゆるバックフィットの運用に当たっては、適用される個々の対策の特性に応じた適切なルールを設定することが必要です。

例えば、今回の法改正に伴う安全対策の強化策の中には、施設の設計思想の大幅な見直し等を伴うものもあり、ただ単に対処のみを急がせると、設計や工事に不備が生じ、実効的に施設の安全性を向上させることができなくなる可能性もあります。こうした点も踏まえて、一定の準備期間や対応措置期間を含めた運用ルールが必要であります。

また、一たび適用されることになれば、バックフィットの適用で要求した基準を満たせない原子力施設に対しては運転の停止や許認可取り消しといった強制措置があり、必要な安全対策を厳格に義務づけていくこととなります。

次に、運転期間の制限に係る延長について御質問をいただきました。

運転期間の年限を原則四十年としているのは、原子炉設置許可の審査に関して、必要な設備、機器等に係る設計上の評価が運転開始後四十年の使用を想定して行われていることが多いことを考慮したものです。

また、個々のプラントごとに施設の状態が異なることも踏まえ、運転期間の例外を一切排除するのではなく、一定の要件を満たして認可を受けた場合には、運転期間の延長を可能とする余地も残しています。ただし、最新の技術的知見を踏まえた基準を満たすことが求められることから、実際の延長が認められるのは例外的な場合に限られると考えております。

なお、運転期間の制限制度は、原子炉の運転を四十年間認めるのではなく、今回提出している法案による規制強化が施行されますと、最新の技術的知見を踏まえた技術基準に適合していない原子炉は、四十年以内であっても運転をすることができなくなるといふことをあわせて申し上げたいと思います。

次に、公開性、透明性、市民参加について御質問をいただきました。

御指摘のとおり、原子力の安全に関する情報は広く公開するとともに、原子力規制庁の意思決定プロセスやその根拠等について、国民から見えてオープンで、透明性のあるものとすべきと認識しております。

したがって、原子力施設に係る安全審査等、原子力規制庁における意思決定は、主として有識者による議論や意見を踏まえたものとなりますが、こうした意思決定の過程を公開していく考えで

す。また、有識者のみならず、市民との対話、情報共有の機会を設け、国民各層の声を直接に聞くような広聴活動にも注力してまいります。

次に、防災指針の見直しについて御質問をいただきました。

防災指針については、今般提出している法案において、原子力災害対策指針として新たに法定化することとしており、その内容につきましては、本年三月の原子力安全委員会の中取りりまじめを踏まえて本法案の施行の段階で告示するなど、順次反映していくこととしたいと考えております。

とりわけ、UPZやPAZ、オフサイトセンターについては、地域防災対策の見直しを進める上で極めて重要な事項でありますので、本法案施行直後の告示に反映する考えであります。

他方、被曝医療等、引き続き専門的、技術的な検討を要するものにつきましては、関係府省で可能な限り早期に結論を得べく検討を進め、原子力規制庁に引き継いで、その結果を原子力災害対策指針に順次反映していく予定としております。

なお、防災対策については、これで全て完了というものではありません。いわゆる安全神話に陥らず、不断の向上を図っていくことが重要であり、防災指針や地域防災計画等についても継続的に見直しを図っていく所存であります。

次に、SPEDDIの試算結果の自治体への提供について御質問をいただきました。

今回の事故の教訓を踏まえた防災対策については、新たな体制のもとで、防災対策の強化に向けて、現在、関係省庁や自治体など関係機関と具体的な検討、準備を進めているところであります。

一方、原子力防災の見直しは寸断なく進めていくものであることから、現行の体制においても可能な限り準備を進めていくことが重要であると考

えます。

このため、御指摘のSPEDDIの試算結果の提供に係る要望につきましては、法律案の成立後、できるだけ早い段階で準備を整えて対応でき

るよう、私としても最大限協力していきたいと考えております。

最後に、国会事故調との関係について御質問をいただきました。

立法院において設置された国会事故調査委員会の重要性は言をまたす、そこで事故の総括を通じてまとめられる提言を踏まえて、政府においてもさらなる検討を行わなければならないと認識しております。

昨年八月の閣議決定でも、当面の見直しを行った後により広範な検討を行うこととしておりまして、今後、国会事故調査委員会の提言等を含めて、新組織が担うべき業務のあり方や、より実効的で強力な安全規制組織のあり方について、平成二十四年末を目途に成案を得べく取り組んでいくこととしております。

いずれにしても、原子炉は、稼働が否かにかかわらず、常にしっかりと安全規制が必要であり、一日も早く、新たな組織のもとで、放射線から人と環境を守る規制と防災体制の強化を実現することが必要と考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣平野博文君登壇)

○国務大臣(平野博文君) 服部議員から、滋賀県へのSPEDDIの試算結果の提供についてのお尋ねがございました。

文部科学省におきましては、これまで、従来のEPZに係る十九道府県につきましては、各都道府県の要望に応えたSPEDDIの試算の実施及びその結果の提供を行ってまいりました。その結果につきましても、文部科学省のウェブサイトに

おいて公開しているところでございます。

先ほどの細野大臣からの御答弁と多少ダブりますが、政府といたしましては、原子力規制庁の設置等に係る関連法案の成立後、速やかに、原子力安全委員会が本年三月に取りまとめました防災指針の見直しに関する考え方を踏まえて、新たに原子力災害対策指針を定める、こういうこと

しております。

本方針を踏まえて、UPZの設置に伴う滋賀県へのSPEDDIの試算結果の提供を含め、やるべきであると考えております。

文科省としましては、これまで、関係地方公共団体との間で、計算条件についての調整など、可能な準備については前倒しして取り組んできたところがございますから、滋賀県の要望につきましても、新たな指針を踏まえ、速やかに対応してまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

(柴山昌彦君登壇)

○柴山昌彦君 社会民主党服部良一議員からの御質問に、政府案との対比を意識してお答えいたします。

まず、法律上の権限の行使について御質問をいただきました。

原子力規制委員会は合議制の機関として組織されますので、原子炉の安全基準の策定、原子炉の基準適合審査やその評価等を初めとする原子力規制委員会の意思決定は、全て、原子力規制委員会の合議によりなされることとなります。

原子炉施設の安全審査に用いる指針の策定を例に具体的に申し上げますと、この指針の整備に当たっては、原子炉安全専門委員会の専門部会において、最新の科学的知見の進展に応じ、逐次見直しのための検討が行われることになり、その検討の結果が、原子力規制委員会の決定により指針として策定され、適用されることとなります。

このような指針の策定等に関するプロセスは、現行制度の運用を踏襲したものと なっているところであり

た。

次に、情報公開について御質問をいただきました。

今般の原子力事故を受けて新たに創設される原子力規制機関は、原子力利用における安全の確保に関し、国民の不安を払拭し、その信頼に応える



ものとして組織されなければならないことは申し上げるまでもありません。

その意味で、原子力規制委員会において、透明性を確保し、国民への説明責任を全うすることが重要であり、規制情報、委員会議事録等については、原子力利用における安全の確保の観点から判断される例外的事項を除き、できる限り公開していくという方向で検討されるべきものと考えております。

次に、委員の中立性確保策について御質問をいただきました。

自公案では、原子力規制委員会の委員長及び委員については、利益相反を排除するという観点から、原子炉等規制法等の規制対象者はこれに付くことができないこととされており、そして、これらの者の任命に当たっては、両議院の同意を必要とすることとされており、

したがって、まずは、適切な人事案が政府から示された上で、しっかりと国会において判断が行われることが期待されることとあります。

なお、原子力規制委員会の審査会等の委員については、法律上は欠格事由を明記しているわけではございませんが、原子力規制委員会の委員長及び委員に関する欠格事由の考え方を踏まえ、適切に下位法令や運用において制約が設けられるものと考えております。

次に、ノーリタールールについてのお尋ねがございました。

原子力規制委員会の独立性を確保する上で、原子力安全規制に係る事務組織の職員が、経済産業省等の原子力推進官庁や原子力事業者に属する者から、組織を超えてその人間関係に基づく影響を受けることのないよう、制度的に担保することが重要であります。

そのための措置が、ノーリタールールの設定であります。

政府の方針では指定職と政令職が対象とされておりますが、先ほど来お話があるとおり、政令職の

場合は例外が認められ、結局、ノーリタールールがきちんと適用されるのは指定職の七名だけと聞いております。総理からは、立ち上げにおける限界などというお話もありましたけれども、ノーリタールールを実効的に機能させるためにはこれでは到底不十分でございまして、幹部職員のみを対象とするのではなく、末端の職員についても全て対象に含めるのが適当です。

あわせて、自公案においては、原子力規制庁の職員の職務執行の公正さに対する国民の疑惑または不信を招くような再就職についても規制することとしております。

このことにより、他省庁の組織の論理に左右されず、原子力利用における安全確保に取り組み原子力規制組織が形づくられることとなると考えます。

次に、原子炉等規制法の厳格化に対する自公案の考え方についてのお尋ねがございました。

この点につきましては、自公案は、原子力規制に係る組織論を中心に関係法律の整備を行ったものであります。このため、自公案では規制の内容に係る事項について言及がされておりませんけれども、このことは、このような措置が必要ないということの意味しているわけではございません。

これらの事項については、原子力規制を独立かつ一元的に行う組織として原子力規制委員会が創設されることを前提に、今後の審議を通じて、必要な事項については盛り込むということも考えられます。

次に、原子力安全委員会の安全審査指針類及びその見直しに係る中間取りまとめと、新規規制組織が定める各種安全基準との関係についてのお尋ねがございました。

各種安全基準は、客観的な科学的知見に基づき、新規規制組織の判断において今後新たに定められるものと考えられます。他方、安全審査指針類の見直しに係る中間取りまとめを拝見した限りにおいては、IAEAの安全基準や最新の科学的知

見を取り込んだものとなっております。これについては一定の評価ができるものと思われ、

したがって、新規規制組織においては、安全審査指針類の見直しに係る中間取りまとめの内容等を踏まえて各種安全基準を策定することになるのではないかと考えております。

次に、バックフィットに対する考え方についてのお尋ねがございました。

バックフィットについては、最新の科学的知見をアップデートしていくというものであつて、原子力利用における安全の確保という観点からは適切な規制であり、今後の審議を通じて、私どもの案に盛り込むことも考えられます。

次に、事故検証を踏まえた新たな基準がない以上、再稼働に向けた手続は中断すべきではないかとお尋ねがございました。

そもそも、安全基準は、科学的知見に基づくものであり、どの組織が策定したとしても、これが科学的知見に適合していれば直ちに適用させるべきものであるとは考えられません。

しかしながら、今般の原子力事故を受けて、原子力利用における安全の確保に関しては、国民の不安を払拭し、その信頼に応えるものとするものが何よりも重要となっております。

このことを踏まえ、新たな原子力規制組織のもとで新たな基準が定められるのが望ましいと考えています。

次に、原発の四十年運転規制について御質問いただきました。

原発の運転制限については、政府から、四十年ならば四十年とする合理的根拠、例外事由等を明確に示していただいた上で議論を尽くしていきたいと思っております。

次に、原子力安全規制に係る公開性、透明性、市民参加について御質問いただきました。

今般の原子力事故を受けて、原子力利用における安全の確保に関しては、国民の不安を払拭し、その信頼に込めることが何よりも重要となっております。

ります。そのためには、原子力安全規制に係る公開性、透明性を確保することは欠かせません。先ほど申し上げた、情報公開の徹底、パブリックコメントなどの活用が図られることを期待しております。

次に、国会事故調査委員会との関係について御質問をいただきました。

国会事故調査委員会の報告書は六月にも提出されることとなつていて聞いています。しかし、現行体制の問題として既に明らかになっている事項も少なくなく、これらに早急に対処し、原子力利用における安全の確保を強固なものとし、国民の不安を取り除くことは、政治の務めであると考えております。

そこで、現時点で考えられ得るベストの案を法案として提出することとし、原子力規制委員会をひとまず立ち上げて運用させた上で、三年以内に、原子力事故調査委員会の報告の内容等を踏まえた組織のあり方の見直しを行うという整理をしているところであります。

最後に、外部からの監視、評価システムについて御質問いただきました。

原子力規制委員会は、それ自体、三条委員会として設置され、委員長及び委員の職権の独立の行使が認められる以上、その職務執行をチェックするための特別の第三者機関を新たに設ける必要は乏しいと思われ、

また、原子力事故の原因究明につきましては、たとえ法律上の規定がなくとも、原子力規制委員会が行うことができるのは当然であります。

また、第三者的な観点から、より客観的で公正中立な調査が必要ということであれば、国会事故調査委員会のような組織を別途設けることも考えられます。

したがって、国会事故調査委員会の後継組織を現時点で恒久的なものとして設ける必要はないと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(衛藤征士郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 野田 佳彦君  
文部科学大臣 平野 博文君  
経済産業大臣 枝野 幸男君  
環境大臣 細野 豪志君  
國務大臣 齋藤 勲君  
内閣官房副長官 齋藤 勲君  
内閣府副大臣 中塚 一宏君

○議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。  
水産基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十三年度水産の動向」に関する報告  
水産基本法第十條第二項の規定に基づく「平成二十四年度水産施策」についての文書  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任  
川内 博史君  
佐々木憲昭君  
三宅 雪子君  
穀田 恵二君  
補欠  
三宅 雪子君  
穀田 恵二君  
川内 博史君  
佐々木憲昭君

(理事補欠選任)

一、去る二十二日、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 西 博義君(理事西博義君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十八日、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 西 博義君(理事西博義君昨二十八日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

補欠

勝又恒一郎君 相原 史乃君  
田嶋 要君 工藤 仁美君  
田村 謙治君 磯谷香代子君  
早川久美子君 三宅 雪子君  
榎本 道義君 仁木 博文君  
渡部 恒三君 山口 和之君  
田村 憲久君 橋 慶一郎君  
馳 浩君 丹羽 秀樹君  
竹内 譲君 齊藤 鉄夫君  
西 博義君 古屋 範子君  
宮本 岳志君 佐々木憲昭君  
豊田潤多郎君 内山 晃君  
山内 康一君 江田 憲司君  
相原 史乃君 勝又恒一郎君  
磯谷香代子君 田村 謙治君  
工藤 仁美君 田嶋 要君  
仁木 博文君 榎本 道義君  
三宅 雪子君 早川久美子君  
山口 和之君 渡部 恒三君  
橋 慶一郎君 田村 憲久君  
丹羽 秀樹君 馳 浩君

齊藤 鉄夫君 竹内 譲君  
古屋 範子君 西 博義君  
佐々木憲昭君 宮本 岳志君  
内山 晃君 豊田潤多郎君  
江田 憲司君 山内 康一君  
一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

石井 章君 大山 昌宏君  
勝又恒一郎君 山崎 誠君  
川越 孝洋君 磯谷香代子君  
篠原 孝君 加藤 学君  
齋藤 健君 橋 慶一郎君  
松野 博一君 稲田 朋美君  
佐々木憲昭君 穀田 恵二君  
山崎 誠君 大西 健介君  
稲田 朋美君 高木 毅君  
大西 健介君 初鹿 明博君  
大西 健介君 川越 孝洋君  
磯谷香代子君 石井 章君  
大山 昌宏君 篠原 孝君  
加藤 学君 勝又恒一郎君  
初鹿 明博君 松野 博一君  
高木 毅君 齋藤 健君  
橋 慶一郎君 佐々木憲昭君  
穀田 恵二君  
辞任  
石井登志郎君 向山 好一君  
江端 貴子君 馬淵 澄夫君  
岸本 周平君 中林美恵子君  
田村 謙治君 福田衣里子君  
早川久美子君 中野渡昭子君  
室井 秀子君 階 猛君  
湯原 俊二君 齊藤 進君  
榎本 道義君 浜本 宏君  
渡部 恒三君 小室 寿明君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

補欠

岡田 康裕君 花咲 宏基君  
勝又恒一郎君 中林美恵子君  
岸本 周平君 玉木雄一郎君  
田嶋 要君 野木 実君  
田中 美穂子君 近藤 和也君  
田村 謙治君 井戸まさえ君  
湯原 俊二君 桑原 功君

柚木 道義君 磯谷香代子君  
 渡部 恒三君 小室 寿明君  
 金子 一義君 菅原 一秀君  
 田村 憲久君 丹羽 秀樹君  
 馳 浩君 橋 慶一郎君  
 宮本 岳志君 高橋千鶴子君  
 豊田潤多郎君 斎藤やすのり君  
 中島 隆利君 服部 良一君  
 山内 康一君 柿澤 未途君  
 山内 康一君 大西 孝典君  
 中林美恵子君 大西 孝典君  
 花咲 宏基君 山本 剛正君  
 山本 剛正君 橋本 博明君  
 井戸まさえ君 田村 謙治君  
 磯谷香代子君 柚木 道義君  
 大西 孝典君 湯原 俊二君  
 桑原 功君 渡部 恒三君  
 小室 寿明君 田中美絵子君  
 近藤 和也君 岸本 周平君  
 玉木雄一郎君 田嶋 要君  
 野木 実君 岡田 康裕君  
 橋本 博明君 金子 一義君  
 菅原 一秀君 馳 浩君  
 橋 慶一郎君 田村 憲久君  
 丹羽 秀樹君 宮本 岳志君  
 高橋千鶴子君 豊田潤多郎君  
 斎藤やすのり君 服部 良一君  
 服部 良一君 中島 隆利君  
 柿澤 未途君 山内 康一君

湯原 俊二君 井戸まさえ君  
 柚木 道義君 初鹿 明博君  
 渡部 恒三君 本村賢太郎君  
 馳 浩君 松本 純君  
 町村 信孝君 永岡 桂子君  
 井戸まさえ君 吉田 統彦君  
 岡本 英子君 竹田 光明君  
 森山 浩行君 柿沼 正明君  
 吉田 統彦君 桑原 功君  
 磯谷香代子君 永江 孝子君  
 柿沼 正明君 田村 謙治君  
 神山 洋介君 田嶋 要君  
 木村たけつか君 石井登志郎君  
 桑原 功君 湯原 俊二君  
 竹田 光明君 白石 洋一君  
 初鹿 明博君 柚木 道義君  
 向山 好一君 勝又恒一郎君  
 本村賢太郎君 渡部 恒三君  
 永岡 桂子君 町村 信孝君  
 松本 純君 馳 浩君

中島 隆利君 重野 安正君  
 城井 崇君 山田 良司君  
 山田 良司君 柳田 和巳君  
 磯谷香代子君 江端 貴子君  
 柿沼 正明君 藤田 憲彦君  
 金森 正君 勝又恒一郎君  
 神山 洋介君 柚木 道義君  
 高橋 昭一君 石井登志郎君  
 中屋 大介君 田嶋 要君  
 三宅 雪子君 永江 孝子君  
 柳田 和巳君 渡部 恒三君  
 高木 毅君 田村 憲久君  
 丹羽 秀樹君 町村 信孝君  
 吉野 正芳君 鴨下 一郎君  
 池坊 保子君 竹内 譲君  
 高木美智代君 西 博義君  
 石田 三示君 豊田潤多郎君  
 重野 安正君 中島 隆利君

**(質問書提出)**  
 一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 虚偽の捜査報告書を作成した検察官に対する検察庁の処分等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)  
 一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 首都直下巨大地震対策に関する質問主意書(横 衆勝仁君提出)  
 西十和田トンネル(仮称)に関する質問主意書(木村太郎君提出)  
 一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 特定失踪者にかかわるDNA鑑定問題に関する第三回質問主意書(渡辺義彦君提出)  
 奥羽本線の高速化に関する質問主意書(木村太郎君提出)  
 一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 国連における北朝鮮人権状況決議に「事実調査委員会」の設置を盛り込む事に関する質問主意書(柿澤未途君提出)  
 私鉄無料バス等の廃止に関する質問主意書(横 衆勝仁君提出)  
 独立行政法人に対する現役出向に関する再質問主意書(渡辺喜美君提出)  
 竹島周辺で国際ヨットレースが開催されたことに対する政府の対応等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)  
 地方単独事業としての自治体の子どもの医療費に対する公費負担事業に関する質問主意書(橋 慶一郎君提出)  
 一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題のその後の進捗状況に関する質問主意書(橋 慶一郎君提出)

平成二十四年五月二十九日 衆議院会議録第二十二号 議長報告

(答弁書要領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅尾慶一郎君提出東日本大震災後に行政機関の長の人事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出今冬の豪雪によるリソグ雪害対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出企業の本社転出・転入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀直君提出行政改革推進の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出アフリカ諸国の在日大使館(実館)の設置に関する質問に対する答弁書

平成二十四年五月十一日提出 質問 第二三八号

東日本大震災後に行政機関の長の人事に関する質問主意書

提出者 浅尾慶一郎

東日本大震災後に行政機関の長の人事に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日、大地震と津波が東日本を襲い、一万六千名に及ぶ尊い命が奪われ、今なお三千五百人近くの方々が行方不明となっております。爪痕は未だ深く、深く哀悼の意を表したい。

被災地では、官民一体となり今日現在も復旧復興に取り組んでいる。復興を成し遂げるには、政治のリーダーシップと公務員の専門性の発揮が必

要不可欠であるが、現政権の人事に一部こうしたことと逆行する側面が伺える。

当方の調査によつて、震災後間もない平成二十三年七月一日付けで就任した仙台労働基準監督署長は、労働基準関係法令に基づく監督指導、司法事件処理、災害調査、未払賃金立替処理の経験が、過去十年の間に〇件または一件で、ほとんど皆無であることがわかった。何故、同時期に同一の試験で入省し、現場で多くの経験を積んだ者との間に著しい差をつけてまで、震災後間もない時期に震災地の一丁目一番地である仙台労働基準監督署長にこのような未経験者を据えたのか。厚生労働省労働基準局は、選任した理由として、「多角的な見地で対応できる」、「被災地域の各種要望を把握し、連絡する等の業務を行う必要があったこと」を挙げているが、この真意を糾し、公務員制度全般における大きな問題点を明らかにすべきと判断される。

労働基準監督署長の人事は厚生労働省の専権事項ではあるが、それはあらゆる慣行や配置される者の業務経験を無視した恣意的な運用を許す趣旨ではなく、一部の幹部が何等明確な尺度を示されない「知識」という基準で人事を決定して良いものではない。このような人事は現場の著しい士気低下を招くだけでなく、労働基準監督署に救済を求める国民に不利益をもたらすことになるのは言うまでもない。

現場経験がほとんど皆無である者を労働基準監督署長に据えるというのは、あたかも航海の経験の殆ど無い者を、海上保安庁の巡視船の船長に据えるようなものである。震災地である宮城県で、震災後間もない平成二十三年七月一日にこのような人事が行われたことは極めて遺憾で信じ難いことである。

以上のことを糾すべく以下質問する。

一 労働基準監督署は、労働基準関係法令に定める最低限度の労働者の権利を使用者たる事業主に遵守させるために、事業主に監督指導を行

い、監督指導に従わない悪質な事業主に司法処分を含めた厳しい処置を行う権限が与えられた法定機関であると理解しているが、この理解に誤りはあるか。

二 労働基準関係法令等が規定している労働基準監督署が行うべき業務は、監督指導業務、司法事件処理業務、災害調査業務、未払賃金立替業務、労災補償業務以外にどのような業務があるか。法令等の形式的な記載ではなく、「国民視点に立つて」具体的な業務を示されたい。

三 配置される人員が少ない労働基準監督署においては、労働基準監督署長自らが行っている例もあると聞き及んでいるが、これは事実か。

四 震災後間もない平成二十三年七月一日付けで、監督指導業務、司法事件処理業務、災害調査業務の経験がほとんど皆無である者を、仙台労働基準監督署長に就けた理由は何か。「経験」と回答するのであれば具体的な業務経験を、「知識」と回答するのであれば昇進試験、表彰、研修の実績など明確な尺度を示されたい。

五 仙台労働基準監督署長の選任にあつては、多角的な見地で対応するため必要な予算措置を講じ、法整備を行うのは厚生労働省本省であり、労働基準監督署は厚生労働省本省の指揮命令の下で、その経験を最大限活かして「法令に定める業務を迅速かつ適正に行うもの」と理解しているが、この理解に誤りはあるか。

② ①の前提に立てば、特に被災地のような混乱が生じている現場において労働基準監督署長に求められる能力は、予算措置を講じるのに必要な「多角的見地」に基づく政策的な判断ではなく、労働基準関係法令の履行確保のための監督指導や災害調査等によつて培われた

「実地調査の能力であるから、これに乏しい者が現場での指揮監督を行うとなれば、適正かつ迅速な国民の救済が阻害されるものと判断されるが、この見解に誤りがあるか。

③ 仙台労働基準監督署長が、「被災地域の各種要望を把握し、連絡する等の業務は全て行う必要があった」のであれば、前記二にあげた五つの業務又はこれに関連する業務以外に、平成二十三年七月一日以降今日までの間に、仙台労働基準監督署はどのような要望を把握し、どのような機関に連絡をしたのか一例でも具体的にあげられたい。またこの一例にどのような経験を要するのか具体的に説明されたい。

六 現仙台労働基準監督署長と同時期またはその一年前に同一の試験を受けて入省した者で宮城県内に勤務する者が、平成二十三年十月二十六日の時点で、石巻労働基準監督署第一方面主任監督官、滝野労働基準監督署長等に配置されており、署の規模やその配置において大きな格差を生じているが、この格差は適正な能力評価によるものと解して良いか。そうであるならば、石巻署、滝野署に配置した二名は、この格差の一点からのみ判断すれば能力評価が低いということになるが、この二名を両署の主要なポストに就ける理由は何か。

七 同一の試験を受けて採用された国家公務員について、昇進試験、表彰、研修等の客観的な基準によらず、その就任ポストに著しい格差を生じさせてまで国の地方出先機関に配置している例はあるか。

八 労働基準監督署長の人事は、厚生労働省の専権事項であるとしても、あらゆる慣行や、実務経験、昇進試験、表彰、研修実績等を勘案せずに行われても、何等問題は無いのか、総務省の見解如何。

九 震災地である宮城県内の労働基準監督署長に

おいては、親類縁者や友人等を不幸にも亡くした職員が、震災後も怯まず職務を遂行している

内閣衆議一八〇第二三三九号  
平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘

衆議院議員浅尾慶一郎君提出東日本大震災後に  
行われた行政機関の長の人事に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅尾慶一郎君提出東日本大震災  
後に行われた行政機関の長の人事に関する  
質問に対する答弁書

一及び五の①について

労働基準監督署は、厚生労働省組織規則(平  
成十三年厚生労働省令第一号、以下規則とい  
う。第七百九十条各号に掲げる事務を所掌する  
機関である。

二について

労働基準監督署では、事業場に対する監督指  
導、災害調査及び労働者災害補償保険の保険給  
付に関する事務のほか、労働安全衛生関係法令  
に基づく許可等に関する事務等を行っている。

三について

御指摘のような事例もある。

四及び九について

厚生労働省では、仙台労働基準監督署長とし  
ての標準職務遂行能力と適性を有すると認めら  
れる者として、お尋ねの職員を、国家公務員法  
(昭和二十二年法律第二十号、以下「法」とい  
う。第五十八條第一項の規定に基づき、同署長  
に任命した。

また、当該職員は、着任以後、労働基準監督  
署長としての職責を果たし、仙台労働基準監督  
署の管轄区域の東日本大震災からの復興に向け  
ても尽力していると認識している。

五の②について

御指摘の「実地調査」の能力の意味するところ  
が必ずしも明らかではないが、厚生労働省では、  
規則第七百九十条各号に掲げる事務を統括し、  
労働基準監督署所屬の職員を指揮監督する  
労働基準監督署長としての標準職務遂行能力と  
適性を有すると認められる者を、法第五十八條  
の規定に基づき、労働基準監督署長に任命して  
いる。

五の③について

お尋ねについては、例えば、仙台労働基準監督  
署の管轄区域内の事業場の東日本大震災から  
の復旧状況や事業者からの事業再開に関する要  
望について、関係市町村長等との情報共有や意  
見交換を行った。なお、この事例の対応には、  
行政一般に関する幅広い知識と経験が必要であ  
ったと考えている。

六について

厚生労働省では、石巻労働基準監督署第一方  
面主任監督官及び瀬峰労働基準監督署長として  
の標準職務遂行能力と適性を有すると認められ  
る者として、お尋ねの職員を、法第五十八條第  
一項の規定に基づき、それぞれ石巻労働基準監督  
署第一方面主任監督官及び瀬峰労働基準監督

署長に任命した。

七及び八について

御指摘の「同一の試験」、「昇進試験、表彰、  
研修等の客観的な基準」、「著しい格差」及び「あ  
らゆる慣行」の意味するところが必ずしも明らか  
ではないが、総務省としては、各府省の職員  
の任用は、法第二十七條の二、法第五十八條等  
の規定に基づき、適切に行われているものと承  
知している。

平成二十四年五月十一日提出  
質問 第二三三九号

今冬の豪雪によるリンゴ雪害対策に関する再  
質問主意書

提出者 木村 太郎

今冬の豪雪によるリンゴ雪害対策に関する  
再質問主意書

今冬は記録的な豪雪となり、人的被害はもとよ  
り農業にも深刻な被害をもたらした。その中で、  
リンゴ園地に於いても大きな被害が発生し、私は  
去る三月二十三日、「今冬の豪雪によるリンゴ雪  
害対策に関する質問主意書」(質問第一五三三号)を  
提出したが、政府からの答弁書(内閣衆議一八〇  
第一五三三号)に於いて、まだ被害の全容が明らか  
でないことを前提に具体的な対応策を講ずる旨の  
内容ではなかった。

日本一のリンゴ生産県である青森県において、  
リンゴの樹体被害の試算を発表したことを踏ま  
え、改めて国の対応策を再度問う。

従って、次の事項について再質問する。

一 豪雪によるリンゴ園地における被害状況は、  
主力生産県である青森県、長野県を始め、全国  
的にどのようになってきているのか。そして被害額  
はどのくらいになっているのか、それぞれ具体  
的に示されたい。

二 一に関連し、その被害状況に照らし合わせた

時、今年リンゴ生産の見通しを国はどのよう  
に考えているのか。生産量、生産額、また減収  
の見通しをそれぞれ示されたい。

三 国として、リンゴ農家に対して今後どのよう  
な支援を講じていくのか、野田内閣の見解如  
何。

四 三に関連し、被害を受けたリンゴ農家からの  
声として、改植に使う苗の不足を心配する声が多  
い。国としてどのように支援するのか、野田  
内閣の見解如何。

内閣衆議一八〇第二三三九号  
平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘

衆議院議員木村太郎君提出今冬の豪雪によるリ  
ンゴ雪害対策に関する再質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出今冬の豪雪によ  
るリンゴ雪害対策に関する再質問に対する  
答弁書

一について

今冬の大雪によるりんごの被害状況に関して  
は、青森県については、同県が本年四月十六日  
から同月二十五日までに行つた調査によれば、  
りんごの樹体の被害があつたほ場の面積は約五  
千六百二十八ヘクタール、りんごの樹体の被害額  
は約七十九億六千九百万円であると承知してい  
る。長野県を始めとするその他の県については、  
各県が調査中であり、その集計は六月上旬  
頃になると聞いているため、現時点では、お答  
えすることは困難である。

二について

りんごの生産数量の予測は、農林水産省にお  
いて、りんごの着花量や今冬の大雪による枝折

れ等の被害状況を総合的に判断し、本年六月上旬頃までに行うこととしている。りんごの生産額及びりんごの生産者の減収額の予測は、今後の生育状況や市場価格の動向等により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

農林水産省としては、果樹・茶支援対策事業により、りんごの生産者に対し、被害を受けたりんごの樹体の改植や、改植により生ずる未収益の期間に行う防除及び施肥などについて支援するとともに、生産者団体等に対し、苗木の育成のためのほ場の賃借や、穂木や台木の購入などについて支援していく考えである。

平成二十四年五月十一日提出  
質問 第二四〇号

企業の本社転出・転入に関する質問主意書  
提出者 木村 太郎

企業の本社転出・転入に関する質問主意書  
民間の信用調査会社が各都道府県ごとに、企業が本社を県外へ転出・転入した実態を調査し、またその増減差について、都道府県別の順位を発表した。このような調査をしっかりと踏まえ、デフレ経済脱却を果たせざるに在る民主党政権にとつて、雇用対策を始めとする経済政策に活かすことが極めて大事だと考える。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 今回、民間信用調査会社が初めて調査をした各都道府県ごとの企業本社における転出・転入の調査結果について、国はどのように分析し、認識を持つているのか、野田内閣の見解如何。
- 二 一に關連し、本来、国がこのような調査をすべきではないのか、野田内閣の見解如何。
- 三 今回の調査を踏まえれば、国として、各都道府県と連携し、企業を一層サポートしていくための対策が重要と考えるが、これまでにない具

体的な支援を留意しているのか、野田内閣の見解如何。

四 三に關連し、今回の調査発表に於ける転出・転入の増減差について、都道府県別の順位が発表されたが、都道府県ごとに見た場合、特に県外へ転出の多い県に対して、特例的かつ更なる支援策が必要と考えるが、国としてどのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第二四〇号  
平成二十四年五月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員木村太郎君提出企業の本社転出・転入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出企業の本社転出・転入に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
御指摘の調査については、民間調査会社が独自に行った調査であり、政府として見解を述べることが差し控えたいが、全国の企業の様々な状況については、地域ごとの事業所数の増減も含め経済センサス等の調査等を通じて把握を行っているところである。

三及び四について  
お尋ねの「これまでにない具体的な支援」及び「特例的かつ更なる支援策」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、都道府県と連携した企業に対する支援については、例えば、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)に基づき都道府県等が作成した総合特別区域計画において定められた区域について、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置を講じているところである。

平成二十四年五月十一日提出  
質問 第二四一号

北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に關する質問主意書  
提出者 木村 太郎

北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に關する質問主意書

北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に於いては、平成二十七年年度末の開業を目標に建設工事が進められている。しかし一方で、解決のメドが立たず、また新たな問題が生じており、関係自治体や地域に於いて大きな不安と不満が広がっている。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 青函共用走行区間に於ける新幹線の速度を開業から当面は時速一四〇キロメートルで走行すると民主党政府は昨年十二月に決定したが、本来、時速二〇〇キロメートル以上で高速走行する新幹線の機能が発揮されないことが大きな問題であり、国としてどのように解決していくのか、野田内閣の見解如何。
- 二 今回、工事費の総額を八百七十八億円増減することが示されたものの、工事費を分担・負担する青森県や北海道に於いては、その負担の増加が予想されることから納得いかない考えを表明している。これについて、国はどのように対応するのか、野田内閣の見解如何。
- 三 二に關連し、貸付料等の建設費を考えた上、負担軽減に努めるべきではないのか、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第二四一号  
平成二十四年五月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員木村太郎君提出北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間に關する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねについては、平成二十四年四月三日に交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会整備新幹線小委員会が取りまとめた「整備新幹線未着工区間の「収支採算性及び投資効果の確認」に関するとりまとめ」において、「今後、積極的に技術面の検討を行い、できる限り早い時期に速度向上の見通しをつけることが極めて重要である。」とされていることを踏まえ、新幹線と貨物列車の走行の在り方の検討を行うこと等により、早期に結論を得るべく取り組んでまいりたい。

二及び三について

お尋ねについては、建設工事に係る物価上昇や地質不良等の理由により北海道新幹線の建設費(以下単に「建設費」という)が増額となったものであり、建設費の一部を負担する北海道及び青森県に対し建設費の増額について今後とも丁寧に説明を行い理解を得るよう努めるとともに、設備等の建設に係るコストの縮減や御指摘の「貸付料」の建設費への充当により、両道県の負担の軽減を図るべく対応してまいりたい。

平成二十四年五月十一日提出  
質問 第二四二号

平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問主意書  
提出者 橋 慶一郎

平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問主意書

先に内閣衆質一七七第五六号において、平成二十三年度予算における特別会計の積立金及び剰余金の繰入状況等、現状を確認したところであるが、その後は東日本大震災の発災もあり、財政状況は更に厳しくなっているものと思料する。ついては、平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状について、確認の意味を込めて以下九項目にわたり質問する。

一 平成二十二年度予算及び平成二十三年度予算における特別会計の剰余金・積立金等の一般会計への繰入額は、それぞれ七・八兆円、四・二兆円とこのことだが、平成二十四年度予算における繰入額を伺う。

二 特別会計の剰余金のうち、国債整理基金特別会計の剰余金を除いた金額は、平成十九年度決算で十四・三兆円、平成二十年度決算で十二・一兆円、平成二十一年度決算で九・一兆円と減少してきたが、平成二十二年年度決算の金額と、前年度比増減の主な要因を伺う。

三 財政投融資特別会計については、平成二十三年度予算において、特例的な措置として、財政融資資金勘定から一兆五百八十八億円を、また、通常の措置として、投資勘定から千七百二十億円を一般会計に繰り入れたが、平成二十四年度予算における復興財源としての国債整理基金特別会計及び一般会計への繰入額を伺う。

四 外国為替資金特別会計については、平成二十三年度予算において、平成二十二年度の剰余金見込額の二兆七千二百三十三億円を、また、特例的な措置として、平成二十三年度に生じる剰余金見込額から二千三百九億円を一般会計に繰り入れたが、平成二十四年度予算における繰入額を伺う。

五 特別会計の積立金のうち、国債整理基金、外

国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金を除いた金額は、平成十九年度決算で十二・三兆円、平成二十年度決算で十三・四兆円、平成二十一年度決算で七・六兆円と急激に減少してきたが、平成二十二年年度決算の金額と、前年度比増減の主な要因を伺う。

六 国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金については、内閣衆質一七七第五六号において、それぞれ、「これを取り崩し、他の施策の実行に充てるのは適当でない」と考へる」との内閣の答弁であったが、この見解は変わらないことを確認する。また、平成二十四年度予算において、年金の国庫負担金の一部に交付国債を充てたことは、積立金の保全の観点から問題は無いのか、内閣の見解を伺う。

七 公債については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債(以下、「建設公債」という。)と、各年度の特別法に基づく特例公債に分けて、平成十九年度から二十二年までの各年度の決算における残高をそれぞれ伺う。

八 建設公債は、一定の公共事業費並びに出資金及び貸付金に充てるために財政法で発行が認められているものであり、いわば投資的な経費を対象として発行が許されているものと解されるが、法の規定の趣旨を確認する。また、建設公債と特例公債は、その使途が異なり、財政運営上、区別して取り扱うべきところ、内閣の見解を確認する。

九 近年、建設公債の残高は一定水準で推移している一方、特例公債の残高は増加の傾向が落ちないことからすると、問題の本質は特例公債の残高を抑制できない点にあるものと思料するが、内閣の見解を伺う。

内閣衆質一八〇第二四二号  
平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 幸弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問に対する答弁書

一 平成二十四年度予算における特別会計の剰余金・積立金等の一般会計への繰入額は、二兆六百五十三億円である。

二 平成二十二年度決算における特別会計の剰余金のうち国債整理基金特別会計の剰余金を除いた金額は、十一兆千八百四十四億円であり、平成二十一年度決算と比べて二兆八百五十五億円の増加となっている。これは、年金特別会計の剰余金が二兆二千四百四十四億円、交付税及び譲与税配付金特別会計の剰余金が一兆千五百五十五億円、それぞれ増加する一方、社会資本整備事業特別会計の剰余金が八千八百八十九億円、財政投融資特別会計の剰余金(平成二十一年度は特定国債資産整備特別会計の剰余金を含む)が四千三百三十二億円、それぞれ減少したことなどによるものである。

三 財政投融資特別会計については、平成二十四年度予算において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第三条第一項の規定に基づき実施する特例的な措置として、財政融資資金勘定から九千

九百六十七億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。)第五十七条第五項の規定に基づき、投資勘定から四百三十九億円を一般会計に繰り入れることとしている。

四 外国為替資金特別会計については、平成二十四年度予算において、特別会計法第八条第二項の規定に基づき、平成二十三年度の剰余金見込額から一兆九千七百二十五億円を一般会計に繰り入れることとしている。

五 平成二十二年度決算処理後における特別会計の積立金等のうち国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金等を除いた金額は、三兆九千二百六十六億円であり、平成二十一年度決算処理後と比べて三兆六千四百八十八億円の減少となっている。これは、財政投融資特別会計の積立金が三兆六千七百億円、食料安定供給特別会計の積立金等が四百五十三億円、それぞれ減少する一方、地震再保険特別会計の積立金が七百億円、貿易再保険特別会計の積立金が三百二十三億円、それぞれ増加したことなどによるものである。

六 御指摘の答弁書(平成二十三年二月十八日内閣衆質一七七第五六号)七についてお答えしたとおり、国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金等については、それぞれの目的に従い積み立てていることから、これを取り崩し、他の施策の実行に充てるのは適当でないと考えており、この見解に変わりはない。

平成二十四年度における基礎年金の給付に要する費用等の二分の一に相当する額と三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)

を国庫の負担とするために発行され、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)に交付される国債(以下「年金交付国債」という。)については、平成二十四年二月十日に国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の規定により、厚生労働大臣が年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定(以下「両勘定」という。)の積立金として管理運用法人に寄託したものとみなされる。また、同年三月三十日に国会に提出した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の規定により、年金交付国債は、平成二十六年以後に二十年をかけて、消費税率引上げによる増収分を充てて償還することが明確化されている。したがって、このような年金交付国債の発行、交付等による一連の処理については、両勘定の積立金の保全の観点から問題があるとは考えていない。なお、平成二十四年度の両勘定の歳入予算においては、年金特別会計基礎年金勘定への繰入金金の財源に充てるため、同年度の差額相当額の積立金からの受入見込額を計上しているが、これは、同年度の基礎年金の給付に支障を生じさせないために必要な処理であり、両勘定の積立金を取り崩し、他の施策の実行に充てるものではない。

七について

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行された公債(以下「建設公債」という。)及び建設公債を借り換えるための公債の残高は、平成十九年度末において二百三十七兆円、平成二十年度末において二百二十五兆円、平成二十一年度末において二百三十八兆円、平成二十二年度末において二百四十六兆円であり、各年度における公債の発行の特例に関する法律の規定により発行された公債(以下「特例公債」という。)及び特例公債を借り換えるための公債の残高は、平成十九年度末において二百九十五兆円、平成二十一年度末において三百二十兆円、平成二十二年度末において三百六十五兆円である。

建設公債については、国の歳出は原則として租税等により賄うべきとの原則の例外として、財政法第四条第一項ただし書の規定により、公共事業費、出資金及び貸付金の財源となる場合に限り発行することができることとされているが、これは、公共事業費等については、国の資産を形成し、通常、当該資産からの受益が長期にわたることから、当該資産の財源を公債等により賄い、その元利償還を通じて後世代にも相応の負担を求めることは、負担の世代間公平の観点から許容されると考えられることによる。一方、特例公債については、同法において発行が予定されておらず、税収等のほか建設公債発行収入によってもなお不足する一般会計の歳出の財源に充てるため、各年度において、同法第四条第一項の特例法を制定し発行してきている。建設公債と特例公債は、いずれも国の借金であることに変わりはなく、財政規律の観点から全体としての発行額を抑制する必要があるが、発行根拠や使途が異なることから、予算、発行実務等においても区別して管理している。

九について

近年の特例公債等の残高の異増については、歳出面における少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加等、歳入面における景気の悪化や減税等による税収の落ち込みが主な要因と考えている。政府としては、「財政運営戦略」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)における二十二年以降において、国・地方の公債等残高の

対GDP比を安定的に低下させる」との財政健全化目標の達成に向けて財政運営を行っていくことが重要であると考えている。

平成二十四年五月十四日提出  
質問第二四三号  
行政改革推進の基本姿勢に関する質問主意書  
提出者 中川 秀直

行政改革推進の基本姿勢に関する質問主意書  
増税論議の前提条件として、行政改革を推進することは重要な課題である。従って、現政権の行政改革推進の基本姿勢に関して下記の質問をする。

- 一 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(以下、「行政改革推進法」)第五十九条は、「政府は、平成二十七年以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づけることを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。三 過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。」としている。この条文に関連して、下記の件について回答されたい。
- (一) 平成一八年七月七日に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(以下、「骨太の方針二〇〇六」)では、「行政改革推進法」に基づき、平成二十七年末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約一四〇兆円規模で圧縮する。」とある。
- ① 現政権もこの資産圧縮目標額を継承しているか。異なる資産圧縮目標がある場合にはその目標額を回答されたい。
- ② 現政権の国の資産圧縮の具体的項目毎の目標額を回答されたい。
- (二) 平成一八年七月七日に閣議決定した「骨太の方針二〇〇六」では、国有財産については、今後一〇年間の売却収入を約一二兆円としている。
- ① 二〇〇七年度、二〇〇八年度、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度の国有財産売却収入はいくらか。
- ② 現政権も、平成一八年から一〇年間の国有財産売却収入約一二兆円という目標額を継承しているか。異なる目標額がある場合にはその目標額を回答されたい。
- ③ 国有財産の売却について、二〇〇九年五月の内閣官房行政推進室の資料は、庁舎・宿舍跡地やその他の未利用国有地の売却収入について、国有地全体で一〇年間で三兆六千億円売却見込みで、〇六一〇七年度に六七三億円を売却済として
- 二〇〇八年度、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度の国有地売却収入を回答されたい。
- ④ 国有財産の売却について、二〇〇九年五月の内閣官房行政推進室の資料は、政府保有株式(日本郵政、日本政策投資銀行等)の売却収入について、一〇年間で八兆四千億円売却の見込みで、〇六一〇八年度に一三〇三億円を売却済としている。
- 二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度の政府保有株式の売却額を回答されたい。
- 日本郵政及び日本政策投資銀行の民営化の見直しに伴い、今後一〇年間の政府保有株式の売却額が二〇〇九年五月に想定



したよりも減少する額を回答されたい。  
この減少額を何によって補うのかを回答されたい。

(三) 平成一八年七月七日に閣議決定した「骨太の方針二〇〇六」では、「財政融資資金貸付金については、財政改革の継続に加え、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後一〇年以内であわせて一三〇兆円超の圧縮を実現する」とある。

① 二〇〇九年五月の内閣官房行革推進室の資料は、二〇〇六―二〇〇七年度に約五十兆円を圧縮済とあるが、二〇〇八年度、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度の財政融資資金貸付金の圧縮額を回答されたい。

② 現政権も一〇年間で百三十兆円超の貸付残高を圧縮予定という目標を継承しているか。異なる目標がある場合にはその目標額を回答されたい。

二 平成一七年一二月二四日閣議決定の「行政改革の重要方針」では、特別会計改革により、今後五年間において合計二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指すとしてされている。この目標は達成されたか、具体的数値を示して頂きたい。また、現政権は特別会計の改革による財政健全化への貢献目標があるか。ある場合には具体的な数字を回答されたい。

三 平成一七年一二月二四日閣議決定の「行政改革の重要方針」では、総人件費改革の実行計画について、「政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員(九四・八万人、郵政公社職員を含む)の総人件費について、対GDP比でみて今後一〇年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進め

るとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する」とある。

① 平成二三年度段階における国家公務員の総人件費は、対GDP比でどの程度か。

② 国家公務員の総人件費について、「対GDP比でみて今後一〇年間で概ね半減させる」ことを現政権は長期的な目安としているのか。右質問する。

内閣衆議一八〇第二四三号  
平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 幸弘殿

衆議院議員中川秀直君提出行政改革推進の基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中川秀直君提出行政改革推進の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一 (一)の①及び②、(二)の②並びに(三)の②について

国の資産の圧縮については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号。以下「行政改革推進法」という。)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」(平成十八年七月七日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、平成十八年度から平成二十二年度までの五年間で、財政融資資金貸付金を約九十八兆円、国有財産を約一兆円、合計約九十九兆円の資産を圧縮するなど、これまで着実に取り組んできているところである。今後も、基本方針決定後における社会経済情勢の変化等により、例えば、国有財産の売却については、株式・不動産市況が低迷していること、財政融資資金貸付金

の圧縮については、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機への対応、「新成長戦略」(平成二十二年六月十八日閣議決定)を踏まえた我が国の成長力強化への対応、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第七条第二号の規定に基づく東日本大震災からの復興への対応等のため、財政融資資金の積極的な活用を図っていること等に留意しつつ取り組んでまいりたい。

一 (二)の①について

一般庁舎・宿舍の跡地、未利用国有地等及び民営化法人等の株式の売却による収入については、平成十九年度決算において四千七百七十八億円、平成二十年決算において四千五百八十五億円、平成二十一年度決算において千三百八十二億円、平成二十二年決算において八百六十四億円となっており、平成二十三年度決算における当該金額は現時点では確定していない。

一 (二)の③について

一般庁舎・宿舍の跡地、未利用国有地等の売却による収入については、平成二十年決算において千二百七十五億円、平成二十一年度決算において千三百八十二億円、平成二十二年決算において八百六十四億円となっており、平成二十三年度決算における当該金額は現時点では確定していない。

一 (二)の④について

民営化法人等の株式の売却による収入については、平成二十一年度決算及び平成二十二年年度決算において計上しておらず、平成二十三年度決算における当該金額は現時点では確定していない。

日本郵政株式会社の株式については、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第百号。以下「郵政株式会社処分停止法」という。)第二条の規定により、処分が停止されているが、郵政民営化法等の一部を改正する等の法

律(平成二十四年法律第三十号)第五条の規定により、郵政株式会社処分停止法が廃止され、今後、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)附則第十四条の規定により、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされている。

株式会社日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)の株式については、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定により、平成二十六年末を目途として、政投銀による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による政投銀の株式の保有の在り方を含めた政投銀の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずることとされており、同条第二項の規定により、この措置が講ぜられるまでの間、処分しないこととされている。

一 (三)の①について  
財政融資資金貸付金の圧縮額については、平成二十年決算において二十六兆六千六百三十七億円、平成二十一年度決算において十五兆六千七百三十九億円、平成二十二年決算において六兆六千八百八十八億円となっており、平成二十三年度決算における当該金額は現時点では確定していない。

二 について  
「行政改革の重要方針」(平成十七年十二月二十四日閣議決定)においては、特別会計改革について、「今後五年間において合計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指す」としているが、平成十八年度から平成二十二年度までの五年間で、特別会計から合計約四十六兆円の剰余金及び積立金等を一般会計又は国債整理基金特別会計に繰り入れてきており、当該目標は達成されたと考えている。

また、特別会計改革については、「特別会計改革の基本方針」(平成二十四年一月二十四日閣議決定)において、「各特別会計の決算上の剰余金について、積立金に積み立て、又は資金に組み入れる必要がない金額は、現在のきわめて厳しい財政状況に鑑み、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計の歳入に繰り入れる。」としており、これを踏まえ、各年度の予算編成過程において適切に対応していくこととしている。

三の①について  
平成二十三年度予算における国家公務員(民営化後の日本郵政株式会社役員等を除く。)の人員費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合は、一・一パーセント程度となつて

三の②について  
総人員費改革を推進するに当たっては、行政改革推進法第四十二条第二項の規定により、平成二十七年以降の各年度における国家公務員の人員費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度における当該割合の二分の一にできる限り近づくとを長期的な目安として、これに留意することとされている。

平成二十四年五月十四日提出  
質問 第二四四号

アフリカ諸国の在日大使館(実館)の設置に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

アフリカ諸国の在日大使館(実館)の設置に関する質問主意書

我が国が承認している国の数は百九十四箇国であるが、我が国に大使館(実館)(以下単に「実館」という。)を設置している国の数は百四十九箇国にとどまっている。アフリカに関しては、我が国は

五十四箇国承認しているが、我が国に実館を設置している国は三十七箇国にとどまり、残る国のうち、十箇国は中国等に設置された大使館が我が国を兼轄しているほか、七箇国は兼轄公館さえ設置していない。

我が国は、アフリカ開発会議(TICAD)を主導しており、アフリカの成長及び安定を実現するため、対アフリカ外交を積極的に推進している。また、アフリカ諸国は国連加盟国百九十三箇国のうち約三割を占めていることに鑑みれば、国際社会において我が国の主張に対する理解と支持の基礎を拡大していく上で、今後とも、アフリカ諸国との関係を更に強化し発展させることは、極めて重要であり、我が国に新たに実館が設置されれば、我が国と当該国との友好関係の発展及び緊密化に資することとなる。右を踏まえ、以下質問する。

一 アフリカ諸国の我が国への実館設置状況に関する政府の認識如何。

二 外務省は、我が国に実館を設置していないアフリカ諸国の実館設置に関する意向を把握しているか。把握している場合は、その内容を個別に全て明らかにされたい。

三 二に関連し、意向を把握していない場合は、我が国への実館設置に関する当該国の意向を確認すべきと考えるが、政府の見解如何。

四 昭和六十年代、東京の地価の高騰等により、諸外国の在京大使館の維持及び運営が困難な状況となり、我が国政府としても対応策を検討していたと承知しているが、その際の検討内容及び対応策を具体的に明らかにされたい。

五 実館の設置は、基本的には各派遣国の意思や考え方を中心に検討されるべき事項であるが、アフリカ諸国に関しては、我が国に実館を設置していない主な理由として経済的な負担の大きさがあり、我が国の支援があれば、実館設置国数は増加するものと思われる。

1 昭和六十二年十月十五日の参議院決算委員

会における政府答弁によると、当時、五箇国の外国政府が我が国の国有地を大使館敷地として賃借していたと承知しているが、現在、我が国の国有地を大使館敷地として貸し付け等、外国政府に対し、国有財産の貸付けを行っている物件につき、その区分(土地、建物等)、所在地、面積、用途、貸付料及び契約の始期を個別に全て明らかにされたい。

2 我が国に実館を設置していないアフリカ諸国に対し、当該国の意向を確認した上で、経済的な理由により設置していかないような場合には、政府開発援助によることは困難であるとしても、例えば、我が国で未利用となつてゐる国有地や庁舎・宿舍等、未利用国有財産を活用しての支援等を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二四四号  
平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出アフリカ諸国の在日大使館(実館)の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出アフリカ諸国の在日大使館(実館)の設置に関する質問に対する答弁書

一 について

大使館の設置は、その設置を求める国が判断するものであり、我が国に大使館を設置しているアフリカ諸国の数は、平成二十四年五月現在で、我が国が承認している五十四か国のアフリカ諸国のうち、三分の二を超える三十七か国である。

二及び三について

外務省としては、アフリカ諸国の我が国にお

ける大使館の設置の意向について聴取しており、関連情報を把握している。その内容については、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

四について

昭和六十二年に、一部の在京大使館から、大使館の維持・運営に係る財政負担を軽減するため、新たな大使館事務所及び大使公邸の建設に向けた支援の要望があったところである。外務省としては、当該要望を受け、いかなる対応が適切であるかを検討し、同省等から民間会社に対して協力を求めた結果、地元自治体の理解を得つつ、平成七年に大使公邸専用の賃貸用集合住宅が建設された。

五の1について

現在、外国政府に対し、国有財産の貸付けを行っている物件は、国ごとに、①区分、②所在地、③面積、④用途、⑤貸付料の年額及び⑥貸付始期は次のとおりである。

なお、英国及びスペインの貸付料については、現在、その改定の交渉を行っているところである。

(一)アメリカ合衆国  
①土地 ②東京都港区赤坂二丁目 ③約一千万円 ④明治二十三年

(二)英国  
①土地 ②東京都千代田区一番町 ③約三千万円 ④明治五年

(三)スペイン  
①土地 ②東京都港区六本木二丁目 ③約五千九百平方メートル ④大使館敷地 ⑤明治三十一年

五の2について

我が国に大使館を設置していないアフリカ諸国から大使館の設置に係る具体的な要望があつ

た場合には、いかなる対応が可能か慎重に検討してまいりたい。

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員渡辺喜美君提出独立行政法人に対する現役出向に関する質問に対する答弁書

衆議院議員榊澤未途君提出いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出全国瞬時警報システム(Jアラート)自動化の遅れに関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出関西電力管内の電力供給に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問に対する答弁書

平成二十四年五月十五日提出  
質問 第二四四号

独立行政法人に対する現役出向に関する質問  
主意書

提出者 渡辺 喜美

独立行政法人に対する現役出向に関する質問  
問主意書

独立行政法人に対する現役出向に関し、以下質問する。

一 独立行政法人の役員でない職員総数及び独立行政法人に対し、役員に就いていない国家公務員の現役出向者数の総数、役員に就いていない国家公務員OBの総数をそれぞれ、二十十年一月一日時点、二十一年十一月一日時点で示されたい。

平成二十四年五月二十九日 衆議院会議録第二十二号 議長報告

二 一について政府の認識・見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一八〇第二四五号  
平成二十四年五月二十五日

衆議院議員 榊澤 未途  
衆議院議員 横路 幸弘  
衆議院議員 野田 佳彦

衆議院議員渡辺喜美君提出独立行政法人に対する現役出向に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺喜美君提出独立行政法人に対する現役出向に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの時点における「独立行政法人の役員でない職員総数」については把握していないが、独立行政法人の常勤職員数については、平成二十二年一月一日現在では十三万二千四百六十七人、平成二十三年一月一日現在では十三万九千二百十三人である。独立行政法人と国の間においては、独立行政法人の発足に伴い多くの者が国の職員から独立行政法人の職員へ移行し、その後も恒常的に人事交流が行われているところ、お尋ねのように独立行政法人の職員を「国家公務員の現役出向者」や「国家公務員OB」として現時点において分類することは困難であり、また、お尋ねのように過去の一定の時点における職員数を数えることは独立行政法人において膨大な作業を要すること等から、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十四年五月十六日提出  
質問 第二四六号

いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問主意書

提出者 榊澤 未途

いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問主意書

平成二十一年六月二十三日、公正取引委員会は、国土交通省が発注する公用車の車両管理業務について、談合の疑いを認定し、独占禁止法違反で計10社に排除措置命令と課徴金納付命令等を行なった。

これを受けて国土交通省は、本年4月13日、該当企業である日本道路興運株式会社ほか計9社に対し、1366件の契約について約80億円の損害賠償請求を行なったと発表した。

上記に関し、以下、質問する。

1 損害賠償請求にあたり、「損害額(元本)」が「79億8234万4421円」と算定されているが、仮に5月16日付けで損害賠償額を払うならば、延滞金等は何円になるのか。

2 損害賠償請求においては損害の発生が認定された日から延滞金が発生するのが判例であり、平成21年の排除措置命令、課徴金納付命令等から2年10ヶ月が経過しており、その間、損害賠償請求を行なわぬ事で、延滞金を含む企業側の支払金額をいたずらに大きくしたとも考えられるが、なぜこの間、損害賠償請求をしなかつたのか。

3 独占禁止法第26条2項では、損害賠償請求権は3年間の経過とともに時効消滅すると規定されている。損害額の算定に誤りがあり、実際は損害額をもっと大きく算定すべきであった事が分かった場合、その差額の請求権は時効消滅してしまふのか。

4 損害額の算定は、平成22年1月29日のいわゆる「水門談合事件」の損害賠償請求における損害額の算定と同じ算定方式を用いたものか。違うならば、どこが違うのか、また違う扱いをした理由を明らかにされたい。

5 「水門談合事件」の損害賠償請求では、談合発覚前と談合発覚後の平均落札率の差から損害額を算定している。同じ手法を用いると、平成2

0年度までの国交省の公用車車両管理業務の発注額は年間180億円から190億円であったとされており、これに発覚以前(95.4%)と発覚後(54.1%)の平均落札率の差を乗じ、国土交通省が国の損害を認定した平成17年度から20年度の4年度分の損害額を単純計算すると、約290億円もの損害額となる。これと比して今回の損害賠償請求額の約80億円は低過ぎるのではないか。なぜこのような請求額になっているのか。

6 そもそも国土交通省は今回の損害賠償請求額の個別の算定表を公表していない。なぜか。今後、「予算執行の情開示充実に関する指針」(平成22年3月31日内閣官房国家戦略室)に基づき、エクセル形式で算定表の詳細を公表する予定はあるか。

7 地方整備局等が損害額を算定するにあたり、算定方式について、国土交通省本省にて何らかの基本的考え方にに基づき、統一された基準を示しているものと思われるが、その基本的考え方や統一された基準を示されたい。

8 問5のように本来、賠償請求すべき額と今回の賠償請求額に乖離があるとして、損害賠償請求そのものが請求権が時効消滅する平成24年6月のわずか2ヶ月前に行なわれており、仮に算定方法に過誤があつたとしても、すぐに請求権の消滅を迎えてしまふ。算定方法への異議を表面化させないため、意図的に損害賠償請求の時期を時効消滅直前にしたのではないかと疑われるが、見解如何。

9 国土交通省は、平成15年4月15日の「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」の一環として、談合等の不正行為を行った受注者に対して、請負代金の10分の1に相当する金額を違約金として支払わせる違約金条項の創設を表明している。この「談合違約金条項」は、損害賠償請求の対象となつた当該車両管理業務の契約には盛り込まれているのか。ないと

すれば、その理由は何か。

10 本事案のような車両管理業務は、WTO政府調達協定の対象か対象外か、対象外であるとするればその理由を付記されたい。

11 本年4月13日の「車両管理業務談合事案」における入札談合等関与行為による国の損害等に関する調査結果については、職員は、開発局・開発局の職員団体・北協連絡車管理株式会社との三者会合において、指名競争入札を導入するための「導入スケジュール」と「業者指名の考え方を教示した」とされている。WTO政府調達協定の第10条で「業者指名」が、第11条で「入札の日数」が、厳格に規定されている事から、これらは入札の重要な情報として世界的に認められていると解する事ができる。にもかかわらず、これらの重要な情報を教示した事が「故意または重過失にあらず、職員に損害賠償責任はない」としているのは、正当な判断と言えるのか。

12 「水門談合事件」によつて生じた国の損害は、談合が受注業者のほか入札参加者、世話役事業者、職員等による共同不法行為と考えられ、かつ賠償責任者間の責任割合を算定する事は困難である事から「不真正連帯債務」とであるとされている。今回の損害賠償請求にあつても、職員を請求対象から外すのではなく、共同不法行為として「不真正連帯債務」とするのが適当ではないか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二四六号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問に対する答弁書

1 について

国土交通省が発注した車両管理業務について、公正取引委員会が平成二十一年六月二十三日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)の規定に基づき排除措置命令等を行った事案(以下「本件事案」という。)に關し、同省が談合を行つてきた者に対して行った損害賠償請求について、平成二十四年五月十六日時点で発生している延滞金は、約二十・三億円である。

2, 3及び8 について

本件事案は千三百件以上に及ぶ契約案件に係る事案であり、本件事案に係る損害賠償請求を行うに当たり、適正な損害額を算定するため、所要の期間が必要となつたためであり、御指摘のように「算定方法への異議を表面化させないため、意図的に損害賠償請求の時期を時効消滅直前にした」ということはない。また、御指摘の「賠償請求すべき額」と「今回の賠償請求額に乖離はない」と考え、仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、一般に、損害賠償請求権が時効により消滅しているか否かについては、個々の事案に応じて、裁判所において判断されるものと考えられる。

4, 5及び7 について

本件事案に係る損害賠償請求の損害額については、国土交通省本省が地方整備局等に示したところにより、談合がなければ存在したであろう落札価格を算定し、これと現実の落札価格との差額を損害額とする考え方により算定したものであり、御指摘の「水門談合事件」の損害賠償請求における損害額の算定方法と同じ算定方法

を用いたものである。なお、談合がなければ存在したであろう落札価格については、談合に係る契約案件と同種の相当数の入札事例を基に算定する必要があるため、本件事案に係る損害賠償請求に当たっては、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令において談合が行われたとされていない平成二十年七月十五日以降、同省において発注した平成二十年度後半の車両管理業務に係る委託契約の際の落札率を基に算定し、損害額が約七十九・八億円となつたものである。

6 について

御指摘の「損害賠償請求額の個別の算定表」が具体的に何を指すかは定かではないが、損害額の算定根拠については、御指摘の「予算執行の情報開示充実に関する指針」において公表することが義務付けられているものではなく、公表していない。なお、談合を行つた者等から当該算定根拠の開示を求められた場合には、必要に応じて開示してまいりたい。

9 について

御指摘の「入札契約適正化の徹底のための当面の方策については、本件事案に係る車両管理業務の委託契約は対象としていないため、当該委託契約には、御指摘の「談合違約金条項」は盛り込んでいなかった。

10 について

本件事案に係る車両管理業務については、政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)附属書I日本国付表4に掲げるサービスに該当しないものとして、同協定の適用対象外と解される。

11及び12 について

本件事案のうち、国土交通省北海道開発局が発注した車両管理業務に係る事案において、同局の職員による御指摘の「導入スケジュール」及び「業者指名の考え方」についての説明は、車両管理業務に係る委託契約において指名競争入札

の円滑な導入を進めるために行われたものであり、当該職員が談合への関与を意図したものと認められず、「導入スケジュール」等を示すことによる談合の発生を予見することは困難であつたと考えられることから、当該職員に損害賠償責任はないと判断し、損害賠償請求を行わなかつたものである。

平成二十四年五月十六日提出  
質問 第二四七号

全国瞬時警報システム(Jアラート)自動化の遅れに関する質問主意書  
提出者 木村 太郎

全国瞬時警報システム(Jアラート)自動化の遅れに関する質問主意書

北朝鮮のミサイル発射予告に合わせて、本年四月五日、沖縄県内で全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」という)の伝達試験が行われたが、県内の七市町村において、防災行政無線の設定ミスなどによるトラブルが起きた。さらに同県では、防災無線のない、あつたとしても古く、Jアラートで送られるデジタル音声を自動放送できない自治体もある。

総務省消防庁によると、市町村防災無線等整備状況について、同報系は平成十六年度末から平成二十二年末までの間、七十パーセント台で推移して七十六・三パーセントに留まっているが、昨今、多くの自治体で国からの情報が足止めされ、住民に自動通報されない背景を物語るっており、沖縄県や東日本大震災による被災地は言うに及ばず、国は自衛隊、警察、全国の自治体、消防団等との信頼関係を回復させ、有事に備える万全の態勢を整えることが益々重要と考えられる。  
従つて、次の事項について質問する。  
一 今回の沖縄県内におけるJアラートの伝達試

験について、国としてどのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

二 総務省消防庁の市町村防災無線等整備状況について、同報系は平成十六年度末から平成二十二年末までの間、七十パーセント台で推移して七十六・三パーセントに留まっているが、どのように捉え対応していくのか、野田内閣の見解如何。

三 昨年の東日本大震災や豪雨などにおいて、多くの自治体で国からの情報が足止めされ、住民に自動通報されない自治体が存在する状況について、国としてどのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

四 国は防災無線を遍く全国に備えるため、交付税による支援を行っているものの、負担が重く整備が遅れている財政力の弱い自治体などに対して、どのように支援していくのか、野田内閣の見解如何。

五 一、四に関連し、スピーカーからの遠隔地や屋内において、また、豪雷によって防災無線の音声が届かなくなり、現在でのスピーカー数では全域に伝達できない自治体などに対して、どのように支援していくのか、野田内閣の見解如何。

六 一、五に関連し、自治体によっては、新たな通信手段を賦行しているところもあるが、Jアラートを新しい通信手段と関連付けるなどの活用方法について、国としてどのように対応していくのか、野田内閣の具体的な見解如何。右質問する。

内閣衆質一八〇第二四七号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出全国瞬時警報システム(Jアラート)自動化の遅れに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

平成二十四年五月二十九日

衆議院會議録第二十二号 議長の報告

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出全国瞬時警報システム(Jアラート)自動化の遅れに関する質問に対する答弁書

一について

本年四月五日に行つた沖縄県内における全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」という)の放送試験においては、七市町村で不具合があつたため、機器の調整等を行つたところ、同月十日に行つた再試験では不具合は見られなかつたが、当該再試験において、新たに一市で不具合が見つかり、その後、改善が図られたと承知している。政府としては、今回の放送試験は、Jアラートにより送信される情報の住民に対する確実な伝達を図る上で有意義であつたと考えている。

二及び四について

市町村防災無線の整備については、各市町村特別区を含む。以下同じ。が地域の実情に応じて行うべきものであるが、政府としては、地方債の対象とし、その元利償還金について地方交付税措置を講じているほか、平成二十三年度第三次補正予算において消防防災通信基盤のデジタル化等について消防防災通信基盤整備補助金の対象とする等、その促進を図つてきたところであり、今後とも、各市町村において防災無線の整備が円滑に行われるよう、配意してまいりたい。なお、市町村防災無線の整備率は、平成二十三年三月末現在で、七十六・四パーセントとなっている。

三について

Jアラートにより送信される情報を住民に対して滞りなく伝達するためには、各市町村において、防災無線等を自動的に起動するためのJアラートの自動起動機(以下「自動起動機」という)の整備が有効であると考へており、政府としては、自動起動機について、地方債の対象とし、その元利償還金について地方

交付税措置を講じているほか、平成二十一年度第一次補正予算において防災情報通信設備整備事業交付金の対象とする等、その整備の促進を図つてきたところであり、今後とも、各市町村において自動起動機の整備が円滑に行われるよう、配意してまいりたい。

五及び六について

防災無線による災害情報等の伝達の補完やJアラートと新しい通信手段との連携については、携帯電話端末への電子メール(緊急速報メール)等の多様な災害情報伝達手段を各市町村において活用することが有効であると考へている。政府としては、現在一住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験を行つていくところであり、その成果を各市町村に周知すること等により、多様な情報伝達手段の活用を推進してまいりたい。

平成二十四年五月十七日提出

質問 第二四八号

関西電力管内の電力需給に関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

関西電力管内の電力需給に関する再質問主意書  
意書  
先の質問主意書への答弁(内閣衆質一八〇第二〇九号)の中で、政府は、「お尋ねの「夜間に揚水に回せる電力」及び揚水発電による電力供給量、ピーク時間帯を考慮した時間別料金メニュー等によるピーク時間帯の需要抑制に係る効果並びに買取価格引き上げによる自家発電購入の増分に係る見直しについては、現在、今夏の電力需給の見直しについて、エネルギー・環境会議及び電力需給に関する検討会合の下に開催している需給検証委員会において第三者の立場から客観的に検証することにより透明性及び信頼性を高めつつ、精査

を行つていくところであり、できる限り早く、電力需給対策とともに取りまとめることとしており、お答えすることは困難である。」と述べているが、その後、今夏の電力需給の見直しについて、需給検証委員会において検証が終わり、取りまとめも公表されている。よつて関西電力の電力需給に関する再質問をする。

一 この夏、関西電力管内で、昼間に揚水発電を行うために、夜間に揚水に回せる電力量はどのくらいあると政府は認識しているか。この数字を導き出すために使つた毎正時ごとの揚水に回せる電力量を示せ。

二 この夏、関西電力管内でピーク時に四五〇万kWを揚水発電で供給しようとする、揚水発電で何時間、合計何kWを供給することができると政府は認識しているか。その際、毎正時ごとに何kWを供給していると想定しているかも記せ。

三 この夏、関西電力管内で揚水発電でピーク時三〇〇万kWを供給しようとする、揚水発電で何時間、合計何kWを供給することができると政府は認識しているか。その際、毎正時ごとに何kWを供給していると想定しているかも記せ。

四 この夏の関西電力管内の需給をみるにあたり、政府は、従来の時間別料金メニューよりもピーク時間帯に料金を上げることに伴う節電及びピークシフトをどの程度見込んでいるか。政府の需給見直しに、どれだけ数字が見込まれているか。

五 この夏の関西電力管内の需給をみるにあたり、コジエネの買取価格引き上げによる自家発電購入の増分をどれだけ見込んでいるか。政府の需給見直しに、どれだけ数字が見込まれているか。右質問する。

内閣衆質一八〇第二四八号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出関西電力管内の電力供給に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出関西電力管内の電力供給に関する再質問に対する答弁書

一について

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)が平成二十四年夏の最大電力需要に対応するために行う揚水発電に充てるために夜間に確保できる電力量は、約三千九百五十五万キロワットアワーであることと見込まれる。これを時間帯ごとに見ると、それぞれ、二十二時台で約三十三万キロワットアワー、二十三時台で約二百一十一万キロワットアワー、零時台で約四百五十一万キロワットアワー、一時台から六時台までで一時間当たり約四百八十六万キロワットアワー、七時台で約三百四十四万キロワットアワーであることと見込まれる。

二及び三について

揚水発電は、夜間に供給される電力によりくみ上げられる水量、昼間に揚水発電以外の電力供給のみでは需要を賄えない時間(以下「揚水発電必要時間」という。)の長さ等により供給力が評価される。関西電力管内においては、一について述べた夜間に確保できる電力量によりくみ上げられた水量で揚水発電により得られる電力量は、約二千七百六十八万キロワットアワーであり、また、平成二十四年夏の電力需要が最大となる日における揚水発電必要時間は、八時から二十二時までの十四時間であり、また、当該日における電力需要は十四時台に最大になると見込まれる。関西電力においては、揚水発電により、八時以降、最大で約四百五十

万キロワット(他社からの供給が見込まれる約十六万キロワットを含む。以下同じ。)の電気を供給し続けた場合、約八時間の発電が可能であるが、十六時以降は発電ができなくなると見込まれる。この場合において、揚水発電による供給力を時間帯ごとに見ると、それぞれ、八時台で約八十万キロワット、九時台で約三百五十万キロワット、十時台から十四時台までで約四百五十万キロワット、十五時台で約二百二十万キロワットであることと見込まれる。また、揚水発電により、八時以降、最大で約三百万キロワットの電気を供給し続けた場合、約十一時間の発電が可能であるが、十九時以降は発電ができなくなることと見込まれる。この場合において、揚水発電による供給力を時間帯ごとに見ると、それぞれ、八時台で約八十万キロワット、九時台から十七時台までで約三百万キロワット、十八時台で約百六十四万キロワットであることと見込まれる。

四について

平成二十四年夏の電力供給の見通しについて、エネルギー・環境会議及び電力供給に関する検討会合の下に開催した需給検証委員会において、第三者の立場から客観的に検証した上で、同年五月十四日に報告書(以下「需給検証委員会報告書」という。)を取りまとめており、その中において、ピーク時間帯を考慮した時間別料金メニューについては、「確実性の高い定量的な効果を見積もる段階には至っていない」と言えない」とされたことを踏まえ、政府としては、同年夏の電力供給の見通しにおいては、これを見込んでいない。

五について

コジェネレーションを含む自家発電設備を設ける者の充電可能な余剰電力については、関西電力が平成二十四年四月二十三日時点で約八十九万キロワットであると見込んでいたところ、需給検証委員会報告書において、「充

電可能なものは、ほぼ全て自家消費あるいは充電されることになっており、(中略)現時点で、供給力として、自家発電による追加の電力を積み増すことは困難といわざるをえない」とされたことを踏まえ、政府としては、同年夏の電力供給の見通しにおいては、その更なる積増しを見込んでいない。

平成二十四年五月十七日提出  
質問 第二四九号

羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問主意書

一九八八年頃より、北海道羅臼沖の根室海峡にロシアのトロール漁船が出没し、スケトウダラはじめ各種漁獲物を乱獲する事態が生じている。それにより同地域の漁獲高は今日まで激減しており、漁具、漁業網の破損等、甚大な物理的、経済的被害も生じている。右「政府答弁書一」(内閣衆質一七七第四三七号)と「政府答弁書二」(内閣衆質一七八第三五号)を踏まえ、質問する。

一 ロシアのトロール漁船の操業による被害は、前文で触れたとおりであるが、羅臼漁業協同組合はじめ地元関係者の話によると、本年は、これまで行われたことなかつた四月と五月も操業が行われるという事態が生じているとのことである。政府として、右の事態を把握しているか。

二 ロシアのトロール漁船の操業により様々な被害が生じている問題について、政府としてロシア側とのような協議をしているかとの問いに対して、「政府答弁書一」並びに「政府答弁書二」では、それぞれ「政府としては、『日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する

協定』(平成十年二月二十一日署名。以下「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定」という。)に基づく政府間協議において、御指摘の問題を取り上げてきているほか、外交ルートを通じて、ロシア側に対し、「再発防止のための実効的な措置を講ずるよう申入れを行っているところである。これに対し、これまでロシア側からは、現地関連当局を通じて漁業関係者に伝達する旨の回答を得ている。」

「漁具被害の防止及び漁業資源の保護に向けたロシア側の対応に関する外交上の具体的なやり取りについてお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたいが、政府としては、今後とも、『日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定』(平成十年二月二十一日署名)に基づく政府間協議等の機会及び外交ルートを通じて、この問題の解決に向けた必要な対応を行っていく考えである。」との答弁がなされている。現時点に至るまで、政府によるロシア側に対する申入れの回数は何回か、またそれぞれがいつ、日本側の誰により、どのような手段でなされたのか説明されたい。

三 二で触れた「政府答弁書一」の申入れ並びに「政府答弁書二」の対応に対し、これまでロシア側からどのような回答が得られ、また具体的にどのような措置が実際に講じられているのか、説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二四九号

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員淺野貴博君提出羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に関する質問に対する答弁書

一 御指摘のような事態については、羅臼漁業協同組合からの報告により把握している。  
二 及び三について

先の答弁書(平成二十三年九月六日内閣衆質一七七第七四三七号)二から四までについてお答えしたとおり、ロシア側との外交上の具体的なやり取りについてお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。政府としては、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」(平成十年二月二十一日署名)に基づく政府間協議において、御指摘の問題を取り上げてきているほか、外交ルートを通じて、ロシア側に対し、この問題の解決のための実効的な措置を講ずるよう申入れを行っているところである。こうした日露両政府間のやり取りの結果、平成二十三年十二月に、ウジノサハリンスクにおいて日露双方の漁業者の間で協議が行われ、洋上において漁具被害を未然に防止するための連絡を密にしておくことと意見の一致が見られたと承知している。政府としては、今後とも、ロシア側への働きかけを行い、この問題の解決に向けて努力していく考えである。

平成二十四年五月十七日提出  
質問 第二五〇号

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問主意書

平成二十四年五月二十九日

衆議院会議録第二十二号 議長報告

小沢一郎元民主党政代表の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡り、収支報告書に虚偽の記載があったとして、石川知裕衆議院議員はじめ元秘書三名が逮捕された。小沢元代表自身も、それに関わったとして、東京第五検察審査会により強制起訴をされたが、本年四月二十六日、東京地裁より無罪判決が出されている。このいわゆる陸山会事件並びに小沢元代表の裁判に関連し、元東京地検特捜部の田代政弘検事が、石川議員を取り調べた際、石川議員が「選挙民を裏切ることになる」と検事に言われたことが効いた等と述べたとする内容を捜査報告書に記入し、東京第五検察審査会に提出しているが、後にその内容は全くの虚偽であったことが判明した。「前回答弁書」(内閣衆質一八〇第二二七号)でも触れられているように、田代検事はじめ関係者は、虚偽公文書作成罪等の容疑で市民団体から告発を受けていると承知する。右を踏まえ、再質問する。

一 前文で触れた小沢元代表の事件に関し、東京第五検察審査会に提出された捜査報告書が田代検事によって偽造され、虚偽の内容が書かれていたこと(以下、「虚偽記載」とする。)について、「前回答弁書」では「御指摘の「検事が虚偽の捜査報告書を作成し、それを東京第五検察審査会に提出したこと」などに関し、当該捜査報告書を作成した検察官等を被告発人とする虚偽公文書作成罪等の告発がなされ、検察当局において、当該告発を受理して捜査中である」とも、必要な調査を行っているものと承知しているところ、お尋ねは、現在継続中の捜査の具体的内容に関わる事柄であるので、答弁を差し控えたい。」との答弁がなされている。法理論の内容や捜査中であること等と関係なく、そもそも検事たる者が公平公正であるべき公判を歪めるような行為をし、告発を受ける事態を招いたことについて、法務省、検察庁としてのどのような認識を有しているか。一職員がそのようなこ

とを行ったことに対して、現時点において法務省、検察庁としてどう反省しているか。

二 「必要の調査」とあるが、右の「必要の調査」を拒当している検察庁内の部署並びに責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 「必要の調査」とは、具体的にどのような調査のことであるのか。方法、調査対象等、その詳細な内容について説明されたい。

四 「必要の調査」に関する文書は、法務省、検察庁内において作成され、保管されているか。されているのなら、当該文書の管理・保管に責任を負う者の官職氏名を明らかにされたい。

五 「必要の調査」は、いつまでをめぐりに終えられ、またその結果はどのような方法をもって国民に明らかにされるのか、説明されたい。

六 本年五月四日、田代検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されていること(以下、「流出」とする。)が明らかになっている。右につき「前回答弁書」では「御指摘の「検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されている」旨の事実については、報道により承知しており、検察当局において、必要に応じて調査が行われるものと承知している。」との答弁がなされている。そもそも、捜査報告書が何者かの手によってインターネット上で掲載されていることに関し、法務省、検察庁としてどのような認識を有しているか。

七 六の答弁には、「流出」に関し、「必要に応じて調査が行われるものと承知している。」と、他人事のような答弁がなされているが、検察庁において、「流出」の経緯に関する調査は始められているか。

八 七で、始められているのなら、右を担当している検察庁内の部署並びに責任者の官職氏名

を、更にはその方法や調査対象等、詳細な内容を説明されたい。

九 七の調査に関する文書は、法務省、検察庁内において作成され、保管されているか。されているのなら、当該文書の管理・保管に責任を負う者の官職氏名を明らかにされたい。

十 七の調査は、いつまでをめぐりに終えられ、またその結果はどのような方法をもって国民に明らかにされるのか、説明されたい。

十一 「虚偽記載」は「前回答弁書」で説明がなされている。刑法第一五六条に違反する犯罪行為であり、田代検事は起訴されるのが相当だと考えるが、法務省、検察庁の見解如何。

十二 報道によると、法務省、検察庁として、田代検事を嫌疑不十分で不起訴処分とする方向で最終調整しているとのことであるが、右のような事実はあるか。

十三 十二で、そのような事実があるのなら、右は我が国の法令に照らして適切であるか。野田佳彦内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八〇第二五〇号  
平成二十四年五月二十五日

衆議院議長 横路 幸弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する再質問に対する答弁書

一から五まで及び十一から十三までについて  
お尋ねは、いずれも、先の答弁書(平成二十四年五月十五日内閣衆質一八〇第二二七号)三から六までについて述べたとおり、現在継続

中の捜査の具体的内容に関わる事柄であるので、答弁を差し控えたい。  
六から十までについて

御指摘の「田代検事により作成された虚偽の捜査報告書と思われる文章が、インターネット上で掲載されていること」などに関しては、検察当局において、必要な範囲において調査を行っているものと承知しているところ、お尋ねの点については、今後の調査に支障を来すおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

衆議院会議録第十六号中訂正

三ページ三段末七行及び四ページ一段二行「中野寛成君外十六名」を「長妻昭君外十五名」に訂正する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三三〇円 三三〇円